

袖ヶ浦市地域防災計画

<資料編>

(令和3年度改訂)

資料編

目次

【1】 条例、要綱等	1
資料 1-1 袖ヶ浦市防災会議条例	1
資料 1-2 袖ヶ浦市防災会議の構成	3
資料 1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例	4
資料 1-4 袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程	5
資料 1-5 袖ヶ浦市防災行政無線局（固定系）運用細則	9
資料 1-6 袖ヶ浦市自主防災組織防災資器材貸与要綱	11
資料 1-7 袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱	13
資料 1-8 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	16
【2】 応援協定、覚書関係	20
資料 2-1 災害時における各種協定締結先一覧	20
資料 2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	23
資料 2-3 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	32
資料 2-4 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（埼玉県鶴ヶ島市ほか4市）	34
資料 2-5 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（石油基地自治体協議会加盟団体（全国52自治体））	37
資料 2-6 災害時相互応援協定（全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会（全国10自治体））	40
資料 2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）	42
資料 2-8 東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書（木更津市）	44
資料 2-9 館山自動車道消防相互応援協定書（千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市）	46
資料 2-10 災害時における消防用水等の確保に関する協定（千葉アクア生コンクリート協同組合）	48
資料 2-11 災害発生時における袖ヶ浦市と袖ヶ浦市内郵便局との協力に関する覚書（日本郵便（株）袖ヶ浦郵便局）	50
資料 2-12 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）	52
資料 2-13 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津歯科医師会）	57
資料 2-14 災害時の救護支援活動に関する協定書（NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会）	62
資料 2-15 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合ちばコープ）	67
資料 2-16 災害時における物資の供給に関する協定（（株）主婦の店）	70
資料 2-17 災害時における燃料等の供給に関する協定（千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部）	72
資料 2-18 災害時における輸送車両の提供に関する協定（日進レンタカー（株）袖ヶ浦営業所）	74
資料 2-19 災害時における物資の供給に関する協定（（有）吉田商店）	76
資料 2-20 災害時における燃料等の供給に関する協定書（千葉県エルピーガス協会木更津支部）	78
資料 2-21 災害時における物資等の供給に関する協定（君津市農業協同組合）	80

資料 2-22	災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定（（一社）日本福祉用具供給協会）	82
資料 2-23	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書（（株）セブン-イレブン・ジャパン）	84
資料 2-24	災害時における支援協力に関する協定（イオンリテールストア（株）イオン長浦店）	87
資料 2-25	災害時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）	89
資料 2-26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（（株）ゼンリン）	91
資料 2-27	災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定書（富士石油株式会社袖ケ浦製油所）	94
資料 2-28	災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定（コバシ（株））	96
資料 2-29	災害時電動車両等の支援に関する協定書（千葉トヨペット（株））	98
資料 2-30	災害時における量の供給に関する協定書（（株）クラナミ）	101
資料 2-31	災害時における物資の供給に関する協定書（（株）せんどう）	103
資料 2-32	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定書（（株）ビー・ハウス）	105
資料 2-33	災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））	107
資料 2-34	災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））	108
資料 2-35	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	109
資料 2-36	災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）	110
資料 2-37	災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））	112
資料 2-38	袖ケ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書（東京瓦斯（株）千葉支社）	114
資料 2-39	災害時における無人航空機による活動協力に関する協定（（一社）千葉ドローン協会）	116
資料 2-40	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ケ浦市建設業協同組合）	118
資料 2-41	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ケ浦造園協同組合）	121
資料 2-42	災害時における災害活動拠点等の電気工事等の応急対策に関する協定（袖ケ浦電業会）	124
資料 2-43	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ケ浦市管工事業協同組合）	126
資料 2-44	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ケ浦市建築業協力会）	128
資料 2-45	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（八富企業（株）・丸栄産業（株））	130
資料 2-46	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）	132
資料 2-47	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する支援協定（袖ケ浦市測量設計業協同組合）	134
資料 2-48	応急給水等に係る確認書（かずさ水道広域連合企業団）	136
資料 2-49	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド（株）木更津支社）	138
資料 2-50	災害時における応急対策の協力に関する協定書（千葉土建一般労働組合かずさ支部）	141
資料 2-51	広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング（株））	143
資料 2-52	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（袖ケ浦市内の民間福祉施設（15 施設））	145
資料 2-53	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（エコシステム千葉（株））	147
資料 2-54	陸上自衛隊木更津飛行場周辺で航空事故が発生した場合の連絡・調整に関する協定書（陸上自衛隊木更津駐屯地）	149
資料 2-55	災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書（（株）アクティオ）	151
資料 2-56	感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定（（一社）千葉県ペストコントロール協会）	153
資料 2-57	災害時における支援協力に関する協定（千葉県行政書士会）	155

資料 2-58	災害時における入浴施設の開放等に関する協定（(株) 新昭和）	157
資料 2-59	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会）	159
資料 2-60	袖ヶ浦市建設業協同組員名簿	162
資料 2-61	協定締結先一覧（応急対策関係）	163
【3】	基準	165
資料 3-1	被害の認定基準（災害総括報告）	165
資料 3-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	173
【4】	情報通信・広報関係	178
資料 4-1	千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）	178
資料 4-2	袖ヶ浦市非常通信ルート	180
資料 4-3	市防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所	181
資料 4-4	I P 無線機一覧表	186
資料 4-5	災害に関する広報文例	187
資料 4-6	消防通信の概要	192
資料 4-7	消防無線の現況	193
【5】	危険箇所等	196
資料 5-1	急傾斜地崩壊危険区域一覧	196
資料 5-2	土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覧	197
資料 5-3	土砂災害警戒区域等及び河川等の浸水想定区域内の要配慮者施設一覧	201
資料 5-4	山腹崩壊危険地区一覧	203
【6】	交通・輸送関係	204
資料 6-1	緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等	204
資料 6-2	市所有車両一覧	215
資料 6-3	消防車両の現況	217
資料 6-4	千葉県緊急輸送ネットワーク図	218
資料 6-5	袖ヶ浦市都市計画マスタープラン（道路ネットワーク形成方針図）	219
【7】	防災施設・設備関係	220
資料 7-1	一時避難（集合）場所一覧	220
資料 7-2	福祉避難所一覧	222
資料 7-3	備蓄倉庫の現況	223
資料 7-4	備蓄品の現況（主要品目）	224
資料 7-5	消防本部が保有する救急救助資機材等	228
資料 7-6	水防倉庫及び水防用資器材一覧	229
【8】	医療・救護関係	230
資料 8-1	トリアージタグ	230

資料 8-2	市内の医療機関	238
資料 8-3	薬局等医薬品販売業者一覧	241
【9】	その他	242
資料 9-1	気象等観測施設一覧	242
資料 9-2	応急仮設住宅建設候補地一覧	243
資料 9-3	袖ヶ浦市自主防災組織一覧	244
【様式集】		247
様式 1	自衛隊派遣要請の様式（県への要請の様式）	247
様式 2	避難所運営のための様式	249
様式 3	応急医療救護に関する様式	253
様式 4	り災証明書発及びり災証明書交付願の様式	254
様式 5	行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの様式	256
様式 6	市の報告様式	260

【1】 条例、要綱等

資料1-1 袖ヶ浦市防災会議条例

袖ヶ浦市防災会議条例

(昭和46年11月3日)
条例第69号

改正	昭和48年	3月19日	条例第16号	昭和53年	9月29日	条例第30号
	平成3年	3月28日	条例第19号	平成7年	10月2日	条例第22号
	平成12年	4月1日	条例第1号	平成20年	3月31日	条例第5号
	平成25年	3月18日	条例第15号	平成31年	3月14日	条例第1号
	令和3年	6月28日	条例第12号			

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、袖ヶ浦市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

資料編

6 前項の委員の定数は、32 人以内とする。

(委員の任期)

第4条 前条第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県職員、市職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第16号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第19号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月28日条例第12号抄)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-2 袖ヶ浦市防災会議の構成

(令和3年6月28日現在)

選出区分 市防災会議条例第3条		職名	任期
会長	第2項 市長	袖ヶ浦市長	当該職在任期間
委員	第5項第1号 指定地方行政機関	関東農政局千葉県拠点 地方参事官	〃
〃	第5項第2号 自衛隊	陸上自衛隊高射学校高射教導隊第4高射中隊長	〃
〃		海上自衛隊航空補給処長	〃
〃		航空自衛隊第4補給処木更津支処長	〃
〃	第5項第3号 千葉県	君津地域振興事務所長	〃
〃		君津土木事務所長	〃
〃		君津健康福祉センター長	〃
〃	第5項第4号 千葉県警察	木更津警察署長	〃
〃	第5項第5号 教育長	袖ヶ浦市教育長	〃
〃	第5項第6号 消防庁・消防団長	袖ヶ浦市消防長	〃
〃		袖ヶ浦市消防団長	〃
〃	第5項第7号 袖ヶ浦市	袖ヶ浦市副市長	〃
〃		袖ヶ浦市企画政策部長	〃
〃		袖ヶ浦市総務部長	〃
〃		袖ヶ浦市財政部長	〃
〃		袖ヶ浦市市民子育て部長	〃
〃		袖ヶ浦市福祉部長	〃
〃		袖ヶ浦市環境経済部長	〃
〃		袖ヶ浦市都市建設部長	〃
〃		袖ヶ浦市教育部長	〃
〃	第5項第8号 指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)木更津駅長	2年間
〃		東日本電信電話(株)千葉事業部千葉支店長	〃
〃		東京電力パワーグリッド(株)木更津支社長	〃
〃		東京ガス(株)千葉支社長	〃
〃	第5項第9号 自主防災・学識経験	袖ヶ浦市自治連絡協議会長	〃
〃	第5項第10号 防災関係機関	君津木更津医師会理事	〃
〃		君津木更津歯科医師会監事	〃
〃		君津木更津薬剤師会理事	〃
〃		袖ヶ浦市赤十字奉仕団委員長	〃
〃		かずさ水道広域連合企業団技師長	〃

資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例

袖ヶ浦市災害対策本部条例

(昭和46年11月3日)
(条例第70号)

改正 平成8年3月27日 条例第1号
平成25年3月18日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定により、袖ヶ浦市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-4 袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程

袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程

(昭和56年4月1日)
訓令甲第3号

改正	昭和60年	3月25日	訓令甲第4号	平成元年	3月31日	訓令甲第7号
	平成4年	4月1日	訓令甲第3号	平成6年	3月25日	訓令甲第2号
	平成7年	3月31日	訓令甲第2号	平成13年	3月30日	訓令甲第5号
	平成24年	3月22日	訓令甲第1号	平成31年	3月29日	訓令甲第9号
	令和3年	1月28日	訓令甲第1号	令和3年	3月18日	訓令甲第4号
	令和4年	3月11日	訓令甲第2号			

(趣旨)

第1条 この規程は、袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する袖ヶ浦市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第4条第1項第1号に規定する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 遠隔制御装置 固定局に付属し、有線により接続された通信装置をいう。
- (5) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (6) 固定系 固定局、固定系子局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線設備 法第2条第4号に規定する設備をいう。
- (8) 無線従事者 法第2条第6号に定める者で、法第51条の規定により選任された者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮、監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災安全課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が、その職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれに充てる。

(管理者)

第7条 固定局の通信操作を行う課等に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課等に設置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。

3 管理者は、課等の長をもって充てる。

(無線従事者の配置・養成等)

第8条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。ただし、消防本部においては、別途作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に法その他関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の通信操作を行う。

2 通信取扱者は、無線局の通信操作に携わる一般職員とする。

(備付け書類等)

第11条 通信取扱責任者は、法その他関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のもとに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎月管理責任者及び管理者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理及び保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 定期保守点検

2 点検項目については、無線設備の点検表(様式第4号)のとおりとする。この場合において、定期保守点検については、指定業者と年間保守委託契約を締結し、年1回実施するものとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者又は管理者とする。

(2) 定期保守点検は、管理責任者とする。

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者及び防災安全課の通信取扱責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練……年1回以上

(2) 定期通信訓練……毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、法その他関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(その他)

第16条 その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年訓令甲第4号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年訓令甲第7号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年訓令甲第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成6年訓令甲第2号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年訓令甲第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令甲第5号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令甲第11号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令甲第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令甲第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令甲第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日訓令甲第1号）

資料編

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(袖ヶ浦市防災行政無線局(移動系)運用細則の廃止)

2 袖ヶ浦市防災行政無線局(移動系)運用細則(平成3年訓令甲第21号)は、廃止する。

附 則(令和3年3月18日訓令甲第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月11日訓令甲第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表 略

様式 略

資料1-5 袖ヶ浦市防災行政無線局（固定系）運用細則

袖ヶ浦市防災行政無線局（固定系）運用細則

（平成3年3月28日）
訓令甲第20号

改正	平成9年	3月31日	訓令甲第4号	平成13年	3月30日	訓令甲第5号
	平成17年	3月31日	訓令甲第6号	平成21年	3月30日	訓令甲第11号
	平成24年	3月22日	訓令甲第1号	令和2年	10月30日	訓令甲第15号
	令和3年	3月18日	訓令甲第4号			

（趣旨）

第1条 この細則は、袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程（昭和56年訓令甲第3号）第12条の規定により、防災行政無線局（固定系）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（放送の範囲）

第2条 放送を行うことのできる範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害情報並びに災害についての予報及び警報に関すること。
- （2）市民の福祉（人命その他特に緊急重要な事項）に関すること。
- （3）公害注意報及び公害警報に関すること。
- （4）市行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項に関すること。
- （5）その他電波法（昭和25年法律第131号）に定める範囲内で管理者が特に必要と認める事項

（放送の種類及び時間）

第3条 放送の種類は、一般放送、緊急放送、メロディ放送及び試験放送とする。

- 2 一般放送は、前条第4号及び第5号に規定する事項に関する放送とする。
- 3 緊急放送は、前条第1号から第3号までに規定する事項が発生し、又は発令された都度放送する。
- 4 メロディ放送は、次により毎日3回行うものとする。

夏期（4月～9月）

午前7時00分、正午、午後6時00分

冬期（10月～3月）

午前7時00分、正午、午後5時00分

- 5 試験放送は、無線設備の試験に関する放送とする。
- 6 原則として、平常執務時間内については防災安全課において、平常執務時間外については消防本部において放送するものとする。

（放送の依頼）

第4条 放送を依頼しようとする者は、放送予定日の7日前までに放送依頼書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する際は、この限りでない。

（放送）

第5条 管理者は、前条の規定により放送の依頼を受けたときは、その内容を検討し、第2条に定める放送の範囲に適合する事項についてのみ放送させることができるものとする。

資料編

附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年訓令甲第4号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令甲第5号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第6号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令甲第11号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令甲第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日訓令甲第15号）

この訓令は、令和2年11月2日から施行する。

附 則（令和3年3月18日訓令甲第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略

資料1-6 袖ヶ浦市自主防災組織防災資器材貸与要綱

袖ヶ浦市自主防災組織防災資器材貸与要綱

(昭和59年3月12日)
(告示第26号)

改正 平成29年7月18日 告示第133号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織及び袖ヶ浦市災害対策コーディネーター連絡会（以下「自主防災組織等」という。）に対し、必要な防災資器材（以下「資器材」という。）を貸与することにより、自主防災組織等の育成及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災識 自主防災を目的に区等自治会を単位として組織される団体であり、市長が認めたものをいう。
- (2) 袖ヶ浦市災害対策コーディネーター連絡会 災害対策コーディネーターの養成及び支援並びに災害ボランティア活動を効果的かつ最大限に活かすことのできる仕組み作りの構築及び維持に資することを目的に組織された団体をいう。

(資器材の貸与の申請)

第3条 資器材の貸与を受けようとする自主防災組織等は、袖ヶ浦市自主防災組織等防災資器材貸与申請書（様式第1号）に自主防災組織の規約の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸与するかどうかを決定し、袖ヶ浦市自主防災組織等防災資器材貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした自主防災組織等に通知するものとする。

(貸与の条件)

第5条 市長は、前条の規定により資器材を貸与する旨の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 資器材の維持及び管理は、自主防災組織等が行うこと。
- (2) 年4回以上資器材の点検を行うこと。
- (3) 年1回以上資器材を使用した訓練を行うこと。

(事業の報告)

第6条 資器材の貸与を受けた自主防災組織等は、年度末までに当該年度に実施した事業について袖ヶ浦市自主防災組織等事業報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(貸与決定の取消し)

第7条 市長は、自主防災組織等が偽りその他不正の手段により資器材の貸与を受けたときは、貸与決定を取り消し、既に貸与してある資器材を返還させることができる。

資料編

(検査及び報告)

第8条 市長は、自主防災組織等に対して資器材を検査し、又は報告を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和59年2月3日から施行する。

附 則 (平成29年告示第133号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式 略

資料1-7 袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱

袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱

(平成3年11月20日)
(告示第102号)

改正 平成9年 1月10日 告示第1号 平成24年 6月27日 告示第140号
令和3年 3月31日 告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災者に対し見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発をいう。
- (2) 被災者 災害により負傷、死亡した者及び被害を受けた建物の所有者又は居住者をいう。
- (3) 負傷 治癒見込期間が5日以上のもをいう。
- (4) 死亡 死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な場合をいう。
- (5) 遺族 死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいう。
- (6) 全壊及び全焼 建物の損壊、焼失及び流失した部分の床面積が、その建物の延べ床面積の70パーセントに達したもの又は建物の主要構造部の被害額が、その建物の時価の50パーセント以上に達した程度のもをいう。
- (7) 半壊及び半焼 建物の損壊、焼失及び流失した部分の床面積が、その建物の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は建物の主要構造部の被害額が、その建物の時価の20パーセント以上50パーセント未満のもをいう。
- (8) 床上浸水 住宅においてその床より上に浸水したもの及び土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができない場合をいう。
- (9) 住家 現実に居住のため使用している建物をいう。
- (10) 非住家 住家以外の建物をいう。
- (11) 被災による居住困難 住家被災により居住が困難となった場合をいう。

(給付対象者)

第3条 見舞金等の給付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項に定める者のほか、特に市長が必要と認めたものは給付対象者とする。

資料編

(見舞金の給付)

第4条 市は、別表に定める基準により、被災者に見舞金を給付するものとする。

(弔慰金の給付)

第5条 市は、災害により死亡した者の遺族に対し、1人につき300,000円の弔慰金を給付するものとする。

(給付制限)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、見舞金及び弔慰金は給付しないものとする。

- (1) 被災者の故意又は重大な過失によるもの
- (2) 市長が不相当と認めたもの
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)又は袖ヶ浦市被災者生活再建支援事業実施要綱(令和3年告示第76号)の支援の適用を受けたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、見舞金及び弔慰金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成9年告示第1号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第140号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第77号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

被害の程度			見舞金額	
全壊及び全焼	住家	持家	100,000円	
		貸家	貸主	50,000円
			借主	50,000円
	非住家		20,000円	
半壊及び半焼	住家	持家	50,000円	
		貸家	貸主	20,000円
			借主	20,000円
	非住家		10,000円	
床上浸水	住家	持家	50,000円	
		貸家	貸主	20,000円
			借主	20,000円
	被災による居住困難	住家	持家	30,000円
	貸家	貸主	10,000円	

			借主	10,000 円
負傷（1人当たり）				10,000 円

※家屋について支給する見舞金は、重複して支給せず、見舞金額の高い方を優先する。

資料1-8 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(昭和59年8月7日)
(告示第84号)

改正	平成元年	8月22日	告示第84号	平成2年	7月30日	告示第54号
	平成4年	9月3日	告示第59号	平成6年	1月6日	告示第3号
	平成6年	1月31日	告示第4号	平成8年	3月5日	告示第17号
	平成9年	3月18日	告示第36号	平成10年	8月10日	告示第130号
	平成11年	10月25日	告示第162号	平成12年	12月6日	告示第174号
	平成29年	8月8日	告示第141号	令和2年	10月22日	告示第197号

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するため、危険住宅の居住者（以下「居住者」という。）が行うがけ地近接等危険住宅移転事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該居住者に補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、第1号から第3号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は次の各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が是正勧告、移転勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅（避難勧告及び避難指示にあっては、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。）をいう。

- (1) 建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）第3条の2の規程により千葉県知事が指定した災害危険区域
- (2) 建築基準法施行条例第4条の規定により建築物の建築が制限されている区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。次号において「土砂災害防止法」という。）第9条の規定により千葉県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条に規定する基礎調査を完了し、かつ、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(種目、経費及び補助金)

第3条 補助金の対象となる事業の種目、経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 居住者が規則第3条の規定により、補助金の交付申請をしようとするときは、市長が指定する期日までにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定による交付決定通知書に付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- （2） 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4） その他市長が必要と認めた条件

（承認の手続）

第6条 居住者が前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 居住者が規則第9条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとするときは、市長が指定する日現在の事業の遂行状況をがけ地近接等危険住宅移転事業遂行状況報告書（様式第3号）によりその日から15日以内に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 居住者が規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条 居住者が補助金の交付を請求しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和59年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成元年告示第84号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成2年告示第54号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成4年告示第59号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成6年告示第4号）

資料編

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成6年告示第3号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成6年分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成8年告示第17号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成9年告示第36号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成10年告示第130号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成11年告示第162号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成12年告示第174号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年告示第141号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年10月22日告示第197号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業種目	経費	補助額
危険住宅除却等事業	危険住宅の移転を行う者（金融機関その他の機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）の除却等に要する経費	当該経費について1戸当たり97万5千円を限度とする。
建物建設（購入）事業	危険住宅の移転を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する費用（当該住	当該経費について1戸当たり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域にあっては、1戸当たり731

	宅に必要な土地を取得する場合にあっては、土地の取得に要する費用を含む。)の全部又は一部を金融機関その他の機関から借り入れた場合、当該費用の借入に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費	万8千円(建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円)を限度とする。
--	---	---

様式 略

【2】 応援協定、覚書関係

資料2-1 災害時における各種協定締結先一覧

災害時における各種協定締結先一覧

(令和4年3月現在)

分類	協定名称	締結先	締結年月日
自治体間 相互応援	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内のすべての市町村	H8. 2. 23
	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	千葉県及び県内のすべての市町村	H9. 7. 31
	平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定	平成3年生まれ同期市(埼玉県鶴ヶ島市ほか4市)	H16. 5. 1
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体(全国55自治体)	H23. 7. 12
	災害時相互応援協定	全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会(全国10自治体)	H29. 5. 25
消防相互 応援	千葉県広域消防相互応援協定	県内市町村	H4. 4. 1
	東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書	木更津市	H9. 10. 30
	館山自動車道消防相互応援協定書	千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市	H19. 7. 4
	災害時における消防用水等の確保に関する協定	千葉アクア生コンクリート協同組合	H30. 11. 20
郵便	災害発生時における袖ヶ浦市と袖ヶ浦市内郵便局との協力に関する覚書	日本郵便(株)袖ヶ浦郵便局	R2. 11. 6
医療関係	地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)君津木更津医師会	H12. 4. 1
	袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)君津木更津歯科医師会	H17. 11. 9
	災害時の救護支援活動に関する協定書	NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会	H14. 5. 8
物資供給	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合ちばコープ	H11. 2. 23
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)主婦の店	H11. 2. 23
	災害時における燃料等の供給に関する協定	千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部	H11. 2. 23
	災害時における輸送車両の提供に関する協定	日進レンタカー(株)袖ヶ浦営業所	H11. 2. 23
	災害時における物資の供給に関する協定	(有)吉田商店	H11. 2. 23
	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県エルピーガス協会木更津支部	H15. 12. 1
	災害時における物資等の供給に関する協定	君津市農業協同組合	H16. 4. 1
	災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H28. 4. 18
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27. 7. 2

分類	協定名称	締結先	締結年月日
物資供給	災害時における支援協力に関する協定	イオンリテールストア (株) イオン長浦店	H28. 5. 1
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H28. 12. 19
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン	H29. 6. 2
	災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定書	富士石油 (株) 袖ヶ浦製油所	R2. 3. 26
	災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定	コバシ (株)	R2. 9. 25
	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	千葉トヨペット (株)	R3. 2. 12
	災害時における量の供給に関する協定書	(株) クラナミ	R3. 2. 19
	災害時における物資の供給に関する協定	(株) せんどう	R3. 10. 1
	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	(株) ビー・ハウス	R3. 11. 17
情報関連	災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム (株)	H22. 2. 18
	災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書	市原FM放送 (株)	H22. 3. 9
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 5. 6
	災害時における放送等に関する協定	(株) ジェイコム千葉	H25. 10. 3
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー (株)	H26. 8. 11
	袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書	東京ガス (株) 千葉支社	H27. 1. 20
	災害時における無人航空機による活動協力に関する協定	(一社) 千葉ドローン協会	R2. 9. 15
応急対策	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書	袖ヶ浦市建設業協同組合	H18. 3. 22
	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書	袖ヶ浦造園協同組合	H18. 9. 26
	災害時における災害活動拠点等の電気工事等の応急対策に関する協定	袖ヶ浦電業会	H18. 12. 4
	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書	袖ヶ浦市管工事業協同組合	H20. 8. 19
	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書	袖ヶ浦市建築業協力会	H20. 8. 19
	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書	八富企業 (株) ・丸栄産業 (株)	H20. 8. 19
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H24. 3. 16
	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する支援協定	袖ヶ浦市測量設計業協同組合	H26. 4. 24
	応急給水等に係る確認書	かずさ水道広域連合企業団	R2. 4. 1
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド (株) 木更津支社	R2. 5. 22
	災害時における応急対策の協力に関する協定書	千葉土建一般労働組合かずさ支部	R3. 12. 23
その他	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング (株)	H26. 11. 5

資料編

分類	協定名称	締結先	締結年月日
その他	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	袖ヶ浦市内の高齢者福祉施設（15 施設）	H28. 2. 16 H28. 7. 1 H29. 2. 16 R4. 2. 3
	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	エコシステム千葉（株）	H29. 5. 11
	陸上自衛隊木更津飛行場周辺で航空事故が発生した場合の連絡・調整に関する協定書	陸上自衛隊木更津駐屯地	R1. 5. 1
	災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書	（株）アクティオ	R2. 2. 13
	感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定	（一社）千葉県ペストコントロール協会	R2. 4. 22
	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	R2. 10. 6
	災害時における入浴施設の開放等に関する協定書	（株）新昭和	R3. 5. 7
	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会	R4. 3. 2

資料 2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応急要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1 目的

この要領は、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

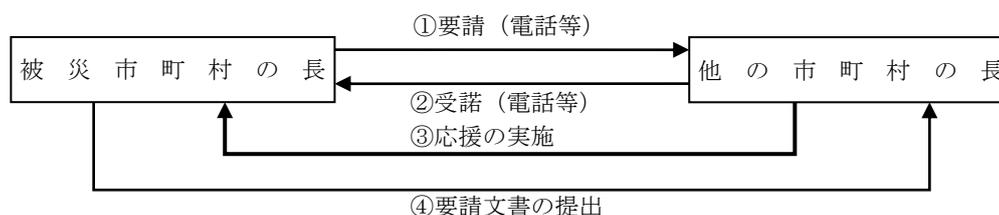
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

- (1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領5ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要な事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例1・単独一要請（要領8ページ）

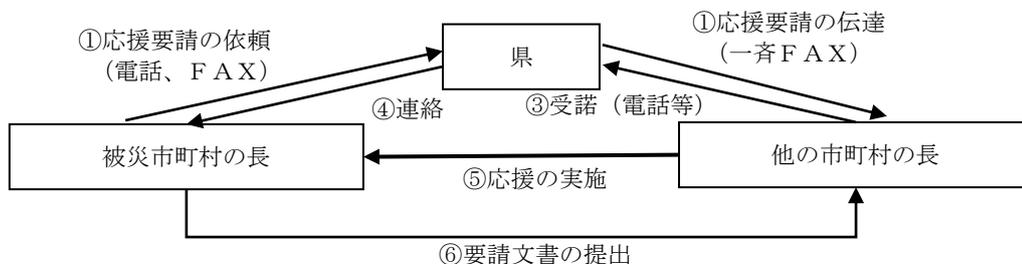
- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例2・単独一受諾（要領9ページ）

- ③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 7 ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項）の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式 1、要領 5 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例 3・広域一要請 1（要領 10 ページ）

- ② 応援要請の伝達 県は、ファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例
記入例 4・広域一要請 2（要領 11 ページ）

- ③ 受諾の連絡 市町村 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。
↓
県

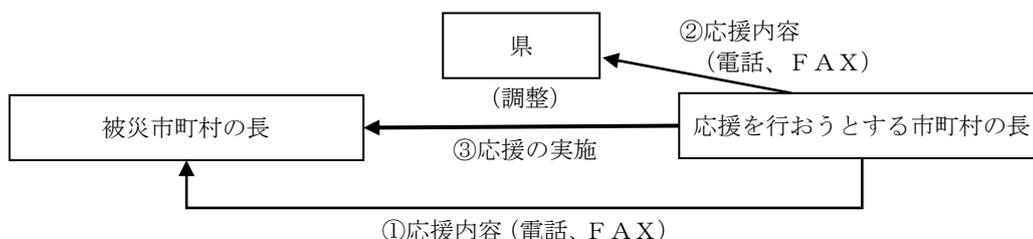
応援連絡表の記入例
記入例 5・広域一受諾（要領 12 ページ）

- ④ 受諾の連絡 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。
↓
要請市町村
- ⑤ 応援の実施 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 7 ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5 自主応援（協定第 5 条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 応援内容の連絡
 応援市町村
 ↓
 被災市町村
- 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式 2、要領 6 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 6 ・ 自主応援（要領 13 ページ）

- ② 応援内容の連絡
 応援市町村
 ↓
 県
- 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともに、応援連絡表（様式 2）をファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。
- (県による調整) 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。
- ③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

6 情報の交換（協定第 8 条）

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行うものとする。

(1) 千葉県総合防災情報システムによる情報交換

ア 「物資管理サブシステム」により管理する次の項目については、平成 8 年度中に県が情報を初期入力し、その後は、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努めるものとする。

- a) 食料、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- b) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c) 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

イ 「支援情報サブシステム」により管理する次の項目については、平成 8 年度中に県が情報を初期入力し、次年度以降は、県の指定する期限までに各市町村において端末入力又は県に文書を提出し情報の更新を行うこととする。

資料編

- a) 公共施設情報
病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号
 - b) 避難所情報
被災者の一時収容のための施設の名称、場所及び電話番号
 - c) ヘリコプター臨時離発着場
救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時離発着場の名称及び住所
 - d) 行政職員情報
職員の職種ごとの人数（市町村役場情報）
 - e) ボランティア団体情報
ボランティア団体の名称、活動内容、連絡先
- (2) その他の方法による情報交換
その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

※ 応援連絡表記入例 - 省略)

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者

下記のとおり要請(受諾)します。

記

① 要請先(応援側) 市町村名等	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
	広域の場合:対象地区	全県・()地区
② 要請者職・氏名	市町村長	
③ 要請日時	平成 年 月 日 時 分	
④ 被害の状況		
⑤ 応援の種類	(協定第2条第 号)	
⑥ 応援の具体的内容及び所要量等		
⑦ 応援希望(可能) 時期・期間		
⑧ 応援場所及び経路		
⑨ その他必要事項		

様式2 (自主応援)

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者

下記のとおり応援します。

記

① 応援者職・氏名	市 町 村 長
② 応援日時	平成 年 月 日 時 分
③ 応援の種類	(協定第2条第 号)
④ 応援の具体的内容及び所要量等	
⑤ 応援可能時期・期間	
⑥ 応援場所及び経路	
⑦ その他必要事項	

様式 3

文 書 番 号
平 成 年 月 日

〇〇〇市（町・村）長 様

〇〇〇〇市（町・村）長

〇 〇 〇 〇



災害時における相互応援の要請について（依頼）

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項（複数の市町村の長に同時に要請する場合は第3条第2項）に基づき、別紙のとおり応援を要請します。

※別紙 災害時相互応援連絡表（様式1）

資料 2-3 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行。以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。ただし、埋め立てによる最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区別はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式1号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書(様式2号)により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

(契約の締結)

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 協定体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

様式 略

資料2-4 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（埼玉県鶴ヶ島市ほか4市）

平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定

平成3年生まれ同期市自治体連絡協議会を構成する千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市、東京都羽村市（以下「構成市」という。）は、地域間交流事業の一環として、災害発生時における相互応援に関し、平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、構成市の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣、資機材及び物資の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (3) ボランティアの斡旋
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続）

第3条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、応援の要請をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援の場所及び当該場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに物資等の品名、数量等
- (6) その他必要な事項

2 災害による通信途絶等により、被災市からの前項の要請がない場合、構成市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、第2条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援物資及び応急復旧活動等に要する経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、市相互の協議により、応援を行う市の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(3) 応援を要請した市が、前号に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市から要請があった場合には、応援を行う市は当該経費を一時繰替支弁する。

(損害補償等)

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその活動による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う市が負うものとする。ただし、応援を要請した市は、応援を行う市から損害賠償について協議の申し入れがあった場合は、これに応ずるものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援を要請した市の応援活動への往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償の責めを迫るものとする。

(情報交換)

第6条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項もしくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書6通を作成し、構成市長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年5月1日

千葉県袖ヶ浦市
埼玉県鶴ヶ島市
大阪府阪南市
埼玉県日高市
奈良県香芝市
東京都羽村市

平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定 変更協定書

千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市及び東京都羽村市は、平成16年5月1日付で締結した平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

1 前文を次のように改める。

平成3年の市制施行により誕生した千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市及び東京都羽村市（以下「構成市」という。）は、災害発生時における相互応援に関し、平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、構成市長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成19年10月25日

千葉県袖ヶ浦市
埼玉県鶴ヶ島市
大阪府阪南市
埼玉県日高市
奈良県香芝市
東京都羽村市

資料 2-5 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（石油基地自治体協議会加盟団体（全国 52 自治体））

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

（目的）

第 1 条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の単位）

第 3 条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり 5 つのブロックに分ける。

（応援の要請）

第 4 条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第 9 条第 1 項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第 2 条第 1 号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第 2 条第 2 号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第 2 条第 3 号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第 2 条第 4 号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第 1 項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第 9 条第 1 項に定める代表幹事に応援を要請する。

- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

- 2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。
- 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
 - (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
 - (3) ブロック幹事が行う活動の支援
 - (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
 - (5) 新たに加わる団体及び離脱する団体の受付
- 2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。
 - 3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2) 第4条第4項に定める応援の要請
- (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

指定ブロック

別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市 町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨木市、市川市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

※平成28年3月31日 船橋市脱退

※平成28年7月31日 横須賀市脱退

※平成31年3月31日 千葉市脱退

資料2-6 災害時相互応援協定（全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会（全国10自治体））

災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資の提供
- (2) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な資機材の提供及び職員の派遣
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援等の要請）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて応援を要請するとともに、速やかに文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数等
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定により要請を受けた協定市町村は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 協定市町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（連絡体制）

第5条 協定市町村は、必要な情報等を相互に提供することにより応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口を定めるものとする。

（応援に係る経費の負担）

第6条 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担するものとする。ただし、第4条第2項に基づき自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これにより難しい場合は、応援を実施した市町村と応援を受けた市町村で協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市町村が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援の業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市町村への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市町村がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、協定市町村のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が個別に災害時に相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市町村の首長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月22日

宮城県 七ヶ浜町	新潟県 聖籠町
茨城県 神栖市	愛知県 知多市
千葉県 袖ヶ浦市	三重県 川越町
新潟県 新潟市	香川県 坂出市
新潟県 上越市	沖縄県 中城村
千葉県 富津市	

資料 2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

千葉県広域消防相互応援協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安心を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

（応援要請の方法）

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受け入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

資料 2-8 東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書（木更津市）

東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定により、木更津市、袖ヶ浦市（以下「協定市」という。）の長は、協定市の行政区域のうち東京湾アクアライン連絡道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市の相互間及び日本道路公団の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第 2 条 協定市は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合において、別表に掲げる応援出動区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（特別応援）

第 3 条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市（以下「出場市」という。）の消防長が協定市の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市の消防長に特別応援の要請をすることができるものとする。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出場）

第 4 条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市（以下「特別応援市」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第 5 条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、第 2 条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が、指揮するものとする。

（軽費の負担）

第 6 条 第 2 条の規定による応援及び第 4 条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令その他別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経常経費は、応援を行った協定市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を災害発生地を管轄する協定市（以下「受援市」という。）が負担するものとする。

- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援市において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市が負担するものとする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、受援市が負担するものとする。
- (4) 特別応援のため出場した消防隊等が受援市の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合における賠償については、受援市がその都度協定市と協議のうえ決定するものとする。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、東京湾アクアライン連絡道が全線開通した日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各記名押印のうえ各1通を保管する。

平成9年10月30日

木更津市
袖ヶ浦市

別表

応援出場区域表		
出場市	出場区域	
	上り線	下り線
木更津市	木更津ジャンクションから 袖ヶ浦インターまでの間	木更津トールゲートから 木更津ジャンクションまでの間
袖ヶ浦市	袖ヶ浦インターから 木更津トールゲートまでの間	—————

資料 2-9 館山自動車道消防相互応援協定書（千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市）

館山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定により、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市（以下「協定市」という。）の長は、協定市の行政区域のうち館山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第 2 条 協定市は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。ただし、袖ヶ浦市にあつては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

（特別応援）

第 3 条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市（以下「出場市」という。）の消防長が出場市以外の協定市の応援を必要と認めるときは、当該出場市の消防長の通報により、災害発生地を管轄する協定市（以下「受援市」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市の消防長に特別応援の要請をすることができるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、出場市の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。この場合において出場市の消防長は、速やかに受援市の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出動）

第 4 条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市（以下「特別応援市」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第 5 条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、受援市の消防隊等が出場した場合は当該受援市の現場指揮者が、受援市の消防隊等が出場しないときは第 2 条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が、指揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令その他別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経常経費は、応援を行った協定市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を受援市が負担するものとする。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援市において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市が負担するものとする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、受援市が負担するものとする。
- (4) 特別応援のため出場した消防隊等が受援市の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合における賠償については、受援市がその都度関係協定市と協議の上決定するものとする。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年7月4日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成15年4月29日に締結した館山自動車道消防相互応援協定書は廃止する。

別表 略

平成19年7月4日

千葉市
市原市
袖ヶ浦市
木更津市
君津市
富津市

資料2-10 災害時における消防用水等の確保に関する協定（千葉アクア生コンクリート協同組合）

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と千葉アクア生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う消防用水等の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において消防用水等の供給を受けることが必要な事態が発生した場合は、乙に対して協力要請書（別記第1号様式）により消防用水等の供給の協力要請を行うことができる。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、協力要請書による要請のいとまがない場合は、電話等により、要請書の内容を伝え要請できるものとする。この場合において、甲は、事後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、別に定める標章を車両に掲げ、指定された場所に出動し、甲の指示する消防用水等の供給（以下「供給業務」という。）を行うものとする。

（指定連絡先）

第3条 甲及び乙は、協力要請に係る指定連絡先を定めるものとする。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合又は変更が生じた場合は、互いに通知するものとする。

（報告）

第4条 乙は、供給業務を開始した時は、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、供給業務を完了したときは、業務内容報告書（別記第2号様式）により、甲に対して報告するものとする。

（軽費の負担）

第5条 供給業務に要した経費は、実費を勘案し、甲乙協議して負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第6条 供給業務により、第三者に損害が生じた場合は、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

（訓練の実施）

第7条 甲及び乙は、消防用水等の確保の業務を円滑に実施するため、機会を捉えて訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練の実施及び参加に要する経費は、甲乙それぞれの負担とする。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月20日

甲 木更津市
君津市
富津市
袖ヶ浦市

乙 千葉アクア生コンクリート協同組合

資料2-11 災害発生時における袖ヶ浦市と袖ヶ浦市内郵便局との協力に関する覚書（日本郵便（株）袖ヶ浦郵便局）

災害発生時における袖ヶ浦市と袖ヶ浦市内郵便局との協力に関する覚書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦市内郵便局（以下「乙」という。）は、袖ヶ浦市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、袖ヶ浦市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、袖ヶ浦市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 袖ヶ浦市 総務部 危機管理課 課長

乙 日本郵便株式会社 袖ヶ浦郵便局 総務課 課長

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は令和2年11月6日から令和3年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間本覚書は更新され、その後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

(附則)

本覚書の締結をもって、平成9年11月6日に締結した「災害時における袖ヶ浦郵便局と袖ヶ浦市の協力に関する覚書」は廃止する。

令和2年11月6日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦郵便局

資料2-12 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と社団法人君津木更津医師会（以下「乙」という。）とは、袖ヶ浦市内で発生した大地震、暴風雨等により医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、袖ヶ浦市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得る事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医師、看護師等からなる医療救護班を編成し、甲の指定場所へ派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、君津木更津医師会災害医療救護計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難場所等における軽傷患者に対する医療の実施
- (4) 死亡の確認
- (5) 助産

（医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

(医薬品・衛生資材等の備蓄、輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

3 備蓄医薬品、衛生資材等の輸送は、甲が行うものとする。

(装備の貸与)

第9条 甲は、乙に対し医療救護活動に要する個人装備の貸与を行うものとする。

(後方医療施設への転送)

第10条 乙所属の医療救護班は、救護所において後方医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方医療施設へ転送できるよう後方医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第13条 本協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第14条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

イ 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ロ 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ハ 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前号の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第15条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

資料編

第 17 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 ヶ月前までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 12 年 4 月 1 日

甲 袖ヶ浦市

乙 社団法人 君津木更津医師会

災害時の医療救護活動実施細目

平成12年4月1日付けをもって締結した「袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定による実施細目は、次のとおりとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第1条 協定書第14条第1項第1号イに規定する経費の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

- (1) 医師 22,200円
- (2) 看護師 14,700円
- (3) 事務職員 8,800円

2 1回の出勤に係る医療救護活動の時間が4時間を越える場合は、前項に規定する額に1時間当たりそれぞれ次の各号に掲げる額（以下「単位加算額」という。）に4時間を越える時間数（以下「超過時間数」という。）を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、単位加算額に100分の125を、また午後10時から午前5時までの場合は、100分の150を乗じて得た額に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 医師 5,500円
- (2) 看護師 3,600円
- (3) 事務職員 2,200円

（扶助費）

第2条 協定書第14条第1項第1号ハに規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（合同訓練参加経費）

第3条 協定書第14条第1項第2号に規定する合同訓練参加費については、無償とする。

2 協定書第14条第1項第2号に規定する合同訓練時における負傷、疾病、死亡の際の扶助費については、災害時の医療救護活動の例による。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 乙は、協定書第14条の規定による費用弁償等の請求及び報告については、医療活動終了後速やかに、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（別記第1号様式）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告書（別記第2号様式）及び医療救護班診療記録（別記第3号様式）を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、薬品・衛生資材使用報告書（別記第4号様式）を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。

資料編

- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
- (5) 救護所を設置した医療施設等において医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか物件損傷報告書（別記第6号様式）を添えて請求するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）に定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（未収金の処理）

第6条 甲は、協定書第10条により転送された後方医療施設において、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払義務者に対する調査を行い、支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払義務者に代って支払うものとする。

（協議）

第7条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

この細目の締結を証するため、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成12年4月1日

様式 略

資料2-13 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 (一社) 君津木更津歯科医師会

袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動 に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と社団法人君津木更津歯科医師会（以下「乙」という。）とは、袖ヶ浦市内で発生した大地震、暴風雨等により歯科医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、袖ヶ浦市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得る事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けた場合は、直ちに君津木更津歯科医師会災害時歯科医療活動計画（以下「災害時歯科医療活動計画」という。）に基づき、歯科医師等からなる歯科医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 乙は、自発的に災害時歯科医療活動計画に基づき救護所等に派遣した場合、遅滞なく甲に報告するものとする。

（災害時歯科医療活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害時歯科医療活動計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所及び避難収容施設等における歯科診療を必要とする被災者に対する応急処置
- (2) 災害時歯科医療計画で定めた歯科医療施設（以下「後方歯科医療施設」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 歯科診療記録等による身元確認の協力

（歯科医療救護班の輸送）

第5条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（歯科医療救護所の設置）

第6条 甲は災害の態様により必要に応じて避難収容所又は被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な医療施設等に救護所を設置する。

2 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、歯科医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

資料編

(後方歯科医療施設への輸送)

第7条 甲は、第4条第2項の規定による歯科医療救護班の決定に従い患者を後方歯科医療施設に転送するものとする。

(指揮命令)

第8条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害時歯科医療活動計画に基づき、乙が行うものとする。

(連絡調整)

第9条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定する者が行う。

(医薬品、歯科用器材等)

第10条 乙所属の歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用器材等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するものとする。

(医療費等)

第11条 災害時歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療施設での医療費の負担は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

(医事紛争発生の措置)

第12条 この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第14条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が支弁するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師、歯科衛生士等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期限)

第 17 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。但し、期間満了前一ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間この協定は更新され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙、双方署名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 9 日

甲 袖ヶ浦市

乙 社団法人 君津木更津歯科医師会

災害時の歯科医療救護活動実施細目

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と社団法人君津木更津歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成 17 年 11 月 9 日甲乙間で締結した「袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 15 条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医薬品及び歯科用器材等）

第 1 条 歯科医療救護活動において使用する医薬品、歯科用器材等は、原則として乙において手配するものとする。

（歯科医療救護活動従事者の費用弁償）

第 2 条 協定書第 14 条第 1 項第 1 号アに定める経費の額は、1 回の出勤につき、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 22,200 円
- (2) 歯科衛生士 14,700 円
- (3) 歯科助手 8,800 円
- (4) 事務職員 8,800 円

2 歯科医療救護活動の時間が 4 時間を越える場合は、前項に定める額に、次の各号に掲げる 1 時間当たりの額（以下「単位加算額」という。）に 4 時間を越える部分の時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 歯科医師 5,500 円
- (2) 歯科衛生士 3,600 円
- (3) 歯科助手 2,200 円
- (4) 事務職員 2,200 円

3 前項の規定にかかわらず、単位加算額は、歯科医療救護活動の従事時間が、午後 5 時から午後 10 時まで及び午前 5 時から午前 9 時までである場合は、前項各号に定める額にそれぞれ 100 分の 125 を乗じて得た額とし、午後 10 時から午前 5 時までである場合は、前項各号に定める額にそれぞれ 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

（災害補償）

第 3 条 協定書第 14 条第 1 項第 1 号ウに定める災害補償の額は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年千葉県市町村総合事務組合条例第 14 号）の規定に準ずるものとする。

（合同訓練参加経費）

第 4 条 協定書第 14 条第 1 項第 2 号に定める合同訓練時における合同訓練参加に要する経費の額は、1 回の合同訓練参加につき次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 22,000 円
- (2) 歯科衛生士 7,200 円
- (3) 歯科助手 6,300 円
- (4) 事務職員 6,300 円

2 協定書第 14 条第 1 項第 2 号に定める合同訓練時における医薬品等の実費弁償及び負傷、疾病、死亡の際の災害補償については、災害時の歯科医療救護活動の例による。

(費用弁償等の請求及び報告)

第 5 条 乙は協定書第 13 条の規定による経費を支弁したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次の各号の規定により一括して甲に請求、報告するものとする。

- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書(様式第 1 号)に各歯科医療救護班の歯科医療救護班活動報告書(様式第 2 号)及び歯科医療救護班診療記録(様式第 3 号)を添えて請求するものとする。
- (2) 歯科医療班が携行した医薬品、歯科用機材を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、歯科用器材使用報告書(様式第 4 号)を添えて請求するものとする。
- (3) 歯科医療救護班の医師、歯科衛生士等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書(様式第 5 号)により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
- (5) 救護所を設置した医療施設等において、歯科医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第 1 号に掲げる様式のほか物件損傷等報告書(様式第 6 号)を添えて請求するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか歯科医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則(昭和 23 年千葉県規則第 19 号)に定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払い)

第 6 条 甲は、前条の規定により請求及び報告された費用弁償等の内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(未収金)

第 7 条 甲は、歯科医療活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払い義務者に対する調査を行うものとする。この場合、支払い不能の事情が判明したときは、当該未収金につき支払い義務者に代わって支払うものとする。

(協議)

第 8 条 この細目に定めのない事項又は細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決めるものとする。

この細目の締結を証するため、本細則 2 通を作成し、甲、乙双方署名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 9 日

様式略

資料2-14 災害時の救護支援活動に関する協定書（NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会）

災害時の救護支援活動に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と君津木更津薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が甲の地域内で発生し、医療活動が必要となった場合には迅速な救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が作成する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師等の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し薬剤師等の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めるところにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師等を甲の指定する救護所に派遣するものとする。

（災害救護支援計画の策定）

第3条 乙は、救護支援活動を実施するため、君津木更津薬剤師会災害救護支援計画（以下「災害救護支援計画」という。）を策定するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の定めるもののほか、必要と認めたときは、医療救護活動及び救護支援活動が可能な被災地周辺の医療施設等に、社団法人君津木更津医師会の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動及び救護支援活動により、医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（薬剤師等の業務）

第5条 薬剤師等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の管理
- (2) 救護所等における医薬品等の調剤業務
- (3) 救護所等における被災者に対する服薬指導
- (4) 医薬品等の需給状況の把握及び調達
- (5) 感染症予防のための消毒薬の調達及び消毒方法のアドバイス

（薬剤師等の輸送）

第6条 乙所属の薬剤師の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(薬剤師等に対する指揮命令)

第7条 救護支援活動に係る薬剤師に対する指揮命令は、乙が策定する災害救護支援計画に基づき、乙が行うものとする。

(医薬品等の輸送)

第8条 救護所で使用する医薬品等は、乙が備蓄する医薬品を使用するものとし、医薬品等の輸送は、原則として乙が行うものとする。

(医薬品費)

第9条 救護所において使用した医薬品等の実費は、甲が負担する。

2 後方医療施設における医薬品費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に関し甲の要請に基づき参加協力するとともに、当該訓練の参加者等において、傷病者が発生した場合の救護支援を併せて担当するものとする。

(紛争発生の措置)

第11条 本協定により実施した救護支援活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(実費弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が救護支援活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師等の編成に伴うもの

イ 薬剤師等が救護支援活動に従事したことによる実費弁償

ロ 救護所で使用した医薬品等の実費弁償

ハ 薬剤師等が、救護支援活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練における救護支援活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による実費弁償等の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実費細目)

第13条 本協定を実施するため、この協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について、疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新するものとし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各本協定当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

資料編

平成 14 年 5 月 8 日

甲 木更津市
君津市
富津市
袖ヶ浦市

乙 君津木更津薬剤師会

災害時の救護支援活動に関する協定書実施細目

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と君津木更津薬剤師会（以下「乙」という。）が平成14年5月 日付けで締結した「災害時の救護支援活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（救護支援従事者の実費弁償）

第1条 協定書第12条第1項第1号イに規定する経費の額は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 15,300円
- (2) 事務職員 8,800円

2 救護支援活動の時間が4時間を超える場合は、前項に規定する額に1時間当たりそれぞれ次の各号に掲げる額（以下「単位加算額」という。）に4時間を超える時間数（以下「超過時間数」という。）を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、単位加算額に100分の125を、また午後10時から午前5時までの場合は、100分の150を乗じて得た額に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 薬剤師 3,800円
- (2) 事務職員 2,200円

（扶助費）

第2条 協定書第12条第1項第1号ハに規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（防災訓練参加に伴う実費弁償）

第3条 乙は、協定書第10条に規定する甲が行う防災訓練に無償で参加協力するものとする。

2 協定書第12条第1項第2号に規定する防災訓練時における負傷、疫病、又は死亡した場合の扶助費については、災害時の救護支援活動の例による。

（実費弁償等の請求・報告）

第4条 乙は、協定書第12条の規定による実費弁償等の請求及び報告については、救護支援活動終了後速やかに、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 薬剤師等が救護支援活動に従事したことによる実費弁償は、実費弁償等請求書（別記第1号様式）に救護支援活動ごとの救護支援活動報告書（別記第2号様式）及び救護支援活動業務記録（別記第3号様式）を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師等が、医師の処方箋に基づき使用した医薬品等については、前号に掲げる様式のほか、医薬品等使用報告書（別記第4号様式）を添えて、その実費を請求するものとする。
- (3) 薬剤師等が救護支援活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。
- (4) 協定書第10条で規定する防災訓練で使用した医薬品等の実費については、第2号の規定を準用するものとする。

資料編

(5) 救護所を設置した医療施設等において、救護支援活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか物件損傷報告書（別記6号様式）を添えて請求するものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか救護支援活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）に定める様式を準用するものとする。

（実費弁償等の支払）

第5条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

第6条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この実施細目について、合意の成立を証するため、本書5通を作成し、各当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成14年5月8日

様式 略

資料2-15 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合ちばコープ）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して行う応急生活物資（以下「応急物資」という。）の供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力を要請したときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に応急物資を必要とするときは、乙に対して保有商品の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に規定する要請を甲から受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急物資の品目）

第5条 甲が乙に要請する応急物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは、別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請により、その他応急物資等の供給についても協力するものとする。

（協力要請の手続等）

第6条 甲は、乙に対し協力を要請するときは、応急物資要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡先及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急物資の運搬）

第7条 応急物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対し、運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、災害時に乙が応急物資を配送及び供給する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給する商品の代金及び乙が行なった運搬等に要する費用は、甲が負担するものとする。

資料編

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬を終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙とが協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生活協同組合間の相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は、災害時において市民に対する応急物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、これに協力するものとする。

2 甲と乙とは、災害時において、被災地域や被災者の状況、被災地域における生活物資の価格や供給状況等について、相互に情報交換を行うものとする。

3 甲と乙とは、災害時において生活物資の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ確に物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙とは、平常時から応急物資等についての調査研究を行うとともに、相互に情報交換を行ない災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時において生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するため、その組織、施設及び機能を最大限に活用して、生活物資の安定供給に努力するものとし、甲は、これに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第12条 乙は、災害時に乙の会員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(その他の支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、生活物資の供給等について被災者への支援が必要な場合は、甲と乙とが協議の上支援を行うものとする。

(法令の遵守)

第14条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙とは、定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほか実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年2月23日

甲 袖ヶ浦市

乙 生活協同組合ちばコープ

資料2-16 災害時における物資の供給に関する協定（（株）主婦の店）

災害時における物資の供給に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と株式会社主婦の店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく応急処置のため、食糧及び生活必需品（以下「物資」という。）の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙とが協力して速やかに物資の供給を行うことで、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙は、甲の実施する応急処置に対し、次の各号について協力する。

- (1) 物資の供給
- (2) その他協力が可能な事項

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする物資とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは、災害緊急物資要請書をもって乙に第2条に規定する事項について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提出する。

（供給の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲内で優先的に物資の供給を行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、乙の指定する場所で当該物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行うものとする。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の代金及び前条ただし書の規定により乙が運搬を行ったときに要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の価格は、災害の発生する直前における乙の店頭表示価格を基準とし、甲と乙とが協議して決定する。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲と乙とが協議して決定する。

（輸送車両の優先通行）

第9条 甲は、災害時に乙が物資を輸送する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(営業再開への協力)

第10条 甲は、災害時における生活物資の供給を安定し物価の高騰等を防止するため、乙が店舗施設等の安全を確認した上で営業を再開するときは、これに協力するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、この協定を同一条件で自動的に継続するものとする。

(協議)

第12条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年2月23日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社主婦の店

資料2-17 災害時における燃料等の供給に関する協定（千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部）

災害時における燃料等の供給に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく応急処置のため、燃料等が必要になった場合の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を確保することで迅速な応急処置を実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙は、甲の実施する応急処置に必要な燃料等の供給について協力する。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため燃料等の供給を受けようとするときは、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙の会員に直接協力を要請できるものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲内で優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（燃料等の引渡し）

第5条 甲は、乙の指定する場所で燃料等の引渡しを受けるものとし、その運搬が必要となった場合は甲が行うものとする。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の代金及び前条ただし書の規定により乙が運搬を行ったときに要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の価格は、災害の発生する直前における燃料単価契約を基準とし、甲と乙が協議して決定する。また、乙が燃料等の運搬を行ったときに要する経費は、甲と乙とが協議して決定する。

（輸送車両の優先通行）

第8条 甲は、災害時に乙が燃料等を輸送する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（営業再開への協力）

第9条 甲は、災害時において市民への燃料等の供給を安定するため、乙の会員が給油所施設等の安全を確認した上で営業を再開するときは、これに協力するよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、この協定を同一条件で自動的に継続するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年2月23日

甲 袖ヶ浦市

乙 千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部

資料2-18 災害時における輸送車両の提供に関する協定（日進レンタカー（株）袖ヶ浦営業所）

災害時における輸送車両の提供に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と日進レンタカー株式会社袖ヶ浦営業所（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく応急処置のため、輸送車両の確保について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙とが協力して輸送車両を確保することで救援物資等の運搬を迅速に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙の保有する車両（以下「車両」という。）を優先的に使用できるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは、輸送車両の提供に関する要請書をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提出する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に対し、可能な範囲内で優先的に車両を提供するものとする。

（車両の引渡し）

第5条 甲は、乙の指定する場所で車両の引き渡しを受けるものとする。ただし、甲において受け取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での車両の引き渡しについて協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給する車両の経費は、甲が負担するものとする。

（使用料金の決定等）

第7条 甲の要請に基づき乙が提供する車両の使用料金は、災害が発生する直前における乙のレンタル料金を基準とし、甲と乙とが協議して決定する。また、諸経費及び修繕費については、通常の乙の貸出規定によるものとし、定めのないものについては、甲と乙とが協議して決定する。

（車両の報告）

第8条 乙は、災害時に甲から請求があったときは、提供可能な車両の台数、車種及び車両番号を速やかに甲に報告するものとする。

（緊急通行車両の申請）

第9条 甲は、災害時に必要に応じて、乙から提供を受けた車両を緊急通行車両として知事又は公安委員会へ申請するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、この協定を同一条件で自動的に継続するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年2月23日

甲 袖ヶ浦市

乙 日進レンタカー株式会社袖ヶ浦営業所

資料 2-19 災害時における物資の供給に関する協定（（有）吉田商店）

災害時における物資の供給に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と有限会社吉田商店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく応急処置のため、食糧及び生活必需品（以下「物資」という。）の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙とが協力して速やかに物資の供給を行うことで、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙は、甲の実施する応急処置に対し、次の各号について協力する。

- (1) 物資の供給
- (2) その他協力が可能な事項

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする物資とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは、災害緊急物資要請書をもって乙に第2条に規定する事項について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提出する。

（供給の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲内で優先的に物資の供給を行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、乙の指定する場所で当該物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行うものとする。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の代金及び前条ただし書の規定により乙が運搬を行ったときに要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の価格は、災害の発生する直前における乙の店頭表示価格を基準とし、甲と乙とが協議して決定する。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲と乙とが協議して決定する。

（輸送車両の優先通行）

第9条 甲は、災害時に乙が物資を輸送する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(営業再開への協力)

第10条 甲は、災害時における生活物資の供給を安定し物価の高騰等を防止するため、乙が店舗施設等の安全を確認した上で営業を再開するときは、これに協力するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、この協定を同一条件で自動的に継続するものとする。

(協議)

第12条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年2月23日

甲 袖ヶ浦市

乙 有限会社吉田商店

資料 2-20 災害時における燃料等の供給に関する協定書（千葉県エルピーガス協会木更津支部）

災害時における燃料等の供給に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と（社）千葉県エルピーガス協会木更津支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が甲の地域内に発生し、応急措置のため緊急に燃料等が必要になった場合の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を確保することにより迅速な応急対策を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（燃料等の種類）

第2条 燃料等の種類は、LPガス・器具及び付帯工事とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため燃料等の供給を受けようとするときは、緊急物資要請書（別記様式1）により、乙の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙の会員に直接協力を要請できるものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲内で優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（燃料等の引渡し）

第5条 乙は、甲の指定する場所で燃料等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲の指定する場所での引渡しが著しく困難な場合、甲はその運搬に協力するものとする。

（供給価格の決定）

第6条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の価格は、災害の発生する直前の単価契約を基準として乙が統一価格を設定し、甲乙協議のうえ決定する。また、乙が燃料等の運搬を行ったときに要する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（輸送車両の優先通行）

第7条 甲は、災害時に乙が燃料等を輸送する車両について、誘導できるよう配慮するものとする。

（費用の清算）

第8条 供給した燃料等の費用は、乙が取りまとめたうえ、甲に請求（別記様式2）するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 甲乙は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。

2 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各本協定当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月1日

甲 木更津市
君津市
富津市
袖ヶ浦市

乙 社団法人 千葉県エルピーガス協会

様式略

資料2-21 災害時における物資等の供給に関する協定（君津市農業協同組合）

災害時における物資等の供給に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と君津市農業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく応急措置のため、食糧及び生活必需品（以下「物資」という。）の供給と物資集積場所（以下「集積場所」という。）の提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙とが協力して速やかに物資等の供給を行うことで、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙は、甲の実施する応急処置に対し、次の各号について協力する。

- (1) 物資の供給
- (2) 集積場所の提供
- (3) その他協力が可能な事項

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする物資とする。

（集積場所）

第4条 集積場所は、乙の所有する平川経済センターとする。ただし、災害の状況により平川経済センターが使用できないとき、又は甲において他の施設が適当であると認めるときは、甲と乙とが協議し、乙の所有する他の施設を集積場所とすることができる。

（協力の要請）

第5条 甲は、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは、災害緊急物資等要請書をもって、乙に第2条に規定する事項について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後要請書を提供する。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲内で優先的に物資を供給又は集積場所の提供を行うものとする。

（物資の引き渡し）

第7条 甲は、乙の指定する場所で当該物資の引き渡しを受けるとし、その運搬は甲が行うものとする。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の代金及び前条ただし書の規定により乙が輸送を行ったときに要する経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が提供する集積場所の使用料は、無償とする。ただし、集積場所の提供が長期間に及ぶ場合は、甲と乙とが協議し、使用料の負担を決定する。

(価格の決定)

第9条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の価格は、災害の発生する直前における乙の店頭表示価格を基準とし、甲と乙とが協議して決定する。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲と乙とが協議して決定する。

2 前条第2項ただし書に規定する集積場所の提供が長期間に及ぶ場合の使用料の金額は、甲と乙とが協議して決定する。

(輸送車両の優先通行)

第10条 甲は、災害時に乙が物資を輸送する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(営業再開への協力)

第11条 甲は、災害時における生活物資の供給を安定し物価の高騰等を防止するため、乙が店舗施設等の安全を確認した上で営業を再開するときは、これに協力するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、この協定を同一条件で自動的に継続するものとする。

(協議)

第13条 甲と乙とは、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

2 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 袖ヶ浦市

乙 君津市農業協同組合

資料 2-22 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定（（一社）日本福祉用具供給協会）

災害時における物資の供給協力に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、乙に物資の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、物資を供給するものとする。

- (1) 乙は、別表に掲げる物資又は甲が指定する物資で、乙が調達可能な物資を甲に優先的に有償供給する。価格は災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格を基準とし、甲乙協議して決定する。
- (2) 甲は、前号に規定する物資及び第4条第1項に規定する搬送の費用を負担するものとする。
- (3) 乙は、前2号の規定により有償供給した場合の支払い等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、物資の供給を求めるときは、災害時における物資供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、物資を供給するとき、甲に災害時における物資供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（搬送及び引渡し等）

第4条 乙は、第2条の規定により物資を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、甲乙協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を搬送するとき、乙の搬送車両を優先車両として通行できるように配慮する。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第6条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月18日

甲 袖ヶ浦市

乙 一般社団法人 日本福祉用具供給協会

別表

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台、車椅子、床ずれ防止用具、体位変換機、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

資料 2-23 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書（（株）セブン-イレブン・ジャパン）

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が発生した場合、被災住民等を援助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり覚書を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 袖ヶ浦市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 袖ヶ浦市以外の災害について、関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請の時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙又は乙のフランチャイズ加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第 3 条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請の時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第 4 条 第 1 条の要請は、「物資発注書（別紙 1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 5 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙 2）」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡しの場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、引渡しの場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 甲は、物資の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条の規定により乙が物資の運搬を行った場合、物資の運搬に要した費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、市民等の生活安定を確保するため、乙に対し、乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この覚書の成立に係る連絡責任者を覚書締結後、速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この覚書の有効期限は、平成27年7月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも覚書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この覚書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年7月2日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

資料 2-24 災害時における支援協力に関する協定（イオンリテールストア（株）イオン長浦店）

災害時における支援協力に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）とイオンリテールストア株式会社 イオン長浦店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

資料編

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年5月1日

別表 略

甲：袖ヶ浦市

乙：イオンリテールストア株式会社 イオン長浦店

資料 2-25 災害時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

資料編

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月19日

別表 略

甲	袖ヶ浦市
乙	NPO法人 コメリ災害対策センター

資料 2-26 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（（株）ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、袖ヶ浦市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、袖ヶ浦市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

資料編

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年6月2日

添付別紙 略

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社ゼンリン

**資料 2-27 災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定書（富士石油株式会社
袖ヶ浦製油所）**

災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と富士石油株式会社袖ヶ浦製油所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害の発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が甲の保有する消防車両等への燃料の供給を行うことで、甲が実施する災害対応、救急・救助活動等を円滑に実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の協力を得て、甲が保有する消防車両等の運行に必要な燃料の供給体制を速やかに確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において市内の給油取扱所での燃料調達が困難な事態が発生した場合は、乙に対して協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要し文書により要請する暇がない時は、口頭又は電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書きの場合において、甲は事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し燃料の供給について協力するものとする。

2 燃料の供給は、乙の保有する施設（自家用給油取扱所）において、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。

3 甲は、前項の供給場所に職員を派遣し、燃料供給を受けるものとする。

（訓練の実施）

第4条 甲及び乙は、消防車両等への燃料の供給を円滑に実施するため、機会を捉えて燃料供給訓練を実施するものとする。

（対価の負担）

第5条 甲の要請及び前条の訓練により、乙が供給した燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は、甲の給油時点で資源エネルギー庁が公表している石油製品小売価格を基準とする。

（対価の支払い）

第6条 前条の規定による対価は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の技術上又は営業上その他の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩

してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、その効力は同一条件で自動的にさらに1年間継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月26日

甲 袖ヶ浦市

乙 富士石油株式会社袖ヶ浦製油所

資料 2-28 災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定（コバシ（株））

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）とコバシ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は物資を必要とするときは、書面により乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、書面を提出するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとし、甲と乙は協力の実施に必要な協議を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製間仕切りをはじめとする段ボール製品
- (2) その他、乙の取扱商品

（物資の引き渡し）

第5条 甲及び乙は、第3条の協議において引き渡し場所を決める。引き渡しは、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 乙は、引き渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を市に報告するものとする。
- 3 乙は最大限の努力をもって協定を履行するよう努めるが、履行することが困難な事情がある場合、市はこれを承諾する。

（費用）

第6条 乙が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、協力要請時の直近の価格を基準とし、甲が協議等において決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手側に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。なお、連絡窓口については書面で通知するものとする。
(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき乙が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先的に通行できるよう、可能な限り配慮するものとする。
(協議等)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について理解を深めるよう努力するものとする。
(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。
(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。
(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。
(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年9月25日

甲 袖ヶ浦市

乙 コバシ株式会社

資料2-29 災害時電動車両等の支援に関する協定書（千葉トヨペット（株））

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）、千葉トヨペット株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき、乙が保有する電動車両等の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド車
- (2) その他乙の保有車両

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙に対し貸与要請書（別記第1号様式）により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与するときは、甲乙協議のうえ車両の引渡しを行うものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代その他の消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基礎として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（補償及び保険について）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、乙の社内貸出規定のとおりとする。但し、乙の社内貸出規定以外に関しては甲乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた電動車両等に係る使用上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、袖ヶ浦市内で使用すること。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡すること。
- (4) 転貸を原則禁止とする。但し、甲乙協議の上、転貸する場合はこの限りでない。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書(別記第2号様式)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められたときは、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められたときは、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第13条 甲乙は、平時においても電動車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

資料編

令和3年2月12日

甲 袖ヶ浦市

乙 千葉トヨペット株式会社

資料2-30 災害時における畳の供給に関する協定書（（株）クラナミ）

災害時における畳の供給に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）、株式会社クラナミ（以下「乙」という。）は、袖ヶ浦市に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における畳の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に住民が避難する場所（以下「避難所」という。）において、避難者の避難のため必要と判断した場合は、乙に対し畳の供給を要請する事ができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は物資供給要請書（別記第1号様式）をもって、乙に供給を要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（供給）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において甲に畳の供給を行うものとする。

2 前項の規定により畳を供給する場合は、甲乙は協力して次の作業を行うものとする。

- (1) 避難所までの畳の輸送
- (2) 利用後の畳の処理

（報告）

第3条 乙は、甲に畳を供給した場合は、その内容について物資供給報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、畳の供給に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害の発生した直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに乙に対してこれを支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡先、連絡責任者及び担当者（以下「連絡先」という。）を定めるとともに平素から情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

資料編

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月19日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社クラナミ

資料2-31 災害時における物資の供給に関する協定書（（株）せんだう）

災害時における物資の供給に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）、株式会社せんだう（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づく応急処置のため、食糧及び生活必需品（以下「物資」という。）の供給について必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 甲は、乙に対し次の事項についての協力要請（以下「要請」という。）をすることができ、乙はこの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

- （1）物資の供給
- （2）その他協力が可能な事項

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする物資とする。

（協力の要請）

第4条 第2条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出する。

（供給の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲内で優先的に物資の供給を行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、乙の指定する場所で当該物資の引き渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行うものとする。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力するものとする。

（費用負担及び支払い）

第7条 乙が第2条の実施に要する費用は、甲が負担するものとし、前条ただし書きの規定により乙が運搬を行ったときに要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、予算上の措置を必要とする場合は、甲は、当該期日を延長することができるものとする。

（価格の決定）

資料編

第8条 甲の要請に基づき乙が供給する物資の価格は、災害の発生する直前における店頭表示価格を基準とし、甲と乙とが協議して決定する。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲と乙とが協議して決定する。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定が失われた後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の変更若しくは終了させる意思表示しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月1日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社せんだう

資料2-32 災害時における遺体保全剤の供給に関する協定書（（株）ビー・ハウス）

災害時における遺体保全剤の供給に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）、株式会社ビー・ハウス（以下「乙」という。）は、災害時における遺体保全剤の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、遺体保全剤の供給について必要な事項を定めたものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し遺体保全剤の供給を要請することができる。

- （1）袖ヶ浦市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から遺体保全剤の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、遺体保全剤調達（受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が窮迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出する。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業等に支障のない範囲において、甲に優先的かつ速やかに提供するものとする。

（遺体保全剤の受渡し）

第4条 遺体保全剤の受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、受渡し場所までの運搬は、原則として乙が手配するものとし、受渡し場所からの運搬は原則として甲が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 遺体保全剤の受領に際しては、甲は当該受渡し場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認の上、行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき協力を実施した場合は、受渡し場所毎に、遺体保全剤調達（受渡し）報告書（様式第2号）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（費用の負担）

資料編

第7条 乙が供給に要した費用（物資代金、引渡しまでの運賃等）は甲が負担するものとし、負担額は災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、その内容を確認し、可能な限り速やかに乙に支払うものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第4条第1項の規定に基づき遺体保全剤の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難指示そのほか立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、遺体保全剤の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（情報交換・防災訓練）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく遺体保全剤の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制等の情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（秘密の保持）

第12条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定が失われた後も同様とする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも何らの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月17日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社ビー・ハウス

資料 2-33 災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））

災害時における災害情報の放送に関する協定書

（趣旨）

第1条 袖ヶ浦市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供するため、袖ヶ浦市（以下「甲」という。）がかずさエフエム放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報等の発信）

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙の判断により、通常のコミュニティ放送を中断する等し、災害情報の放送を行う。また、放送時間についても必要に応じて通常の放送を超えて行うものとする。

2 前項の災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的・住家に関する被害状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

（連絡責任者）

第3条 この協定の実施に関する連絡を円滑、且つ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

（効力）

第4条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月18日

甲 袖ヶ浦市

乙 かずさエフエム株式会社

資料 2-34 災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））

災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と市原FM放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、災害情報の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合に、災害に関する情報、被害情報及び道路交通情報等（以下「災害情報」という。）を乙の放送を通じて緊急放送を行うことにより、被害の軽減を図り市民の安全で安心な生活を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙による放送が必要なときは、災害時緊急放送実施要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、通常のコミュニティ放送に優先して災害情報の緊急放送を行うものとする。また、放送後は災害時緊急放送実施報告書（別記第2号様式）により甲へ実施の報告をするものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づく災害情報の緊急放送に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害による被害が甚大で緊急放送を行う期間が長期に及ぶ場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に定める事項の実施に関する連絡を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は、変更の申し出がないときは1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月9日

甲 袖ヶ浦市

乙 市原FM放送株式会社

資料 2-35 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、袖ヶ浦市長（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内で災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 袖ヶ浦市内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 袖ヶ浦市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定書を2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成23年5月6日

甲 国土交通省 関東地方整備局長

乙 袖ヶ浦市長

資料 2-36 災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）

災害時における放送等に関する協定

袖ケ浦市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、袖ケ浦市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成25年10月3日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月3日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社ジェイコム千葉

資料 2-37 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））

災害に係る情報発信等に関する協定書

袖ケ浦市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、袖ケ浦市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、袖ケ浦市が袖ケ浦市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ袖ケ浦市の行政機能の低下を軽減させるため、袖ケ浦市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、袖ケ浦市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、袖ケ浦市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、袖ケ浦市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 袖ケ浦市が、袖ケ浦市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 袖ケ浦市が、袖ケ浦市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 袖ケ浦市が、災害発生時の袖ケ浦市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 袖ケ浦市が、袖ケ浦市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて袖ケ浦市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 袖ケ浦市が、袖ケ浦市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 袖ケ浦市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、袖ケ浦市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく袖ヶ浦市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、袖ヶ浦市から提供を受ける情報について、袖ヶ浦市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、袖ヶ浦市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれからの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、袖ヶ浦市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定の締結の証として本書2通を作成し、袖ヶ浦市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年8月11日

袖ヶ浦市

ヤフー株式会社

資料2-38 袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書（東京瓦斯（株）千葉支社）

袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、防災行政無線、袖ヶ浦市生活安全メール、及びその他市所有の広報ツール（以下、総称して「情報発信ツール」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市の区域内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が情報発信ツールを用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生した場合には、別紙「袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する運用要領」（以下「運用要領」という。）に定めるところにより、情報発信ツールによる情報発信を甲に依頼する。（以下「発信の依頼」という。）

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの依頼を受けた場合は、情報発信ツールによる情報発信（以下「発信」という。）を行う。ただし、発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、発信に関し必要な事項は、運用要領に定める。

3 甲は、ガスの安全に関わる事象に関し市民に正確な情報を伝え、もって市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された発信内容を正確に発信するよう努めなければならない。

4 甲は、乙からの依頼があっても発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 甲乙は、発信の依頼および実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるように連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者およびその職務は、運用要領に定める。

（協議）

第5条 この協定書及び運用要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定書の有効期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに甲及び乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間更新されるものとし以降も同様とする。

平成 27 年 1 月 20 日

甲 袖ヶ浦市

乙 東京瓦斯株式会社 千葉支社

資料 2-39 災害時における無人航空機による活動協力に関する協定（（一社）千葉ドローン協会）

災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉ドローン協会（以下「乙」という。）は、袖ヶ浦市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機を利用した協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等において、乙に属する者及び乙の責任において任命する者による無人航空機を使用した被災地における初動情報の収集活動、広報活動及びその他必要と認められる活動に関する協力（以下「無人航空機による活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、災害時等において、無人航空機による活動の必要が生じた際は、乙に対し要請を行う。

2 乙は、前項の要請に基づき、次の各号に掲げる内容（以下「本活動」という。）について、乙の活動に支障のない範囲において協力する。

（1） 乙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られる画像（動画を含む。）情報（以下「データ」という。）を甲に提供する。

（2） 乙は、甲の提供する広報文を、無人航空機に搭載するスピーカーを用いて空中放送する。

（3） 乙は、前 2 号に掲げる内容の他、災害時等において必要と認められる活動について協力する。

3 甲は、乙が本活動を的確に行うために必要と認められるときは、甲の所有する通信手段・無線機器・電源・用地・道路・施設・車両の使用等について、甲の災害応急活動に支障のない範囲で乙に貸与及び使用を許可するものとする。

4 乙は、乙の所有する無線機器等を甲の要請と必要に応じ、甲に貸与する。また、甲に貸与した無線機器等について、無線機器等の操作方法の支援を行うものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時等において、本活動の協力要請の必要が発生した場合、乙に対し書面（別記様式第 1 号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、関係機材の保有状況及び災害による被害状況等を考慮の上、本活動の実施の可否を甲に回答するものとする。

（実施の報告）

第4条 乙は、甲に対し、本活動実施後、甲の指定する期日に遅滞なく、書面により本活動の実施状況等を報告するものとする。

2 乙は、本活動の実施内容に関する甲からの要請に対し、誠意をもって対応するものとする。
(費用の負担)

第5条 甲は、第2条第3項に掲げる協力を要した費用について、無償とする。

2 乙は、第2条第2項各号及び第3項に掲げる協力を要した費用について、無償とする。

3 甲からの要請に基づき活動を実施した場合に要する費用が別途発生した場合については、甲乙協議の上算出し、定めた期日に遅延することなく甲から乙に支払われるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし相互に確認するものとする。

(データの取扱い)

第7条 乙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られたデータを収集後速やかに甲に提出するものとする。

2 甲が、前項により提供されたデータを報道機関等に提供するときは、あらかじめ乙に連絡の上、承諾を得なければならない。

3 乙は、不慮の事態により収集したデータを消失した場合、その責を免れるものとする。

(損害の負担)

第8条 本活動の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本協定に関して知り得た甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、本協定の締結の日から一年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の意思表示がないときは、本協定はさらに1年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定等)

第11条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を各自保有する。

令和2年9月15日

(甲) 袖ヶ浦市

(乙) 一般社団法人 千葉ドローン協会

資料2-40 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦市建設業協同組合）

地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦市建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、「袖ヶ浦市地域防災計画」及び「袖ヶ浦市水防計画」に基づき、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び、災害時の甲の管理する道路・河川・その他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能を確保し、又は回復させることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 甲は、乙の組合員以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、災害応急業務の協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、公共土木施設における損壊箇所等の被害状況の把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

（協力体制）

第4条 乙は、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を、「袖ヶ浦市建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されている者の中から、あらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、施工業者が災害応急業務を実施する施行区域又は区間を、甲乙協議のうえあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施行区域又は区間の変更ができるものとする。

（出動要請）

第5条 甲は、乙又は施工業者に対し第3条の業務を施行するための出動を、電話等により要請するものとする。

2 甲と乙又は施工業者との連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、乙又は施工業者は、自らの責任において災害応急業務を施行できるものとする。

（応急復旧工事）

第6条 前条により、応急復旧工事を実施する施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、施工業者の責任において、施工できるものとする。

(資機材等の提供)

第7条 乙は、あらかじめ乙又は施工業者が保有する、災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、若しくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の申請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(完了報告)

第8条 乙は、施工業者が災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに別記様式（1）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく別記様式（1）を提出するものとする。

(費用の積算)

第9条 災害応急業務に要した費用については、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

(費用の清算)

第10条 甲は、災害応急業務に要した費用については、施工業者の請求に基づき施工業者と協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結し、支払うものとする。

(損害補償)

第11条 第2条の規定により、災害応急業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり又は疾病となった場合の、本人又はその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、「千葉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉縣市町村総合事務組合条例第1号）」の規定に準じて損害補償を行うものとする。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(協定の期間更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新され、以降同様とする。

(協議)

第13条 この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

資料編

平成 18 年 3 月 22 日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦市建設業協同組合

様式 略

資料2-41 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦造園協同組合）

地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦造園協同組合（以下「乙」という。）とは、「袖ヶ浦市地域防災計画」及び「袖ヶ浦市水防計画」に基づき、地震・風水害・雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び、災害時の甲の管理する街路樹・公園・道路・河川・その他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能を確保し、又は回復させることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 甲は、乙の組合員以外の造園業者に対しても必要と認めた場合は、災害応急業務の協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、公共土木施設における損壊箇所等の被害状況の把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

（協力体制）

第4条 乙は、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を、「袖ヶ浦市建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されている者の中から、あらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、施工業者が災害応急業務を実施する施行区域又は区間を、甲乙協議のうえあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施行区域又は区間の変更ができるものとする。

（出動要請）

第5条 甲は、乙又は施工業者に対し、第3条の業務を施行するための出動を、電話等により要請するものとする。

2 甲と乙又は施工業者との連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、乙又は施工業者は、自らの責任において災害応急業務を施行できるものとする。

（応急復旧工事）

第6条 前条により、応急復旧工事を実施する施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、施工業者の責任において、施工できるものとする。

(資機材等の提供)

第7条 乙は、あらかじめ乙又は施工業者が保有する、災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、若しくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の申請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し資機材等を提供するものとする。

(完了報告)

第8条 乙は、施工業者が災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに別記様式（1）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく別紙様式（1）を提出するものとする。

(費用の積算)

第9条 災害応急業務に要した必要については、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

(費用の清算)

第10条 甲は、災害応急業務に要した費用については、施工業者の請求に基づき施工業者と協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結し、支払うものとする。

(損害補償)

第11条 第2条の協定により、災害応急業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり又は疾病となった場合は速やかに別記様式（2）により甲に報告するものとし、本人又はその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、「千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）」の規定に基づき損害補償を行うものとする。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(協定の期間更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新され、以降同様とする。

(協議)

第13条 この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月26日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦市造園協同組合

様式 略

資料 2-42 災害時における災害活動拠点等の電気工事等の応急対策に関する協定（袖ヶ浦電業会）

災害時における災害活動拠点等の電気工事等の応急対策に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦電業会（以下「乙」という。）とは、「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づき、市内公共施設等の災害活動拠点における電気設備等に支障が生じた場合に、電力の迅速な確保を図り、災害対策活動に資するための応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び、甲が管理する公共施設等に設けた、避難所及び救護所並びに甲の要請により設置された、その他の活動拠点の電気設備等が損害を受け又は不足し、若しくは無かった場合、甲の要請により乙が支援する電気設備等の復旧等の措置その他必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害活動拠点等の電力の確保を図るため必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し、要請を行う応急業務は、災害により損傷を受けた拠点等の電気設備等の修繕又は復旧並びに仮設の電気設備等の設置とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の業務を要請しようとするときは、その拠点等の名称及び位置、工事の内容その他の必要な事項を電話等により連絡するものとする。

（協力義務）

第5条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請を受けた場合は、可能な限りにおいてこれに協力するものとする。

（応急復旧工事）

第6条 甲の要請により、応急復旧工事を実施する施工業者は現地に派遣された、甲の職員の指示に従い施工するものとする。

2 応急復旧工事において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、施工業者の責任において施工できるものとする。

（完了報告）

第7条 乙は、応急復旧工事を完了したときは、その状況を速やかに別記様式（1）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく別紙様式（1）を提出するものとする。

（費用の清算）

第8条 甲は、災害応急業務に要した費用については施工業者の請求に基づき、施工業者と協議の上、袖ヶ浦市財務規則に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結し、支払うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新され以降同様とする。

(協議)

第10条 この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年12月4日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦電業会

様式 略

資料2-43 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦市管工事業協同組合）

地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、袖ヶ浦市地域防災計画等に基づき、地震・風水害・雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止業務及び発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務等」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請により乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び災害時の甲の管理するライフライン（上水道）の機能を確保し又は回復させることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため災害応急業務を行う必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に可能な限り協力するものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対して要請を行う災害応急業務は、ライフライン（上水道）に係る損壊箇所等の応急措置及び応急復旧工事とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して前条の業務を行うための出動を電話等により要請するものとする。

2 乙は、甲との連絡がとれないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において災害応急業務を行うことができるものとする。

（応急復旧工事）

第5条 前条により応急復旧工事を実施する者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い施工するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、実施する者の責任において施工できるものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、災害応急業務等を完了したときは、その状況を速やかに別記様式（1）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に別記様式（1）を提出するものとする。

（費用の清算）

第7条 甲は、災害応急業務等に要した費用については、乙の請求に基づき双方協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結のうえ支払うものとする。

（損害補償）

第8条 乙は、第2条及び第4条の規定により、災害応急業務に従事した者が当該業務に起因して死亡し、負傷し、又は病気となった場合は、速やかに別記様式（2）により甲に報告するものとする。この場合において、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲は当該従事した者に対し「千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）」の規定に基づいた補償を行うものとする。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（協定の期間更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月19日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦市管工事業協同組合

様式 略

資料2-44 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦市建築業協力会）

地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦市建築業協力会（以下「乙」という。）とは、袖ヶ浦市地域防災計画等に基づき、地震・風水害・雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止業務及び発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務等」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請により乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び災害時の甲の管理する災害活動拠点や公共施設の機能を確保し又は回復させることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため災害応急業務等を行う必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に可能な限り協力するものとする。

（災害応急業務等の内容）

第3条 甲が乙に対して要請を行う災害応急業務等は、災害活動拠点や公共施設に係る損壊箇所等の応急措置及び応急復旧工事とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して前条の業務を行うための出動を電話等により要請するものとする。

2 乙は、甲との連絡がとれないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において災害応急業務等を行うことができるものとする。

（応急復旧工事）

第5条 前条により応急復旧工事を実施する者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い施工するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、実施する者の責任において施工できるものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、災害応急業務等を完了したときは、その状況を速やかに別記様式（1）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に別記様式（1）を提出するものとする。

（費用の清算）

第7条 甲は、災害応急業務等に要した費用については、乙の請求に基づき双方協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結のうえ支払うものとする。

（補償）

第8条 乙は、第2条及び第4条の規定により、災害応急業務等に従事した者が当該業務に起因して死亡し、負傷し、又は病気となった場合は、速やかに別記様式（2）により甲に報告するものとする。この場合において、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲は当該従事した者に対し「千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）」の規定に基づいた補償を行うものとする。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（協定の期間更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月19日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦市建築業協力会

様式 略

資料2-45 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（八富企業（株）・丸栄産業（株））

地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と八富企業（株）及び丸栄産業（株）（以下これらを「乙」という。）とは、袖ヶ浦市地域防災計画等に基づき、地震・風水害・雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止業務及び発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務等」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請により乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び災害時の甲の管理する公共施設等の安全施設の機能を確保し又は回復させることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため災害応急業務等を行う必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に可能な限り協力するものとする。

（災害応急業務等の内容）

第3条 甲が乙に対して要請を行う災害応急業務等は、公共施設等の安全施設に係る損壊箇所等の応急措置及び応急復旧工事とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対して前条の業務を行うための出動を電話等により要請するものとする。

2 乙は、甲との連絡がとれないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において災害応急業務等を行うことができるものとする。

（応急復旧工事）

第5条 前条により応急復旧工事を実施する者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い施工するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、実施する者の責任において施工できるものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、災害応急業務等を完了したときは、その状況を速やかに別記様式（1）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に別記様式（1）を提出するものとする。

（費用の清算）

第7条 甲は、災害応急業務等に要した費用については、乙の請求に基づき双方協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結のうえ支払うものとする。

（補償）

第8条 乙は、第2条及び第4条の規定により、災害応急業務に従事した者が当該業務に起因して死亡し、負傷し、又は病気となった場合は、速やかに別記様式（2）により甲に報告するものとする。この場合において、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、甲は当該従事した者に対し「千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）」の規定に基づいた補償を行うものとする。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（協定の期間更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この規定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月19日

甲 袖ヶ浦市

乙 八富企業株式会社
丸栄産業株式会社

様式 略

資料 2-46 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、袖ヶ浦市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（袖ヶ浦市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月16日

甲 袖ヶ浦市

乙 千葉県土地家屋調査士会

資料2-47 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する支援協定（袖ヶ浦市測量設計業協同組合）

地震・風水害・その他の災害応急対策に関する支援協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と袖ヶ浦市測量設計業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生及び発生のおそれがある場合の応急対策及び災害復旧等に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、その他公共土木施設（工事施工中等の施設を含め、以下「公共土木施設等」という。）の災害応急対策業務を実施するにあたり、乙がこれを支援するため、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及びその動員方法を定め、以下、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 業務の実施範囲は、公共土木施設等における災害発生箇所及び災害が発生するおそれがある箇所とする

（災害応急対策業務の内容）

第3条 甲は、公共土木施設等において、災害応急対策業務の必要があると認められるときは、乙に対して支援を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から支援要請があった場合、できる限り速やかに、災害応急対策業務を実施す

3 乙は、甲と協議のうえ、災害応急業務を実施するもの（以下「実施業者」という。）を乙を構成する会員のうち「袖ヶ浦市建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されているものの中から定め、「実施体制表」としてあらかじめ甲に報告するものとする。

なお、「実施体制表」に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

4 乙は、あらかじめ災害応急対策業務に関する対応が実施できるよう、必要な技術者等の確保、動員の方法を定めておくものとする。

（支援の要請）

第4条 甲から乙への支援要請は文書で行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲から乙へ支援要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、実施業者が災害応急対策業務を完了したときは、甲に対しその状況を別紙様式（1）を用いて報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく別紙様式（1）を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 災害応急対策業務に要した費用の積算は、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

2 甲は、協力要請に基づく災害応急対策業務に要した費用について、実施業者の請求（別紙様式（2））に基づき実施業者と協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則に基づく手続きにより速やかに業務等委託契約を締結し、支払うものとする。

（損害の補償）

第7条 災害応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり又は疾病となった場合の、本人又はその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、「千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）」の規定に準じて損害補償を行うものとする。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に書面をもって、この協力を変更もしくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新され、以降同様とする。

（雑則）

第9条 この規定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都甲と乙が協議して定めるものとする。

（附則）

1 この協定は平成26年4月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名・捺印の上、各1通を保有する。

平成26年4月24日

甲 袖ヶ浦市

乙 袖ヶ浦市測量設計業協同組合

様式 略

資料2-48 応急給水等に係る確認書（かずさ水道広域連合企業団）

応急給水等に係る確認書

1 趣旨

かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）と木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「各市」という。）は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。

このことから、災害時により迅速かつ的確に応急給水を行うため、広域連合企業団と各市の具体的な役割分担等について、以下のとおり確認するものである。

2 災害

本確認書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和30年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害をいう。

3 情報連絡体制

(1) 各市と広域連合企業団は、連絡者及び連絡先について、年度当初に一覧を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。

(2) 各市と広域連合企業団は、常時共有すべき情報について、内容の変更がある場合は、随時これを変更する。常時共有すべき主な情報は、次のとおりである。

ア 病院等の重要施設及び指定避難所

イ 相互に整備する応急給水用資機材

ウ 給水車等への注水場所

(3) 各市と広域連合企業団は、災害時に「水道施設の被害状況、断水区域、断水の復旧見込み」、「道路被害状況」、「避難所の開設状況」、「広域連合企業団と各市の日毎の給水予定」及び「重要施設などからの応急給水要請」などの情報を相互に交換し、これを共有する。

4 各市災害対策本部への広域連合企業団職員の派遣

広域連合企業団は、各市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議のうえ、応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に職員を各1名派遣する。

5 給水車等への注水場所

各市が実施する応急給水時の給水車等への注水場所は、各市と広域連合企業団が協議し決定する。

6 応急給水の実施

(1) 広域連合企業団と各市は、7に掲げた役割分担に基づき、応急給水を実施する。

(2) 応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員、資機材の状況等に応じ、広域連合企業団と各市対策本部で調整し、協力して行う。

7 広域連合企業団と各市の役割分担

(1) 応急給水に係る役割分担

千葉県地域防災計画に基づき、応急給水活動を、より迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり、活動内容ごとに広域連合企業団と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により広域連合企業団と各市災害対策本部で、適宜、調整が出来るものとする。

(2) 応援水道事業体の割り振り及び指揮

ア 応援水道事業体の各市への割り振り及び各市の役割分担は、広域連合企業団と各市対策本部が調整し、行う。

イ 応援水道事業体に対する指揮は、広域連合企業団と各市が調整のうえ行う。

ウ 応援水道事業体の活動内容については、広域連合企業団と各市がそれぞれの分担に基づき整理し、最終的に広域連合企業団が取りまとめを行う。

(3) 車両基地及び宿泊場所等の確保

各市は、広域連合企業団及び応援水道事業体の必要とする車両基地、宿泊場所及び食料等の確保に協力する。

8 経費の負担

応急給水活動に要する経費の負担については、以下のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害においては、災害救助法に基づき、国・県に負担を求める。
- (2) 災害救助法の適用を受けない災害においては、広域連合企業団と各市で協議のうえ、決定する。

この確認書は令和2年4月1日から適用する。

木更津市
君津市
富津市
袖ヶ浦市

かずさ水道広域連合企業団

資料 2-49 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド（株）木更津支社）

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で平成 20 年 7 月 17 日付け締結の「袖ヶ浦市防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第 2 条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第 3 条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙から甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2）甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第 4 条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、袖ヶ浦市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、袖ヶ浦市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、袖ヶ浦市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

- ①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

- ①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 袖ヶ浦市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、袖ヶ浦市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 袖ヶ浦市

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

資料2-50 災害時における応急対策の協力に関する協定書（千葉土建一般労働組合かずさ支部）

災害時における応急対策の協力に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と千葉土建一般労働組合かずさ支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請により乙が実施する応急対策について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- (1) 避難所等の公共施設の応急補修
- (2) その他、甲が必要と認める業務

（協体制度の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、「応急対策完了報告書」（別記様式2）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、災害応急業務等に要した費用については、乙の請求に基づき双方協議のうえ、袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結のうえ支払うものとする。

（補償）

第7条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練への参加
- (2) その他、甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

資料編

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月23日

甲 袖ヶ浦市

乙 千葉土建一般労働組合かずさ支部

資料2-51 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング（株））

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、袖ヶ浦市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。

資料編

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

(9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年11月5日

甲 袖ヶ浦市

乙 東電タウンプランニング株式会社

資料 2-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（袖ヶ浦市内の民間福祉施設（15 施設））

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時に要援護者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第 2 条 受け入れの対象となる者は、介護施設への入所や医療機関等へ入院するに至らない程度の要援護者やその介護等を行う家族など、甲が避難所において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等とする。

（管理運営）

第 3 条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の開設及び管理運営に係る実績報告並びに費用の請求

（手続き）

第 4 条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

3 乙は、甲からの要請に基づき、要援護者等を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第 5 条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第 6 条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設及び管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要援護者等に要する食費

資料編

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(要援護者等の避難手段)

第7条 福祉避難所への移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要援護者等を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名・滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月末日までとする。

ただし、期間満了の2月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 袖ヶ浦市

乙

個人情報取扱特記事項 略

資料 2-53 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（エコシステム千葉（株））

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）とエコシステム千葉株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、袖ヶ浦市内で生じた災害廃棄物等の処理に支障が生じるおそれのある場合に、乙の協力を受けることにより、災害廃棄物等の処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 災害時に倒壊、損壊、焼失等した家屋等の建物の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害において、災害廃棄物の処理等について協力を要請する必要があると判断した場合に、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する協定要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、費用の算定は、大規模災害が発生する直前の標準価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定する。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めることとする。

（適用）

資料編

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するもの、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月11日

甲 袖ヶ浦市

乙 エコシステム千葉株式会社

資料 2-54 陸上自衛隊木更津飛行場周辺で航空事故が発生した場合の連絡・調整に関する協定書（陸上自衛隊木更津駐屯地）

陸上自衛隊木更津飛行場周辺で航空事故が発生した場合の連絡・調整に関する協定書

木更津・君津・富津・袖ヶ浦市長、木更津・君津・富津警察署長、千葉海上保安部長及び木更津海上保安署長（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第1ヘリコプター団長（以下「乙」という。）は、陸上自衛隊木更津飛行場（以下「木更津飛行場」という。）周辺において、航空事故が発生した場合の連絡調整体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津飛行場周辺において航空事故が発生した場合、事故現場周辺住民の人命、財産の保護、航空機のとう乗員の救出等を適切かつ迅速に実施するため、関係機関相互間の連絡調整体制を確立することを目的とする。

（関係機関）

第2条 この連絡調整に関する関係機関は次のとおりとする。

所 属	関係機関等
木更津市	危機管理担当課 消防本部 消防署
君津市	危機管理担当課 消防本部 消防署
富津市	危機管理担当課 消防本部 消防署
袖ヶ浦市	危機管理担当課 消防本部 消防署
千葉県警察本部	木更津警察署 君津警察署 富津警察署
海上保安庁	千葉海上保安部 木更津海上保安署
陸上自衛隊	木更津駐屯地

（連絡・調整責任者の設置）

第3条 各関係機関等の長は、航空事故の速報、初期救難活動等の連絡調整を円滑に行うために、別紙第1に課か掲げる連絡調整責任者を定める。

- 2 甲は、連絡調整責任者の内容に変更があった場合、速やかに乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により通知を受けた場合及び乙の連絡調整責任者に変更があった場合は、甲に修正内容を伝達するものとする。

（連絡・調整の要領）

第4条 各連絡調整責任者は、それぞれの期間等において航空事故の発生を知った場合、それぞれの関係機関等が定める対応計画等により処理を行うとともに、別紙第2「航空事故通報系統図」により、速やかに通報するものとする。

（現地連絡・調整本部の設置）

第5条 乙は、自衛隊に所属する航空機の事故の発生に際し、関係機関相互の連絡調整を円滑にするため、各関係機関の協力を得て、当該事故現場に現地連絡・調整本部を設置する。

2 自衛隊機以外の事故の場合の現地連絡調整本部の設置は関係機関が協議して定めるものとする。

(消火救難活動)

第6条 事故現場を管轄する各関係機関の消火救難活動は、原則として別紙第3「航空事故消火救難活動分担表」のとおりとし、関係機関は人命救助を最優先としてあらゆる措置を講じ、被災者の応急救護に努めるものとする。

(連絡会議の開催)

第7条 この協定の円滑な運営を図るため、各関係機関は必要に応じ連絡会議を開催することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、関係機関等が協議して定める。

附 則

- 1 この協定書は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この協定締結により、昭和54年に締結した「陸上自衛隊木更津飛行場周辺で航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整に関する協定書」は、この協定の施工と同時にその効力を失う。
- 3 この協定の成立を証するため、本証10通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

甲 木更津市長
君津市長
富津市長
袖ヶ浦市長
木更津警察署長
君津警察署長
富津警察署長
千葉海上保安部長
木更津会場保安署長

乙 陸上自衛隊第1ヘリコプター団長

資料2-55 災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書（（株）アクティオ）

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材等（以下「機材等」という。）の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に市民の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有する機材等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、機材等を必要とするときは、要請書（様式第1号）をもって、乙に提供を要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で優先的かつ速やかに機材等を提供するものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（機材等の種類）

第4条 乙が提供する機材等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発電機
- (2) 照明機器
- (3) 簡易水洗トイレ（汲み取り式）
- (4) 重機
- (5) 車両
- (6) その他乙の取扱い機材等

（機材等の引渡し）

第5条 機材等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により機材等を運搬する車両を優先車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

3 機材等の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、機材等の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害の発生した直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

資料編

第7条 乙は、機材等の引渡し又は納入が完了したときは、前条の費用について明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、支払いに予算上の措置を必要とする場合は、甲は、当該期日を延長することができるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の補償については、乙の責による場合によっては乙の負担とし、それ以外の要因については甲乙協議の上定めるものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、要請と提供に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任し、連絡責任者名簿(様式第3号)を作成の上、これをお互いに通知するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、変更した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日前30日までに、甲及び乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この契約を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年2月13日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社アクティオ

資料 2-56 感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定（（一社）千葉県ペストコントロール協会）**感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定書**

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第六条に基づく感染症（以下「感染症」という。）が発生した際の防疫活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第一条 この協定は、感染症の発生時において、「甲」と「乙」とが相互に協力して感染症の発生の予防及びそのまん延防止を図るため、防疫業務の協力に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第二条 甲は、感染症の発生の恐れがある場合又は感染症が発生しその被害が拡大する恐れがある場合において、甲が必要と認めるときに、乙へ防疫業務の実施を要請するものとする。

（業務の実施）

第三条 乙は、甲から防疫業務の実施要請があった場合、甲の指定する日時及び場所に速やかに出動し、甲の指示に従い、業務を行うものとする。

2 防疫業務に必要な薬剤及び機材は、乙が確保するものとする。

（乙の責務）

第四条 乙は、次の事項について充分配慮するものとする。

- 一 出動要請に迅速に対応できるよう、機材等は常時使用可能な状態に整備し、また使用する薬剤を確保する等、常に体制を整えておくこと。
- 二 研修会等を開催し、常に防疫業務に関する技術の向上を図ること。
- 三 業務実施にあたっては細心の注意を払い、事故防止に努めること。
- 四 業務実施にあたっては、患者及び関係者等に対して、人権等への配慮がなされるように万全を期すこと。
- 五 業務上知り得た事項を第三者に漏らさないこと。
- 六 乙が被災し、防疫業務が実施できない場合、他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て業務を実施できる体制を整備すること。

（費用弁償）

第五条 甲の要請に基づき乙が防疫業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- 一 防疫作業班の編成及び派遣に要する経費
- 二 防疫業務に使用した薬剤等の実費
- 三 前 2 号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認

資料編

めた経費

(協議)

第六条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第七条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して、1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 4月22日

甲 袖ヶ浦市

乙 一般社団法人千葉県ペストコントロール協会

資料 2-57 災害時における支援協力に関する協定（千葉県行政書士会）

災害時における支援協力に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が袖ヶ浦市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- (1) 甲の依頼による乙の会員の派遣
- (2) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (3) その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。
- 3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第1号様式）により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- 2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。
- 3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」(以下「報告書」という。第2号様式)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務の実施場所及び期間
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第9条 乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定が失われた後も同様とする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月6日

甲 袖ヶ浦市

乙 千葉県行政書士会

資料 2-58 災害時における入浴施設の開放等に関する協定（（株）新昭和）

災害時における入浴施設の開放等に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）、株式会社新昭和（以下「乙」という。）は、災害時における入浴施設の開放等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、袖ヶ浦市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき、乙の管理する施設の開放や食料・飲料水の提供等を受けるために必要な事項について定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項についての協力要請（以下「要請」という）をすることができ、乙はこの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

- （1）入浴施設等の無料開放
- （2）飲食料の提供
- （3）施設の一部を、避難者等を受け入れる一時的な休憩スペースとして開放

2 甲は、前項に定めがない事項について乙との協議の上、必要に応じて協力を要請することが出来る。

（乙の管理する施設）

第3条 本協定における乙の管理する施設とは、次の施設とする。

所在地	施設名
袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目39番地15 ゆりまち袖ヶ浦駅前モール内	湯舞音 袖ヶ浦店

（協力の要請）

第4条 甲は、第2条に掲げる要請を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第1号様式）により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（費用負担及び支払い）

第5条 乙が、第2条の実施に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、予算上の措置を必要とする場合は、甲は、当該期日を延長することができるものとする。

（補償）

資料編

第6条 第2条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷や疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定が失われた後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の変更若しくは終了させる意思表示しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年5月7日

甲 袖ヶ浦市

乙 株式会社新昭和

資料2-59 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人袖ケ浦市社会福祉協議会）

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

袖ケ浦市（以下「甲」という。）と社会福祉法人袖ケ浦市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、袖ケ浦市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、袖ケ浦市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲は、災害が発生した場合、被災の状況を踏まえ甲乙協議の上、災害ボランティアの受け入れ登録・派遣等を行うため、必要に応じてセンターを設置する。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 甲が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からの災害ボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、センターを設置したときは、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及びボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 袖ヶ浦市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ① 被災状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ 災害ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤ その他、ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材及び車両等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材及び使用する車両等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置・運営等に伴う費用は、その必要性に応じて甲が負担する。

2 大規模な災害において、ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月2日

甲 袖ヶ浦市

乙 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会

資料 2-60 袖ヶ浦市建設業協同組合員名簿

袖ヶ浦市建設業協同組合員名簿

(令和3年4月現在)

会 社 名	所 在 地	T E L	F A X
(株) シバサキ建設	三ツ作 1429	63-0911	63-0912
(有) 小林建設土木	滝ノ口 258	75-3164	75-3153
(株) 小 倉 建 設	堂谷 40	75-5352	75-5427
(株) 我 妻 建 設	神納 818-13	62-9244	62-9247
(株) 大 岩	勝 118-2	63-0968	62-3307
(有) 弁天丸興業	蔵波 235	62-1325	62-1808
(有) 渡 辺 産 業	坂戸市場 1276	62-2455	63-7950
(株) 北 袖 商 事	蔵波台 7-9-3	63-3271	60-1661
袖ヶ浦興産(株)	蔵波 26-2	62-1111	63-0333
(株) 生 光 園	蔵波台 6-5-10	62-4075	62-4520
(株) 千葉緑化建設	長浦駅前 2-2-17	62-7251	0436-41-0179
(株) 東 日 産 業	飯富 2619-2	63-2353	62-5467
(有) 鳴 海 建 設	蔵波 2951-1	62-1631	62-1808

資料2-61 協定締結先一覧（応急対策関係）

袖ヶ浦造園協同組合員名簿

(令和3年4月現在)

会社名	所在地	T E L	F A X
袖ヶ浦興産(株)	蔵波26-2	62-1111(代)	63-0333
(株)ムサシ	岩井634	75-3862	75-3180
(株)井上造園	勝507	63-0859	63-0839
(株)生光園	蔵波台6-5-10	62-4075	62-4520
増栄産業(株)	久保田2171	62-7118	62-5522
(有)豊儀産工	長浦1	62-4757	62-4757
大袖興業(株)	奈良輪2539-2	62-5454	62-5456
(株)アースプランナー	林39	75-5575	75-7212
(有)ガーデン紀ノ園	蔵波台5-2-27	62-4475	63-9765

袖ヶ浦電業会名簿

(令和3年4月現在)

会社名	所在地	T E L	F A X
(有)内藤電機	坂戸市場1663-2	62-8254	62-8197
(有)飯島設備	飯富1628-2	63-0748	63-1746
(有)近藤電設	阿部13	75-2732	75-5683
(有)谷元電機	福王台1-21-2	62-2308	62-6795
(株)バイエレクトクス	蔵波321-8 (君津市北子安2-16-33)	60-1212 (0439-57-0087)	(0439-57-0503)
東神電設(株)	蔵波台6-5-10 (木更津市ほたる野1-22-8)	64-0198 (98-7161)	(98-9469)
キミデン工業(株)	今井2-112-2 (君津市北子安1-10-33)	63-9278 (0439-52-3478)	(0439-54-4434)
(株)嘉崎電設工業	川原井486-1 (市原市姉崎1940-1)	71-1665 (0436-61-7145)	71-1666 (0436-61-7146)
共和電気工事(株)	蔵波2897-45 (木更津市畑沢2-37-7)	63-5917 (36-5917)	63-5918 (36-5918)
南総電機(株)	横田4074-2 (木更津市請西1-10-28)	75-7211 (37-0031)	(37-0033)
房総電機工業(株)	横田2602-1 (木更津市文京5-1-7)	75-6941 (22-6358)	(22-6359)
(有)袖ヶ浦無線	福王台2-1-11	62-7493	62-7273

※()内 市外本社情報

袖ヶ浦市管工事業協同組合員名簿

(令和3年4月現在)

会社名	所在地	T E L	F A X
(有)飯島設備	飯富1628-2	63-0748	63-1746
長浦設備(株)	蔵波112	62-2754	63-3167
(株)田辺設備	上宮田588	75-5001	75-7160
(株)大久保	蔵波台7-14-3	62-5111	62-1009
(株)シバサキ建設	三ツ作1429	63-0911	63-0912
(株)協同建設	川原井458	75-7077	0439-52-9698
(有)産洋設備	百目木1519-2	75-6780	75-5766
(株)北袖商事	蔵波台7-9-3	63-3271	60-1661

袖ヶ浦市建築業協力会名簿

(令和3年4月現在)

会社名	所在地	T E L	F A X
(株)大沢	横田1906-1	75-2331	75-2335
曾我構建(株)	下根岸182-1	75-3094	75-7254
(株)大鐵建設	横田2570	75-3121	75-3034
(有)津田工務所	野里1335	75-2351	75-6263
(有)吉田ハウジング	百目木969	75-3055	75-3081
日新建設(株)	福王台3-30-3	60-2424	60-2400
(株)山田技研	谷中84	75-6363	75-6984

八富企業(株)・丸栄産業(株)名簿

(令和4年1月現在)

会社名	所在地	T E L	F A X
八富企業(株)	長浦拓二号580-163	62-3871	62-3872
丸栄産業(株)	代宿106-1	38-3600	38-6210

【3】基準

資料3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害詳細報告
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	1 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。		
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。	住家被害詳細報告

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。		住家被害詳細報告
	住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上必要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。		
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家のその主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。		住家被害詳細報告
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、疎開部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。		
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。		
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	社会福祉施設被害 詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告

資料編

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
	り災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家被害詳細報告
	り災者	り災世帯の構成員とする。		
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れよって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		公共土木施設被害詳細報告
その他の被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2 溢水は被害として計上しないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含めない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	鉄道被害詳細報告
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告 （市町村、県水道）
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	ガス被害詳細報告
ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他被害詳細報告	

資料編

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他の被害	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		その他被害詳細報告
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		
	畑の冠水			
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		火災発生状況報告	
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。		
	公立文教施設	公立の文教施設とする。		
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所（災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）	
被害金額	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
被害金額	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <p>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</p> <p>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。(最新人数を継続報告。)</p> <p>3 また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かつた時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</p>	確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <p>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</p> <p>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。(最新人数を継続報告。)</p> <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かつた時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。		
避難等	共通	避難の種別ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		避難状況詳細報告
	指示	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示。	
	自主避難	上記指示によらない住民の自主的避難。 (上記指示に該当しない呼びかけによる避難を含む)		

資料編

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
避難等	避難地区数	避難指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	避難状況詳細報告
	避難の日時	最初に指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	
	避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告
	災害救助法	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。		

資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

表 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備のために賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、郵送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 当該地域等の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限こと					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		流失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 準半壊以外 595,000 円以内 準半壊 300,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学所師匠のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生と及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う者	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の生産する事務を行う期間以内	災害救助費の清算業務を行うのに要した経費も含む

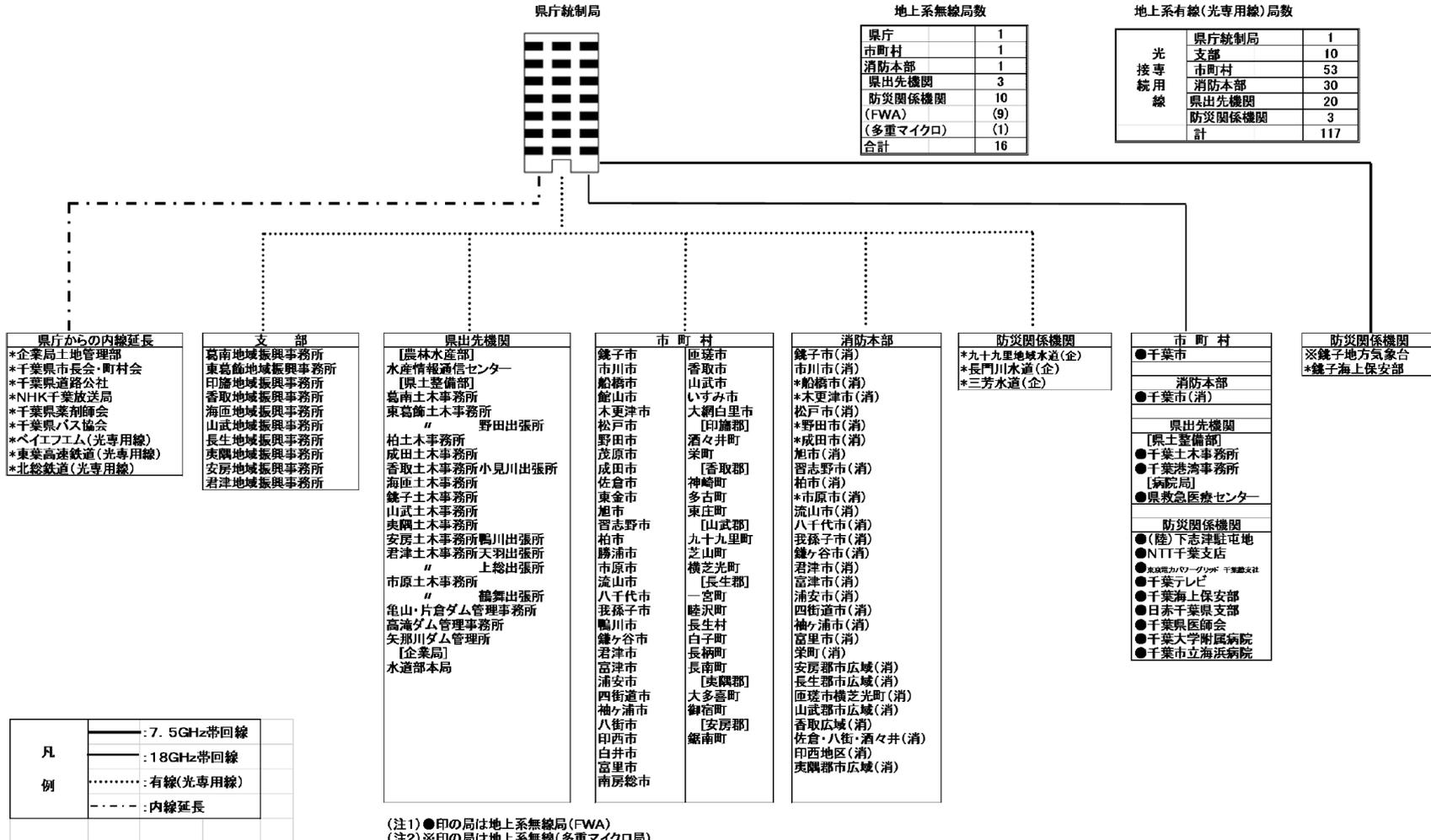
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100円以内 保健師、助産師、看護師及び準看護師 14,800円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術者、建築技術者 14,200円以内 大工 24,500円以内 左官 26,100円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

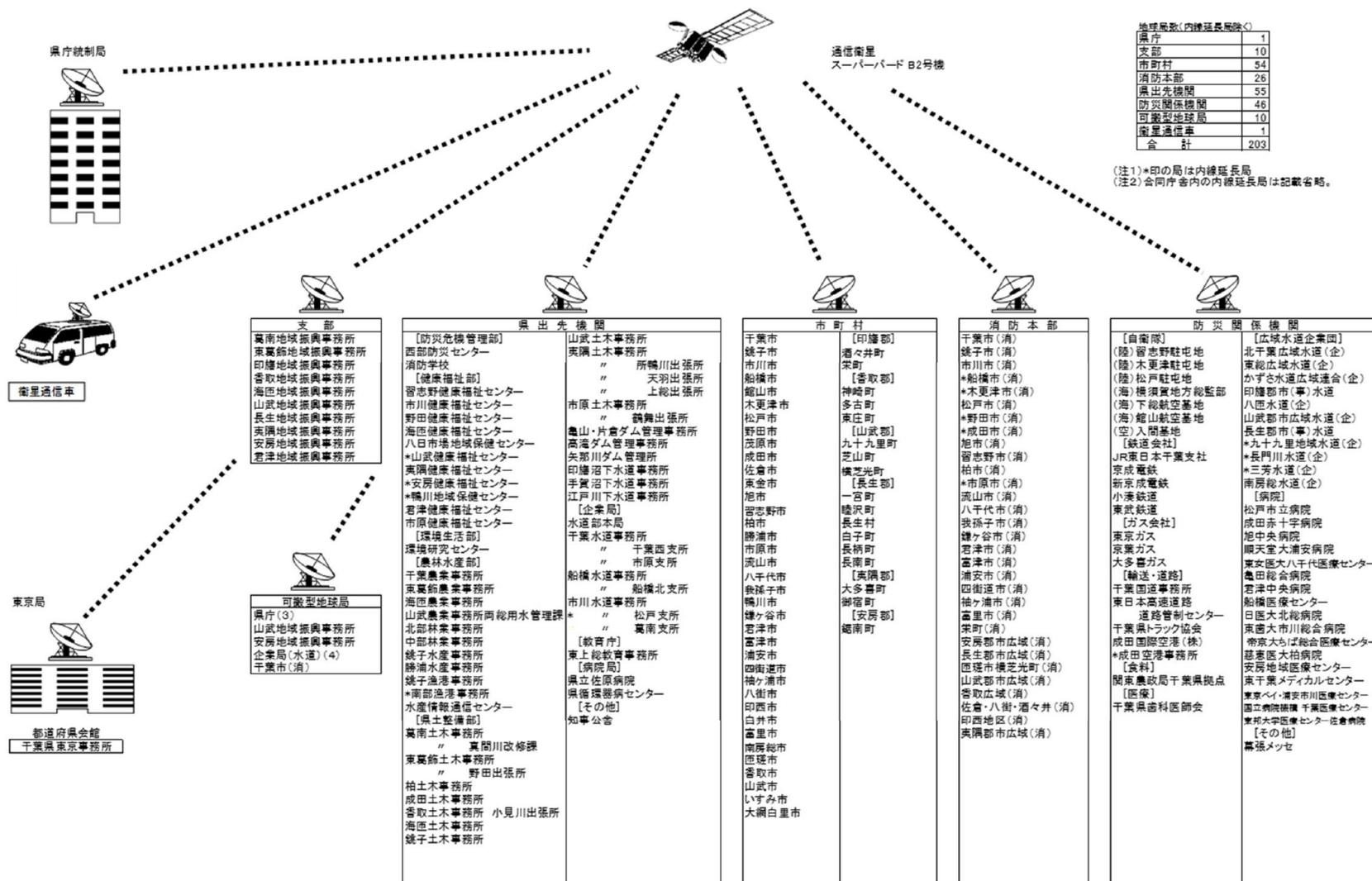
【4】情報通信・広報関係

資料4-1 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）

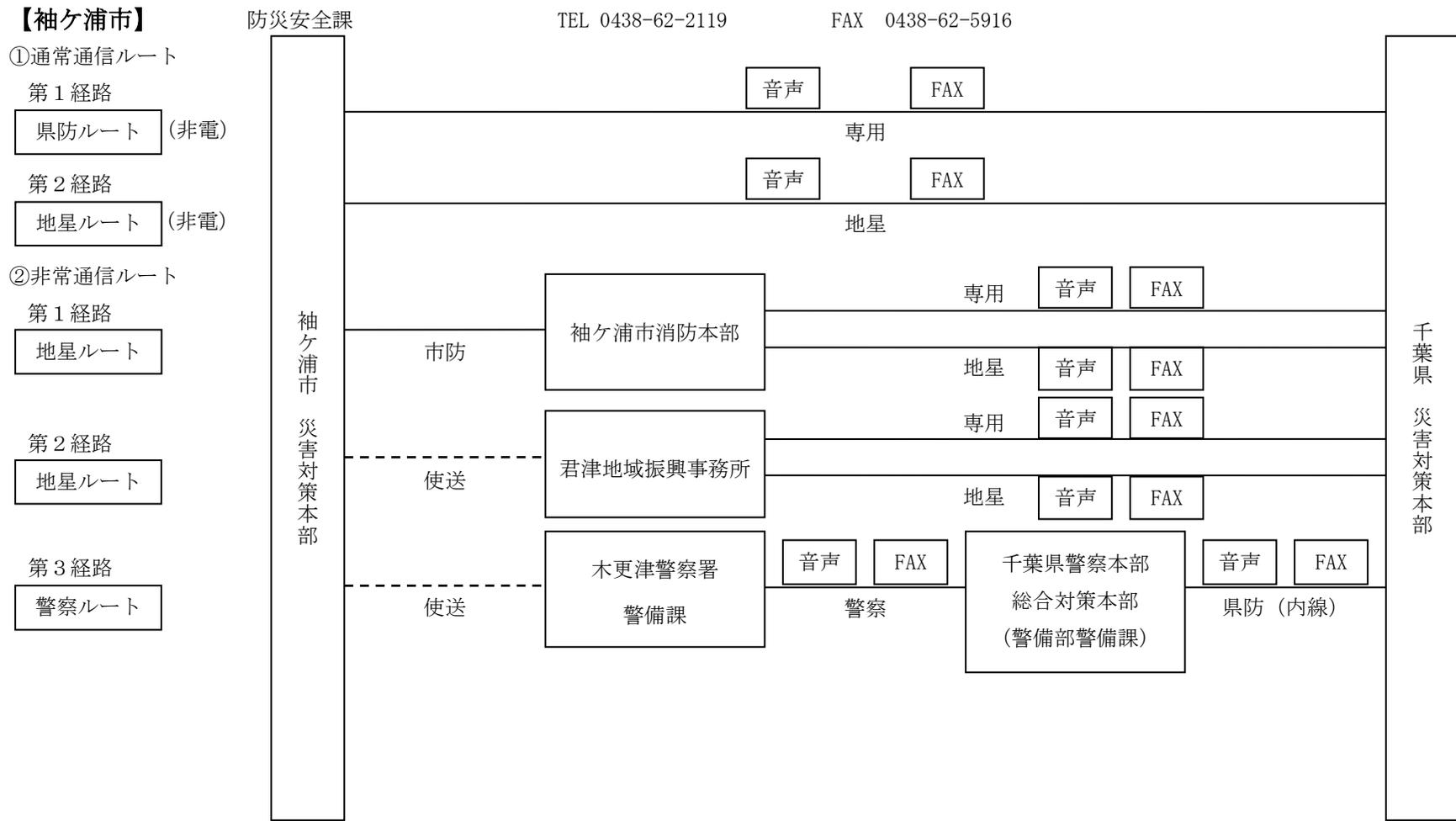
(1) 防災行政無線地上系回線構成図（令和3年4月現在）



(2) 防災行政無線衛星系回線構成図 (令和3年4月現在)



資料 4-2 袖ヶ浦市非常通信ルート



資料 4-3 市防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所

市防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所

(固定局)

(令和3年4月1日現在)

種類	電波の形式 及び周波数	空中線 電力	呼出名称	備考
固定局	F 3 E 69.15MHz	5 W	ぼうさいそでがうら	袖ヶ浦市役所防災行政用

(屋外受信装置)

子局 No.	設備場所 (備考)	放送群名称
0	坂戸市場 1-1 (市役所既設棟屋上)	袖ヶ浦-昭和-B
1	林 278 付近 (国道 409 号と幽谷通りの丁字路部)	平川-平岡-A
2	林 563-110 付近 (林五番組公会堂付近)	平川-平岡-B
3	林 657 (林熊野橋先)	平川-平岡-B
4	川原井 249-1 (砂子田公会堂)	平川-平岡-A
5	川原井 790-2 (大雄建材工業付近)	平川-平岡-B
6	川原井 495-1 (根澄山公会堂)	平川-平岡-B
7	川原井 1452-1 (表場公会堂)	平川-平岡-A
8	川原井 1886-5 (野菜直売所付近)	平川-平岡-B
9	川原井 2041-16 (JA 集荷場付近)	平川-平岡-A
10	川原井 2072-17 付近 (長割公会堂付近)	平川-平岡-B
11	永吉 544 (永吉青年館)	平川-平岡-B
12	岩井 613 (岩井公会堂)	平川-平岡-A
13	岩井下泉 1675-1 (農村広場付近)	平川-平岡-B
14	永地 1446 (永地公会堂)	平川-平岡-B
15	下泉 139 (子供の遊び場)	平川-平岡-A
16	下泉 547-2 (五番組集会所)	平川-平岡-B
17	上泉 1764-67 (西荻原公会堂)	平川-平岡-B
18	上泉 1703-1 (出光中央研究所付近歩道)	平川-平岡-A
19	上泉 58-2 (大和田青年館)	平川-平岡-B
20	上泉 737-1 (常福院)	平川-平岡-A
21	野里 1508-1 (平岡小学校職員駐車場)	平川-平岡-B
22	野里 742 (野里神社)	平川-平岡-A
23	野里 465-3 (広域農道脇)	平川-平岡-B
24	野里 1447-5 (花房平団地内掲示板付近)	平川-平岡-A
25	高谷 24-3 (高谷公会堂)	平川-平岡-A
26	高谷 612-1 (市ヶ原公会堂・高萩)	平川-平岡-B
27	三箇 2010-1 (光福寺)	平川-平岡-A

資料編

子局 No.	設備場所 (備考)	放送群名称
28	三 箇 1647-1 (三箇公民館)	平 川-平岡-B
29	三 箇 465-1 (鹿島区公民館付近)	平 川-平岡-A
30	谷 中 102-7 (三谷青年館付近)	平 川-中川-B
31	横 田 2904-2 (県道長浦上総線 待機所)	平 川-中川-B
32	横 田 1702 (蔵沢公会堂)	平 川-中川-平岡-A
33	大鳥居 411 (大鳥居公会堂)	平 川-中川-A
34	横 田 4080-1 (山中公会堂)	平 川-中川-B
35	横 田 2624-9 (上宿公会堂)	平 川-中川-A
36	横 田 1191 (小路公会堂)	平 川-中川-B
37	横 田 115 (平川行政センター)	平 川-中川-B
38	百目木 464-1 (百目木公民館)	平 川-中川-A
39	下根岸 281 (下根岸青年館)	平 川-富岡-B
40	阿 部 55-1 (阿部公民館・青年館)	平 川-富岡-A
41	打 越 216 (打越青年館)	平 川-富岡-B
42	滝の口 156-4	平 川-富岡-B
43	滝の口 452-1 付近	平 川-富岡-A
44	吉野田 420-7 (20分団詰所)	平 川-富岡-A
45	大 竹 508 (大竹青年館)	平 川-富岡-B
46	上宮田 260 (八幡神社)	平 川-富岡-A
47	下宮田 344-3 (上宮田加圧ポンプ場)	平 川-富岡-B
48	吉野田 249-5 (リサイクルショップ夢道付近)	平 川-富岡-A
49	下宮田 527-1	平 川-富岡-B
50	玉 野 163-2 (玉野公会堂・公民館)	平 川-富岡-B
51	坂戸市場 876-7 (坂戸第一公園)	袖ヶ浦-昭和-A
52	坂戸市場 1807-1 (小櫃橋付近)	袖ヶ浦-昭和-B
53	神納 1515-3 付近 (出津橋西側圃場)	袖ヶ浦-昭和-B
54	坂戸市場 2565-4 (川間尻農村共同館)	袖ヶ浦-昭和-A
55	神 納 1067 付近 (金田用水路道路橋付近)	袖ヶ浦-昭和-B
56	神 納 2087 (神納青年館)	袖ヶ浦-昭和-B
57	神 納 2108-1 (井戸谷堰付近)	袖ヶ浦-昭和-A
58	坂戸市場 1566 (市民会館)	袖ヶ浦-昭和-B
59	神 納 1-12 (福王台第二公園)	袖ヶ浦-昭和-A
60	神 納 2-19-4 (福王台保育所)	袖ヶ浦-昭和-A
61	福王台 1-25-2 (福王台中央公園)	袖ヶ浦-昭和-B
62	福王台 4-10-7 (袖ヶ浦市消防本部・消防署)	袖ヶ浦-昭和-B
63	奈良輪 2-6-6 (消防第1分団付近)	袖ヶ浦-昭和-B
64	奈良輪 245-4 (クスリのアオキ)	袖ヶ浦-昭和-A
65	欠番	

子局 No.	設備場所 (備考)	放送群名称
66	奈良輪 1520-4 付近	袖ヶ浦-昭和-A
67	奈良輪 1680-1 付近 (旧新川橋付近)	袖ヶ浦-昭和-B
68	神 納 2992-1 (子供の遊び場)	袖ヶ浦-昭和-A
69	神 納 3089-1	袖ヶ浦-昭和-B
70	神 納 2697-3 (勝下 6 号井)	昭和 袖ヶ浦- -A 根形
71	神 納 2433-2 (橋西農村協同館)	昭和 袖ヶ浦- -B 根形
72	神 納 4135-172 (勝下浄水場)	昭和 袖ヶ浦- -B 根形
73	神 納 4071-144 (富士見台公園)	昭和 袖ヶ浦- -B 根形
74	飯 富 3178 (中山商店付近)	袖ヶ浦-根形-B
75	飯 富 2596 (飯富青年館)	袖ヶ浦-根形-A
76	飯 富 1604 (社会福祉協議会)	袖ヶ浦-根形-B
77	飯 富 704 付近	袖ヶ浦-根形-B
78	飯 富 1285 付近	袖ヶ浦-根形-A
79	下新田 950-3 (下新田青年館)	袖ヶ浦-根形-A
80	三ツ作 403 (三ツ作青年館)	袖ヶ浦-根形-B
81	大曾根 511-5 (福祉作業所付近)	袖ヶ浦-根形-A
82	大曾根 1128-3 (元大曾根青年館)	袖ヶ浦-根形-B
83	大曾根 2010-11	袖ヶ浦-根形-A
84	野 田 230-1 付近 (野田青年館)	袖ヶ浦-根形-B
85	蔵 波 3036-2	長浦 袖ヶ浦- -B 根形
86	蔵 波 2940-5 (橘東青年館)	長浦 袖ヶ浦- -A 根形
87	蔵 波 2913-7 (蔵波中学校)	長浦 袖ヶ浦- -B 根形
88	蔵 波 2937-1 (角山浄水場)	長浦 袖ヶ浦- -B 根形
89	蔵 波 2898-9 (勝下第 3 ポンプ場)	昭和 袖ヶ浦- 長浦 -B 根形
90	長 浦 580-179 (今井青年館)	袖ヶ浦-長浦-B

資料編

子局 No.	設備場所 (備考)	放送群名称
91	欠番	
92	蔵波 1964-3 (長浦駅前北口公園)	袖ヶ浦-長浦-A
93	蔵波台 2-27 (合原公園)	袖ヶ浦-長浦-A
94	蔵波台 4-16 (原ノ台公園)	袖ヶ浦-長浦-B
95	蔵波 259-1 (宮田集会場)	袖ヶ浦-長浦-B
96	長浦駅前 6-1-3 (長浦小学校)	袖ヶ浦-長浦-A
97	久保田 2428-13 (久保田橋付近)	袖ヶ浦-長浦-B
98	久保田 2585 (浜宿青年館)	袖ヶ浦-長浦-A
99	代宿 1139-2 (代宿インター付近)	袖ヶ浦-長浦-B
100	久保田 3386-1 (笠上公民館)	袖ヶ浦-長浦-B
101	代宿 1078 (加具土神社)	袖ヶ浦-長浦-A
102	代宿 99-1 (代宿団地南公園)	袖ヶ浦-長浦-B
103	久保田 2848-175 (久保田南公園)	袖ヶ浦-長浦-B
104	久保田 1799-3 (久保田保育所)	袖ヶ浦-長浦-A
105	蔵波 692-1 (上蔵波自治会館)	袖ヶ浦-長浦-A
106	蔵波台 6-24 (不動公園)	袖ヶ浦-長浦-A
107	久保田 3662-2 (子者清水青年館)	袖ヶ浦-長浦-A
108	蔵波 3108-175 (蔵波増圧ポンプ場内)	袖ヶ浦-長浦-B
109	蔵波 3065-11	袖ヶ浦-長浦-A
110	長浦駅前 4-15-1 (長浦駅前4丁目ポケットパーク)	袖ヶ浦-長浦-B
111	久保田 2336-1 付近 (久保田多目的会館付近)	袖ヶ浦-長浦-B
112	長浦駅前 1-11-3 (長浦ポケットパーク)	袖ヶ浦-長浦-B
113	蔵波台 4-22-1 (蔵波公園)	袖ヶ浦-長浦-A
114	奈良輪 439-1 (奈良輪小学校)	袖ヶ浦-昭和-A
115	横田 3731-2 (中下公会堂)	平川-中川-A
116	上泉 1258 (上泉公会堂)	平川-平岡-B
117	福王台 2-14 (法光寺公園)	袖ヶ浦-昭和-A
118	福王台 3-26-1 (富士見公園)	袖ヶ浦-昭和-A
119	のぞみ野 49-1 (のぞみ野マルシェ付近)	袖ヶ浦-根形-A
120	蔵波台 2749-5 (蔵波ベイヒルズ公園)	袖ヶ浦-長浦-A
121	長浦駅前 7-31	袖ヶ浦-長浦-A
122	長浦駅前 5-19-5 (長浦駅前自治会館)	袖ヶ浦-長浦-B
123	滝の口 306-42 (滝の口東公園)	平川-富岡-A
124	蔵波台 7-23 (蔵波台泉公園)	袖ヶ浦-長浦-B
125	のぞみ野 123-15 (あけぼの公園)	袖ヶ浦-根形-B
126	蔵波台 1-49 (県営住宅付近)	袖ヶ浦-長浦-B
127	蔵波 1887 (殿畑公園)	袖ヶ浦-長浦-B
128	上泉 1767-210 (もみの木台団地内)	平川-平岡-B
129	神納 1295-2 (旧市職員住宅付近)	袖ヶ浦-昭和-B

子局 No.	設備場所 (備考)	放送群名称
130	神納2-7 (神納西の下公園)	袖ヶ浦-昭和-B
131	のぞみ野102-19 (丘の上公園)	袖ヶ浦-根形-B
132	百目木165-2 (百目木公園)	平川-中川-B
133	今井3-16 (今井第1公園)	袖ヶ浦-昭和-B
134	今井2-14 (今井第5公園)	袖ヶ浦-長浦-B
135	蔵波台5-15 (清水公園)	袖ヶ浦-長浦-B
136	南袖36-1 (袖ヶ浦海浜公園)	袖ヶ浦-昭和-B
137	三箇2726付近 (御霊神社付近)	平川-平岡-B
138	代宿93 (代宿団地中央公園)	袖ヶ浦-長浦-A

資料4-4 I P無線機一覧表

I P無線機一覧表

No.	所属	呼出名称	グループ分け							備考
			災害対策本部	避難所	都市建設部	消防	防災安全課	その他	全体	
1	防災安全課	そでがうら1	○						○	★管理権限
2	防災安全課	そでがうら2	○						○	★管理権限
3	防災安全課	そでがうら3	○						○	★管理権限
4	防災安全課	そでがうら4	○	○	○	○	○	○	○	
5	防災安全課	そでがうら5	○	○	○	○	○	○	○	
6	市民会館	そでがうら6		○					○	
7	平川公民館	そでがうら7		○					○	
8	富岡分館	そでがうら8		○					○	
9	長浦公民館	そでがうら9		○					○	
10	根形公民館	そでがうら10		○					○	
11	平岡公民館	そでがうら11		○					○	
12	土木管理課	そでがうら12			○				○	
13	土木管理課	そでがうら13			○				○	
14	土木管理課	そでがうら14			○				○	
15	土木管理課	そでがうら15			○				○	
16	土木管理課	そでがうら16			○				○	
17	農林振興課	そでがうら17						○	○	
18	廃棄物対策課	そでがうら18						○	○	
19	消防本部	そでがうら19				○			○	
20 ～ 35	避難所用	そでがうら20 ～ そでがうら35		○				○	○	
36	下水対策課	そでがうら36		○	○			○	○	
37 ～ 40	避難所用	そでがうら37 ～ そでがうら40		○	○			○	○	

資料 4-5 災害に関する広報文例

災害に関する広報文例

全国瞬時警報システム（J-アラート）による放送文（自動放送）

（1）地震に関する情報

①緊急地震速報（本市で推定震度5弱以上）

緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震（おおじしん）です。（3回繰り返し）
こちらは、防災そでがうらです。

（2）津波に関する情報

①大津波警報（東京湾内湾に発表の場合）

大津波警報が発表されました。
海岸付近の方は、高台に避難して下さい。（3回繰り返し）
こちらは、防災そでがうらです。

②津波警報（東京湾内湾に発表の場合）

津波警報が発表されました。
海岸付近の方は、高台に避難して下さい。（3回繰り返し）
こちらは、防災そでがうらです。

③津波注意報（東京湾内湾に発表の場合）

津波注意報が発表されました。
海岸付近の方は、注意して下さい。（3回繰り返し）
こちらは、防災そでがうらです。

（3）気象等に関する情報

①気象警報等

本市に△△警報が出ました。
今後の気象情報に注意して下さい。（3回繰り返し）
こちらは、防災そでがうらです。

②土砂災害警戒情報

ただいま、土砂災害警戒情報が発表されました。
テレビ・ラジオの情報に注意して下さい。（3回繰り返し）
こちらは、防災そでがうらです。

(J-アラート以外の放送文)

(1) 地震に関する放送文

①震度4～震度5弱の地震発生(自動放送)

こちらは広報そでがうらです。

ただいま、当地方に地震がありました。

皆さん落ち着いて、火の始末をしてください。(※くり返し)

②震度5強～震度6弱の地震発生(自動放送)

こちらは広報そでがうらです。

ただいま、当地方に大きな地震がありました。

皆さん落ち着いて、火の始末をし、様子をみてください。

今後のラジオ、テレビの正しい情報を聞いて行動してください。(※くり返し)

③震度6強～7の地震発生(自動放送)

こちらは広報そでがうらです。

ただいま、非常に強い揺れを観測しました。

皆さん落ち着いて、まず身の安全を守り火の始末をしてください。

今後のラジオ、テレビの正しい情報を聞いて行動してください。(※くり返し)

(2) 気象情報に関する放送文

① 大雨洪水警報(注意報)等の発令

ア こちらは広報そでがうらです。

ただいま、「○○○○警報(注意報)」が発令されています。

(これから○○○にかけて大雨が予想されます。)

河川の増水、氾濫、がけ崩れに十分注意してください。(※くり返し)

イ こちらは広報そでがうらです。

ただいま、「○○○○警報(注意報)」が発令されています。

(これから○○○にかけて)とにより1時間に○○mmを超える大雨が予想されます。

河川の増水、氾濫、がけ崩れに厳重に警戒してください。(※くり返し)

② 台風情報の伝達

こちらは広報そでがうらです。

ただいま、「○○○○警報(注意報)」が発令されています。

これから台風の接近にともない、大雨と暴風が予想されます。

河川の増水、氾濫、がけ崩れに厳重に警戒してください。(※くり返し)

③ 土砂災害警戒情報の発令

こちらは広報そでがうらです。

ただいま、土砂災害警戒情報が発令されています。

大雨による土砂災害の危険が高まっていますので、

がけなどの状況に厳重に警戒し、

危険だと感じたら、早めに避難して下さい。(※くり返し)

災害対策本部設置後の放送文

(1) 災害対策本部設置の放送文

こちらは広報そでがうらです。
市役所では、災害対策本部を設置しました。
市職員は、至急関係部署に参集してください。
各地区の皆さんも組織的に行動してください。
くり返してお知らせします。

(2) 被害状況の伝達

- ① こちらは広報そでがうらです。
これまでにわかった被害状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は、〇〇人です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇〇〇人、〇〇地区で〇〇〇人です。
半壊又は全壊した家屋は〇〇棟です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇〇棟、〇〇地区で〇〇棟です。
今後のラジオ、テレビの情報に注意してください。(※くり返し)
- ② こちらは広報そでがうらです。
現在、〇〇地区の電気、ガス、水道はすべて供給停止しています。
しばらくの間は自分たちで対処できるよう、地区の人たちとともに準備してください。
復旧には、数日間が予想されます。
今後のラジオ、テレビの情報に注意してください。(※くり返し)

(3) 火災発生状況の伝達

- ① こちらは広報そでがうらです。
現在、〇〇地区で火災が発生しております。
〇〇地区の〇分の〇が消失し、なお延焼中です。ラジオ、テレビからの情報に十分注意してください。
くり返してお知らせします。
- ② こちらは広報そでがうらです。
現在、〇〇地区の火災は〇〇方面へ延焼しております。
〇〇地区及び〇〇地区にいる人は、直ちに〇〇方面へ避難してください。
ラジオ、テレビからの情報に十分注意してください。(※くり返し)
くり返してお知らせします。

(4) 安心情報の伝達

こちらは広報そでがうらです。
これまでにわかった情報をお知らせします。
〇〇地区の家屋は、〇分の〇が全壊（半壊）でした。
指定緊急避難場所に避難した〇〇地区の住民は全員無事が確認されました。(※くり返し)

(5) 交通情報の伝達

① こちらは広報そでがうらです。

これまでにわかった交通情報をお知らせします。

現在、JR〇〇線は、〇〇〇のため、すべて運転を停止しております。

運転再開には、しばらく時間がかかる見込みです。今後のラジオ、テレビの情報を待ってください。(※くり返し)

② こちらは広報そでがうらです。

これまでにわかった道路情報をお知らせします。

現在、(市道) 〇〇〇線は、(〇〇付近で) 〇〇〇のため、通行が禁止されております。現場の警察官の指示に従い、〇〇方面へ迂回してください。

今後の、ラジオ、テレビの情報を待ってください。(※くり返し)

(6) 高齢者等避難の伝達

こちらは広報そでがうらです。

△△川の水位が上昇しているため、〇〇時〇〇に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

お年寄りや障がいのある方、子供さんなど、避難に時間のかかる方とその避難を支援する方は直ちに、安全な〇〇〇小(中)学校へ避難を開始してください。

その他の方も避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

指定緊急避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

くりかえしてお知らせします。・・・

(7) 避難指示の伝達

こちらは広報そでがうらです。

ただいま〇〇付近一帯に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

急いで〇〇〇に避難を開始してください。

消防、警察の指示にしたがって、安全に避難してください。

指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

くりかえしてお知らせします。・・・

(8) 緊急安全確保

こちらは広報そでがうらです。〇〇付近一帯で災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

少しでも屋内の安全な場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(9) 指定避難所設置の広報文

こちらは広報そでがうらです。

指定避難所の設置について、お知らせします。

り災者の指定避難所を〇〇〇に設置しました。

お困りの方は、直接指定避難所へおいでください。

または、市役所(災害相談)へおいでください。(※くり返し)

(10) 救護対策の広報文

こちらは広報そでがうらです。

負傷者の臨時救護所が〇〇〇に設置されました。

自分たちで応急処置ができない方は〇〇〇救護所へ行ってください。(※くり返し)

(11) 防疫・保健衛生に関する広報

こちらは広報そでがうらです。

被災された地区の皆さんにお知らせします。

飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこしてください。

また5分間沸騰させ消毒してください。

また食中毒にならないよう、必ず火を通したのか、食中毒にならないようなものを食べるようにしてください。

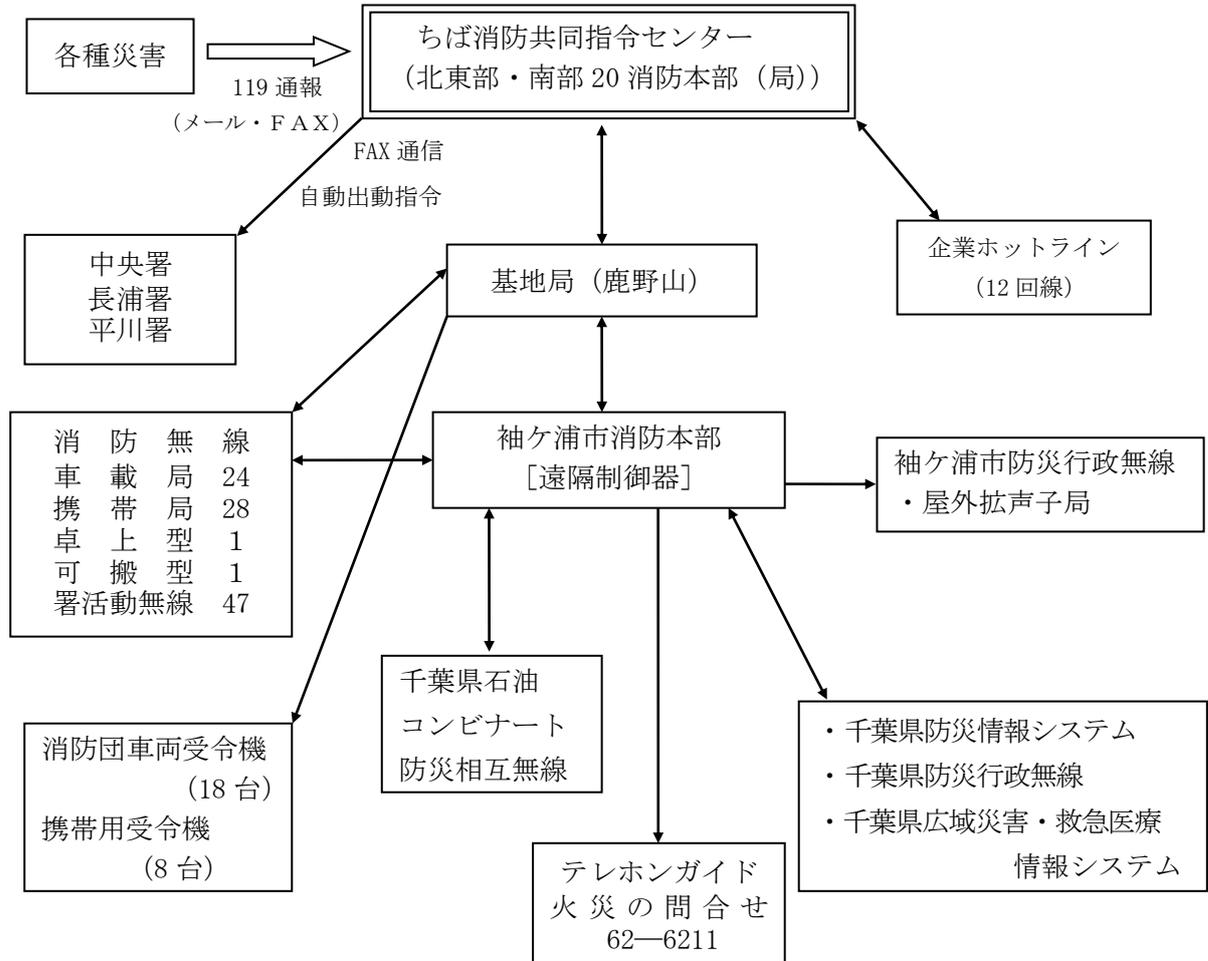
発熱や下痢など、身体に異常を感じた方は、すぐに医師の手当を受けてください。

(※くり返し)

資料 4-6 消防通信の概要

消防通信の概要図

(令和 3 年 12 月 15 日現在)



資料 4-7 消防無線の現況

消防無線の現況

(令和3年4月1日現在)

消防本部 (呼出呼称) えんせいそでがうらしょうぼう (遠征制御器)			
袖ヶ浦消防波 袖ヶ浦救急波 主運用波 統制波 署活動波			
無線局の種別	電波の形式	識別信号	空中線電力
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらしきとう 1 (2台)	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらよぼう 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらよぼう 2	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうしき 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうすいそう 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうぼんぷ 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうきゅうきゅう 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうきゅうきゅう 2	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがらちゅうおうかがく 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうきゅうすい 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおうしきざい 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらしき 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらすいそう 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらぼんぷ 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらかがく 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらこうしょ 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらげんえき 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらきゅうじょ 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ながうらきゅうきゅう 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ひらかわしき 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ひらかわすいそう 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ひらかわぼんぷ 1	5 W
陸上移動局 (車載)	5 K 8 0 G 1 D	ひらかわきゅうきゅう 1	5 W
陸上移動局 (卓上)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 5 0 1	5 W
陸上移動局 (可搬)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 6 0 1	5 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 1 0 1	1 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 1 0 2	1 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 1 0 3	1 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 1 0 4	1 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうら 1 0 5	1 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおう 1 1 1	1 W
陸上移動局 (携帯)	5 K 8 0 G 1 D	そでがうらちゅうおう 1 1 2	1 W

資料編

無線局の種別	電波の形式	識別信号	空中線電力
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	そでがうらちゅうおう113	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	そでがうらちゅうおう114	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	そでがうらちゅうおう115	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	そでがうらちゅうおう116	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	そでがうらちゅうおう117	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	そでがうらちゅうおう118	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら201	5 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら202	5 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら203	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら204	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら205	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら206	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら207	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら208	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら209	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ながうら210	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ひらかわ301	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ひらかわ302	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ひらかわ303	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ひらかわ304	1 W
陸上移動局(携帯)	5K80G1D	ひらかわ305	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらしきとう401	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらしきとう402	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらしきとう403	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらよぼう401	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう401	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう402	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう403	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう404	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう405	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう406	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう407	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう408	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう409	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう410	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう411	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう412	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう413	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう414	1 W
陸上移動局(携帯)	F3E	そでがうらちゅうおう415	1 W

無線局の種別	電波の形式	識別信号	空中線電力
陸上移動局（携帯）	F 3 E	そでがうらちゅうおう 4 1 6	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 1	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 2	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 3	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 4	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 5	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 6	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 7	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 8	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 0 9	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 1 0	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 1 1	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 1 2	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 1 3	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 1 4	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ながうら 4 1 5	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 1	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 2	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 3	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 4	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 5	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 6	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 7	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 8	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 0 9	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 1 0	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 1 1	1 W
陸上移動局（携帯）	F 3 E	ひらかわ 4 1 2	1 W

【5】危険箇所等

資料 5-1 急傾斜地崩壊危険区域一覽

急傾斜地崩壊危険区域一覽

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

番号	区域名	所在地	指定年月日	施工主体
1	奈良輪	奈良輪	S50. 3. 14	県
2	下新田	下新田	S58. 2. 8/H4. 10. 27	県
3	上泉	上泉	S59. 9. 11	県
4	下泉	下泉	S59. 10. 9	県
5	上泉 2	上泉	S61. 3. 25	県
6	野里	野里	S61. 3. 25	県
7	房根	上泉	S62. 4. 21	県
8	長浦	蔵波	S62. 6. 5	市
9	神納	神納	H1. 11. 10/H8. 3. 15	県
10	飯富	飯富	H2. 8. 31/H11. 12. 21	県
11	下泉 2	下泉	H6. 4. 12	市
12	神納 2	神納	H8. 3. 15	県
13	飯富 2	飯富	H8. 3. 26	県
14	飯富 3	飯富	H10. 3. 31	市
15	奈良輪 2	奈良輪	H11. 6. 18/H13. 4. 27	市
16	蔵波	蔵波	H11. 8. 27	県
17	神納 3	神納	H18. 3. 31/H21. 3. 13	県

資料5-2 土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覧

土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覧

(令和3年4月1日現在)

番号	箇所番号	箇所名	所在地	急傾斜地の崩壊	土石流
1	I-1223	奈良輪	奈良輪、神納、福王台2丁目	○	
2	I-1224	飯富2	飯富	○	
3	I-1225	下新田	下新田、三ツ作	○	
4	I-1226	岩井	岩井	○	
5	I-1227	下泉	下泉	○	
6	I-1228	房根	上泉	○	
7	I-1229	上泉2	上泉	○	
8	I-1230	野里	野里、上泉	○	
9	I-1231	神納	神納	○	
10	I-1232	飯富	飯富	○	
11	I-1234	神納6	神納	○	
12	I-1236	上宮田1	上宮田	○	
13	I-1238	林1	林	○	
14	I-1369	下泉2	下泉	○	
15	I-1370	蔵波9	蔵波	○※	
16	I-1398	奈良輪2	奈良輪、神納、福王台4丁目	○	
17	I-1399	飯富3	飯富	○	
18	I-2052	蔵波10	蔵波	○※	
19	I-2053	上泉	上泉	○	
20	II-0664	栢橋6	林、市原市栢橋	○	
21	II-6763	久保田3	久保田	○	
22	II-6764	久保田4	久保田	○	
23	II-6765	久保田5	久保田	○	
24	II-6766	久保田6	久保田	○	
25	II-6767	久保田7	久保田	○	
26	II-6768	久保田8	久保田	○	
27	II-6769	久保田9	久保田	○	
28	II-6770	久保田10	久保田	○	
29	II-6771	久保田11	久保田	○	
30	II-6772	代宿1	代宿、久保田	○	
31	II-6773	蔵波1	蔵波	○	
32	II-6775	蔵波3	蔵波	○	
33	II-6776	蔵波4	蔵波	○	
34	II-6777	久保田12	久保田	○	
35	II-6778	久保田13	久保田	○	
36	II-6779	久保田14	久保田	○	
37	II-6780	代宿2	久保田代宿入会地	○	
38	II-6781	神納1	神納、福王台4丁目	○※	
39	II-6782	神納2	神納	○	
40	II-6783	神納3	神納	○	
41	II-6784	神納4	神納	○	
42	II-6785	神納5	神納	○	
43	II-6786	飯富1	飯富	○	
44	II-6787	蔵波5	蔵波	○	

資料編

番号	箇所番号	箇所名	所在地	急傾斜地の崩壊	土石流
45	Ⅱ-6788	飯富4	飯富	○	
46	Ⅱ-6789	飯富5	飯富	○	
47	Ⅱ-6790	下新田1	下新田、飯富	○	
48	Ⅱ-6791	下新田2	下新田、飯富	○	
49	Ⅱ-6792	三ツ作1	三ツ作	○	
50	Ⅱ-6793	三ツ作2	三ツ作	○	
51	Ⅱ-6794	三ツ作3	三ツ作	○	
52	Ⅱ-6795	三ツ作4	三ツ作	○	
53	Ⅱ-6796	三ツ作5	三ツ作	○	
54	Ⅱ-6797	三ツ作6	三ツ作	○	
55	Ⅱ-6798	大曾根1	大曾根、三ツ作	○	
56	Ⅱ-6799	大曾根2	大曾根	○	
57	Ⅱ-6800	岩井1	岩井、下泉	○	
58	Ⅱ-6801	岩井2	岩井、下泉	○	
59	Ⅱ-6802	上泉1	上泉	○	
60	Ⅱ-6803	上泉2	上泉	○	
61	Ⅱ-6804	上泉3	上泉	○	
62	Ⅱ-6805	上泉4	上泉	○	
63	Ⅱ-6806	上泉5	上泉	○	
64	Ⅱ-6807	上泉6	上泉	○	
65	Ⅱ-6808	永吉1	永吉	○	
66	Ⅱ-6809	永吉2	永吉	○	
67	Ⅱ-6810	永吉3	永吉	○	
68	Ⅱ-6811	川原井1	川原井	○	
69	Ⅱ-6812	川原井2	川原井	○	
70	Ⅱ-6813	川原井3	川原井	○	
71	Ⅱ-6814	川原井4	川原井	○	
72	Ⅱ-6815	川原井5	川原井	○	
73	Ⅱ-6816	川原井6	川原井	○	
74	Ⅱ-6817	川原井7	川原井	○	
75	Ⅱ-6818	川原井8	川原井	○	
76	Ⅱ-6819	川原井9	川原井	○	
77	Ⅱ-6820	川原井10	川原井	○	
78	Ⅱ-6821	川原井11	川原井	○	
79	Ⅱ-6822	川原井12	川原井	○	
80	Ⅱ-6823	川原井13	川原井	○	
81	Ⅱ-6824	川原井14	川原井	○	
82	Ⅱ-6825	川原井15	川原井	○	
83	Ⅱ-6826	川原井16	川原井	○	
84	Ⅱ-6827	川原井17	川原井	○	
85	Ⅱ-6828	川原井18	川原井	○	
86	Ⅱ-6829	永地	永地	○	
87	Ⅱ-6830	上泉7	上泉	○	
88	Ⅱ-6832	川原井19	川原井	○	
89	Ⅱ-6833	川原井20	川原井	○	
90	Ⅱ-6834	川原井21	川原井	○	
91	Ⅱ-6835	林8	林	○	
92	Ⅱ-6836	林2	林	○	
93	Ⅱ-6837	林3	林	○	
94	Ⅱ-6838	林4	林	○	
95	Ⅱ-6839	林5	林	○	
96	Ⅱ-6840	大鳥居1	大鳥居	○	
97	Ⅱ-6841	大鳥居2	大鳥居	○	
98	Ⅱ-6842	滝の口1	滝の口	○	

番号	箇所番号	箇所名	所在地	急傾斜地の崩壊	土石流
99	Ⅱ-6843	高谷 1	高谷	○	
100	Ⅱ-6844	高谷 2	高谷	○	
101	Ⅱ-6845	高谷 3	高谷	○	
102	Ⅱ-6847	林 6	林	○	
103	Ⅱ-6848	林 7	林	○	
104	Ⅱ-6850	滝の口 3	滝の口	○	
105	Ⅱ-6852	滝の口 5	滝の口	○	
106	Ⅱ-6853	玉野 1	玉野	○	
107	Ⅱ-6854	滝の口 6	滝の口	○	
108	Ⅱ-6855	滝の口 7	滝の口	○	
109	Ⅱ-6856	吉野田 1	吉野田	○	
110	Ⅱ-6857	吉野田 2	吉野田	○	
111	Ⅱ-6858	玉野 2	玉野、吉野田	○	
112	Ⅱ-6859	吉野田 3	吉野田	○	
113	Ⅱ-6860	吉野田 4	吉野田	○	
114	Ⅱ-6861	打越 1	打越	○	
115	Ⅱ-6862	打越 2	打越	○	
116	Ⅱ-6863	打越 3	打越	○	
117	Ⅱ-6864	打越 4	打越	○	
118	Ⅱ-6865	打越 5	打越	○	
119	Ⅱ-6866	阿部 1	阿部	○	
120	Ⅱ-6867	阿部 2	阿部	○	
121	Ⅱ-6868	下根岸 1	下根岸、堂谷	○	
122	Ⅱ-6869	下根岸 2	下根岸	○	
123	Ⅱ-6870	下根岸 3	下根岸	○	
124	Ⅱ-6871	玉野 3	玉野	○	
125	Ⅱ-6872	玉野 4	玉野	○	
126	Ⅱ-6873	玉野 5	玉野	○	
127	Ⅱ-6874	玉野 6	玉野	○	
128	Ⅱ-6876	吉野田 5	吉野田	○	
129	Ⅱ-6877	吉野田 6	吉野田	○	
130	Ⅱ-6878	下宮田 1	下宮田	○	
131	Ⅱ-6879	下宮田 2	下宮田	○	
132	Ⅱ-6880	吉野田 7	吉野田	○	
133	Ⅱ-6881	下宮田 3	下宮田	○	
134	Ⅱ-6882	下宮田 4	下宮田	○	
135	Ⅱ-6883	下宮田 5	下宮田	○	
136	Ⅱ-6884	下宮田 6	下宮田	○	
137	Ⅱ-6885	下宮田 7	下宮田	○	
138	Ⅱ-6886	下宮田 8	下宮田	○	
139	Ⅱ-6887	大竹	大竹	○	
140	Ⅱ-6889	上宮田 2	上宮田	○	
141	Ⅱ-6890	上宮田 3	上宮田	○	
142	Ⅱ-6891	上宮田 4	上宮田	○	
143	Ⅱ-6892	下根岸 4	下根岸、木更津市上根岸	○	
144	Ⅱ-6893	下宮田 9	下宮田	○	
145	Ⅱ-150006	神納 7	神納、蔵波	○	
146	Ⅱ-150007	蔵波 6	蔵波、神納、今井 1 丁目	○	
147	Ⅱ-150008	蔵波 7	蔵波、今井 1 丁目	○	
148	Ⅱ-150009	蔵波 8	蔵波	○	
149	Ⅱ-150010	久保田 1 5	久保田	○	
150	Ⅱ-150011	川原井 2 6	川原井	○	

資料編

番号	箇所番号	箇所名	所在地	急傾斜地の崩壊	土石流
151	Ⅱ-150018	川原井 2 9	川原井	○	
152	Ⅱ-150019	川原井 3 0	川原井	○	
153	Ⅱ-150020	川原井 3 1	川原井	○	
154	Ⅱ-150021	川原井 3 2	川原井	○	
155	Ⅱ-150022	川原井 3 3	川原井	○	
156	Ⅱ-150023	林 9	林	○	
157	Ⅱ-150024	林 1 0	林	○	
158	Ⅱ-150025	高谷 7	高谷	○	
159	Ⅱ-150026	下宮田 1 0	下宮田	○	
160	Ⅱ-150027	下宮田 1 1	下宮田	○	
161	Ⅱ-150043	大鳥居 3	大鳥居	○	
162	Ⅱ-150044	滝の口 8	滝の口	○	
163	Ⅱ-150045	玉野 8	玉野	○	
164	Ⅱ-150046	滝の口 9	滝の口	○	
165	Ⅱ-150047	吉野田 8	吉野田	○	
166	Ⅱ-150048	打越 7	打越	○	
167	Ⅱ-150049	阿部 3	阿部	○※	
168	Ⅱ-150050	玉野 9	玉野	○	
169	Ⅱ-150051	吉野田 9	吉野田	○	
170	Ⅱ-150052	大竹 2	大竹	○	
171	Ⅲ-0723	川原井 2 4	川原井	○	
172	Ⅲ-0724	上泉 15	上泉	○	
173	Ⅲ-0726	永吉 4	永吉	○	
174	Ⅲ-1278	野田	野田	○	
175	Ⅲ-1279	上泉 8	上泉	○	
176	Ⅲ-1282	上泉 1 3	上泉	○	
177	Ⅲ-1283	上泉 1 6	上泉	○	
178	Ⅲ-1284	川原井 27	川原井	○	
179	I -22900401	大鳥居沢(1)	大鳥居		○
180	I -22900601	川原井沢(1)	川原井		○※
181	Ⅱ-22900102	浜宿沢	久保田		○
182	Ⅱ-22900202	下宮田沢(1)	下宮田		○
183	Ⅱ-22900302	下宮田沢(2)	下宮田		○
184	Ⅱ-22900702	椎木沢	下泉		○
	計			178	6

※付きは特別警戒区域の指定がない区域

資料 5-3 土砂災害警戒区域等及び河川等の浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設

施設名	所在地
ADL サポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪 265-1
袖ヶ浦市作業所 うぐいす園	袖ヶ浦市大曾根 862-1
ショートステイわらく	袖ヶ浦市上泉 1308

河川等の浸水想定区域内の要配慮者施設

施設名	所在地	洪水	高潮
ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場 66-1	○	○
幼保連携型認定こども園まりん	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 2-34-2	○	○
大空保育園	袖ヶ浦市神納 1136-1	○	
福王台保育所	袖ヶ浦市神納 2-19-4	○	
介護老人保健施設メディケアー やまゆり	袖ヶ浦市奈良輪 730	○	○
昭和保育園	袖ヶ浦市奈良輪 782-1	○	○
グループホームならわの家	袖ヶ浦市奈良輪 718-1	○	○
医療法人社団恒久会山口医院・メ ディケアーならわ	袖ヶ浦市奈良輪 535-1	○	○
奈良輪小学校	袖ヶ浦市奈良輪 425-1	○	○
千葉県立袖ヶ浦高等学校	袖ヶ浦市神納 530	○	
袖ヶ浦きのこ村	袖ヶ浦市飯富 441-2	○	
根形保育所	袖ヶ浦市下新田 106-1	○	
縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	○	
こひつじかずさ介護支援センタ ー	袖ヶ浦市横田 4161	○	
グループホーム憩	袖ヶ浦市横田 1709-3	○	
ばるぶる一む	袖ヶ浦市神納 2-4-15	○	
ぼびあホーム袖ヶ浦の家	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-30-2	○	○
奈良輪ホーム	袖ヶ浦市奈良輪 960-2	○	○
ユーカリ保育園	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-22-3	○	○
スクルドエンジェル保育園袖ヶ 浦園Ⅰ・Ⅱ	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-39-10	○	○
中川幼稚園	袖ヶ浦市横田 2637	○	
ショートステイわらく	袖ヶ浦市上泉 1308	○	
わたぼうし	袖ヶ浦市戸国飛地 382-1	○	

資料編

ひなげし	袖ヶ浦市神納 1-19-7	○	
ふれあ	袖ヶ浦市蔵波 25-2		○
グループホーム ぶらねっと 水星	袖ヶ浦市今井 2-2-6		○
ぽぴあホーム長浦の家	袖ヶ浦市蔵波 1874-9		○
スクルドエンジェル保育園 望海園	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 2-14-6	○	○
アレッタ袖ヶ浦園	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-31-15	○	○
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅲ	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-39-13 ウィザースレジデンス袖ヶ浦Ⅱ内1階	○	○
児童養護施設びつき	袖ヶ浦市戸国飛地 398-1	○	
学童保育所ひみつきち	袖ヶ浦市坂戸市場 1392-1	○	
学童保育 GRAPES (グレープス)	袖ヶ浦市奈良輪 983-5	○	○
奈良輪放課後児童クラブ・第2	袖ヶ浦市奈良輪 425-1	○	○
根形放課後児童クラブ	袖ヶ浦市三ツ作 761	○	
学童保育所ひみつきち2	袖ヶ浦市坂戸市場 1391-2	○	○
キッズクラブ奈良輪	袖ヶ浦市今井 2-112-16		○
袖ヶ浦どろんこ保育園	袖ヶ浦市奈良輪 801-1	○	○
ふたば	袖ヶ浦市久保田 8-1		○
百目木どろんこ保育園	百目木 200	○	
奈良輪小学童保育所いずみクラブ	奈良輪 460-2	○	○
シェアハウス彩輝	奈良輪 1053-1	○	○
ドットホーム袖ヶ浦(ナーシングホーム)	奈良輪 817	○	○
AMANEKU 袖ヶ浦横田	横田 2184-1	○	
運動学習支援教室 Kidsそら・ふね奈良輪	奈良輪 1丁目 9-2 鈴木ビル1階B号	○	○
発達支援つむぎ袖ヶ浦ルーム	奈良輪 801-1	○	○

資料 5-4 山腹崩壊危険地区一覽

山腹崩壊危険地区一覽

(令和3年4月1日現在)

箇所番号	大字	字	箇所番号	大字	字
2	代 宿	溝 谷	32	林	余 町
4	久 保 田	桑 ケ 谷	33	林	シ ラ ヤ
5	久 保 田	獅 子 込	34	打 越	上
6	久 保 田	上 ノ 台	35	下 根 岸	中 谷 台
10	蔵 波	谷 ノ 下	36	下 宮 田	中 ヒ キ リ
11	神 納	金 沢	37	下 宮 田	広 作
12	神 納	寒 沢	38	下 宮 田	北 下 谷
13	神 納	雷 塚	39	下 宮 田	台
15	飯 富	宮 東	40	高 谷	宮 ノ 台
16	飯 富	牛 久	41	高 谷	桐 ケ 谷
20	三 ツ 作	東	42	上 泉	房 根 岱
22	下 泉	椎 木	43	林	腰 卷
23	下 泉	カ マ ダ	44	林	中 兵
24	上 泉	定 度 岱	45	玉 野	北 ノ 谷
25	上 泉	定 度 岱 2	46	下 宮 田	広 作
27	川 原 井	萩 ノ 台	47	川 原 井	米 田
28	川 原 井	寺 地	48	岩 井	勝
29	川 原 井	保 町 谷	52	川 原 井	井 戸 谷
30	川 原 井	犢 ケ 谷	53	川 原 井	番 所 谷
31	川 原 井	神 明 下			

【6】交通・輸送関係

資料6-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

(千葉県地域防災計画より抜粋)

- 1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続き等に関する要綱(抜粋)の趣旨
災害対策基本法第76条第1項(昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。)により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又大規模地震対策特別措置法第9条(昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。)の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)及び地震法第24条に規定する緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)については、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。)第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年第385号。以下「地震施行令」という。)第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動(以下「災害時応急対策等」という。)を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、そのための事務の簡略化を図ることが必要であること。また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とすることが必要であったことから、当該車両の事前届出を受ける場合における事務処理手続等について必要事項を定め、災害応急対策等の適正を図ることを目的とする。

- 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

- ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両(以下「自衛隊車両等」という。)であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

- (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

- ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項

- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
 - c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - d 輸送及び通信に関する措置
 - e 国民の生活の安定に関する措置
 - f 被害の復旧に関する措置
- (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続
- ア 事前届出の申請
- (ア) 申請者
- 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。
- (イ) 申請先
- 当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を經由し、公安委員会に申請するものとする。
- (ウ) 申請書類
- 緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。
- イ 審査
- 交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。
- ウ 届出済証の交付
- 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第 1 号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。
- エ 届出済証の再交付
- 届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書きし、再交付するものとする。
- オ 届出済証の返還
- 届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。
- ② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法、原災法及び国民保護法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(ウ) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2①の(1)ア及びイ(ア)、(ウ)及び(エ)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記第2①(1)イ(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②(1)と同様に行うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②(2)

①(1)イ(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。

(3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。

(4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記①(2)ア(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書(別記第8号様式)2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

d 建設用重機、道路啓開用作業車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の使用者による届出に限りて受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)について審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届済証(別記8号様式。以下「除外届出済証」という。)を申請者に交付するものとする。

エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記①(2)エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

⑤ 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

(イ) 他の公安委員が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

(ウ) 確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。

発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

(ア) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(イ) 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(ウ) 霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

(エ) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

- a 医薬品、医療機器、医療用資材等
- b 食料品、日用品等の消費財
- c 建築用資材
- d 金融機関の現金
- e 家畜の飼料
- f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記④（1）及び⑤（2）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

別記第1号様式 (警察署) 受理番号 号

災害 応急対策用 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 千葉県公安委員会 様 委託 <input type="checkbox"/>		緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 申請者 住所 氏名 印		災害 応急対策用 第 号 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号				備考	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両に あっては輸送人員又は品 名を記載)		1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 その他 11 緊急輸送(人) ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()		(注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
使用者	住所				
	氏名	() 局 番			
出 発 地					
備 考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

様式第 1

第 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等確認申請書	
千 葉 県 知 事		様	
		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 印	
自動車登録番号			
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う 車両にあっては輸 送人員又は品名を 記載)		1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための処置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載) 0 緊急輸送(人) ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	
使用者	住 所		
	氏 名	() 局 番	
通 行 日 時		月 日 : ~ 月 日 : の間	
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

別記第4号様式

登録車両番号	<input type="text"/>
緊 急	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

様式第4（第6条関係）

第 号

緊急通行車両確認証明書	
年 月 日	
千葉県知事 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名を 記載)	1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫、その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄に記載） 10 緊急輸送（ 人） ※品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）
使用者	住 所
	氏 名 () 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

資料 6-2 市所有車両一覧

市所有車両一覧

(令和3年12月31日現在)

所管	区分	軽乗用	小型乗用	普通乗用	普通乗合	軽貨物	小型貨物	普通貨物	小型特殊	普通特殊	大型特殊	その他	備考
管財契約課		1	1	3	5	1	2						大型バス2台、中型バス1台、小型バス2台、市長車1台
防災安全課		1				2		1					防犯パト車3台、パト車1台
資産管理課			1										
課税課		2											
納税課		3											
保険年金課		1											
健康推進課		3				1							
子育て支援課		2											
保育幼稚園課		1			9								園児送迎車9台
地域福祉課		2			1		1						
障がい者支援		1	1										
介護保険課		5											認定調査用1台
高齢者支援課		7								1			
環境管理課						1	1						
廃棄物対策課		1				1	1						
農林振興課		1				1	2					1	農業用トラクター1台
商工観光課			1										
都市整備課						6	2					1	公園管理用トラクター1台
土木管理課		1		1			4	1					
下水対策課						1	1						
教育総務課		1					1						
学校教育課					4								園児送迎車4台
総合教育センター		1					1						
学校給食センター						1		9					給食搬送車9台
生涯学習課							1						
市民会館						1							
平川公民館						1							
長浦公民館						1							
根形公民館						1							
平岡公民館						1							

資料編

所管	区分	軽乗用	小型乗用	普通乗用	普通乗合	軽貨物	小型貨物	普通貨物	小型特殊	普通特殊	大型特殊	その他	備考
郷土博物館						1	1						
中央図書館							1						
長浦おかのうえ図書館						1							
スポーツ振興課						2	2					3	総合運動場用トラクター1台、グラウンド整備用トラクター2台
農業委員会		1											

資料 6-3 消防車両の現況

消防車両の現況

(令和3年4月1日現在)

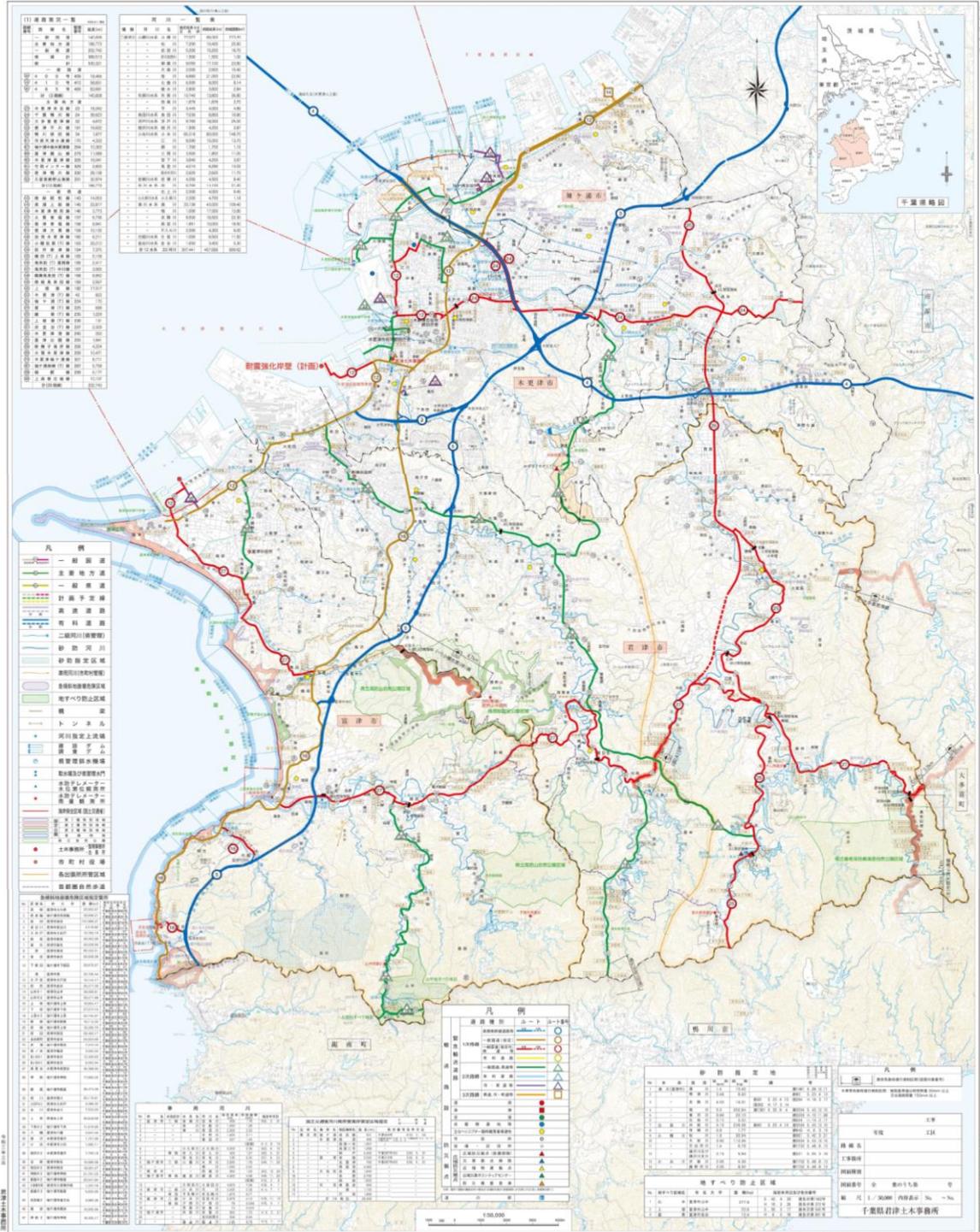
常備車両			
所属	車両名	型式	ポンプ性能
消防本部	多目的車		
	指揮統制車		
	査察広報車	予防1	
	原調広報車	予防2	
中央署	指揮車		
	水槽3号車	CD1、600	A-2
	普通2号車	I-B 1,500	A-2
	化学1号車	II型 薬 500 水 1,500	A-2
	給水車	可搬ポンプ積載 水 10,000	B-3
	救急3号車	高規格救急車	
	資機材搬送車		
	非常用救急車		
長浦署	指揮車		
	水槽1号車	水1-B、1,500	A-2
	化学2号車	大I型 2,000	A-1
	高所放水車	25m級	A-1
	原液搬送車	ギアポンプ 5,000	
	救助工作車	II型	
	救急2号車	高規格救急車	
平川署	水槽2号車	水1-B、1,500	A-2
	普通3号車	CD1、1,100	A-2
	救急1号車	高規格救急車	
	指揮車		

非常備車両			
方面	分団名	型式	ポンプ性能
1	第1分団	小型動力ポンプ付き積載車	B-2
	第2分団	CD1	A-2
	第3分団	CD1	A-2
	第4分団	小型動力ポンプ付き積載車	B-2
2	第5分団	CD1	A-2
	第6分団	CD1	A-2
	第7分団	CD1	A-2
	第8分団	CD1	A-2
	第10分団	CD1	A-2
3	第12分団	CD1	A-2
	第13分団	CD1	A-2
	第14分団	小型動力ポンプ付き積載車	B-2
4	第15分団	CD1	A-2
	第16分団	CD1	A-2
	第17分団	小型動力ポンプ付き積載車	B-2
5	第18分団	CD1	A-2
	第19分団	CD1	A-2
	第20分団	CD1	A-2

資料 6-4 千葉県緊急輸送ネットワーク図

千葉県緊急輸送ネットワーク図

君津土木事務所管内図



資料 6-5 袖ヶ浦市都市計画マスタープラン（道路ネットワーク形成方針図）

袖ヶ浦市都市計画マスタープラン（道路ネットワーク形成方針図）



図 道路ネットワーク形成方針図	
	広域・主要幹線道路(自動車専用道路)
	広域・主要幹線道路(一般道)
	広域・主要幹線道路(一般道)〈未開通路線〉
	幹線道路
	幹線道路〈未開通路線〉
	インターチェンジ
	鉄道及び駅
	袖ヶ浦バスターミナル

【7】防災施設・設備関係

資料7-1 一時避難（集合）場所一覧

一時避難（集合）場所一覧

種別	番号	公園名	面積	所在地
総合	5.5.1	袖ヶ浦公園	252,000 m ²	飯富 2360
地区	5.4.2	百目木公園	56,000	百目木 200
近隣	3.3.1	福王台中央公園	11,965	福王台 1—25—1
	3.3.2	蔵波公園	17,037	蔵波台 4—22
		長浦駅前坂本公園	15,461	長浦駅前 8—17
		のぞみ野泉台公園	19,678	のぞみ野 80—1
		のぞみ野森林公園	15,006	のぞみ野 9
計		(5公園)	79,147 m ²	
街区	2.2.1	神納西ノ下公園	1,676	神納 2丁目 7
	2.2.2	神納あけぼの公園	1,706	神納 1丁目 12
	2.2.3	神納あさひ公園	4,900	神納 2丁目 20
	2.2.4	神栄公園	2,133	福王台 3丁目 5
	2.2.5	法光寺公園	1,376	福王台 2丁目 14
	2.2.6	富士見公園	1,576	福王台 3丁目 26—1
	2.2.7	山王公園	6,377	福王台 4丁目 24
	2.2.8	富士見台公園	1,269	神納 4071—144
	2.2.9	牧場西公園	1,877	蔵波 2441—4
		牧場東公園	388	蔵波 4071—171
	2.2.10	今井第1公園	886	今井 3丁目 14
		今井プール公園	2,121	今井 2丁目 91
	2.2.11	今井第3公園	1,053	今井 1丁目 60
	2.2.12	今井第4公園	1,054	今井 1丁目 37
	2.2.13	今井第5公園	1,018	今井 2丁目 14
	2.2.14	今井第6公園	986	今井 1丁目 21
	2.2.15	汐見公園	2,461	蔵波台 1丁目 19
	2.2.16	姥坂公園	2,005	蔵波台 2丁目 15
	2.2.17	合原公園	2,672	蔵波台 2丁目 27
	2.2.18	御園公園	1,094	蔵波台 3丁目 11
	2.2.19	清水公園	2,477	蔵波台 5丁目 15
	2.2.20	不動公園	2,125	蔵波台 6丁目 24
	2.2.21	泉公園	3,800	蔵波台 7丁目 23
2.2.22	原ノ台公園	1,866	蔵波台 4丁目 16	
2.2.23	花輪公園	1,922	蔵波台 7丁目 5	
		久保田公園	9,299	久保田 2丁目 1—1

種別	番号	公園名	面積	所在地	
		森吉公園	2,599	長浦駅前3丁目19-1	
街 区		久保田西公園	1,048	久保田2848-68	
		久保田南公園	1,661	久保田2848-175	
		久保田北公園	506	久保田2848-60	
		代宿団地中央公園	3,751	代宿93	
		代宿団地西公園	2,760	代宿73	
		代宿団地南公園	4,000	代宿99-1	
		滝ヶ沢東公園	2,186	上泉1205-110	
		滝ヶ沢北公園	856	上泉1205-44	
		サンファミリーパーク	634	横田3737-20	
		のぞみ野あけぼの公園	560	のぞみ野123-15	
		のぞみ野丘の上公園	639	のぞみ野102-19	
		のぞみ野なかよし公園	1,000	のぞみ野31-12	
		のぞみ野みはらし公園	2,527	のぞみ野88-28	
		殿畑公園	1,170	蔵波1887	
		清水頭公園	517	蔵波台5丁目1-12	
		横田駅前公園	1,847	横田2185-5	
		東萩原公園	906	上泉1767-240	
		滝の口東公園	912	滝の口306-42	
		滝の口西公園	327	滝の口306-94	
		坂戸の森公園	2,753	坂戸市場1453-1	
		福田公園	3,212	久保田2082-1	
		代宿公園	7,465	代宿83-1	
		宮田公園	293	蔵波246-3	
		代宿北公園	1,650	代宿61	
		2. 2. 24	奈良輪西公園	1,553	奈良輪1丁目5
		2. 2. 25	奈良輪駅前公園	1,486	奈良輪2丁目6-6
		2. 2. 26	奈良輪東公園	2,042	奈良輪514
		2. 2. 27	蔵波川岸公園	4,513	蔵波1945-1
	2. 2. 28	山中公園	2,412	横田4214-4	
		椎の森公園	2,000	椎の森385-5	
計		(57公園)	119,902 m ²		
風 致		新堰公園	9,800	蔵波1002-3	
合 計		(65公園)	516,849 m ²		

*上記公園のうち公園番号を有している公園は都市計画決定されている都市公園である。

資料 7-2 福祉避難所一覧

福祉避難所一覧

名 称	所在地
袖ヶ浦市民会館（指定避難所併設）	坂戸市場 1566
長浦公民館（指定避難所併設）	蔵波 513 番地 1
根形公民館（指定避難所併設）	下新田 1277
平岡公民館（指定避難所併設）	野里 1563-1
平川公民館（指定避難所併設）	横田 115 番地 1
社会福祉法人 慈協会 特別養護老人ホーム サニーヒル	久保田 857-9
社会福祉法人 さつき会 特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑	神納 4181-20
社会福祉法人 瑞光会 特別養護老人ホーム 袖ヶ浦瑞穂	野里 1452-4
社会福祉法人 みどりの風 特別養護老人ホーム みどりの丘	下泉 1424 番 3
社会福祉法人 和心会 特別養護老人ホーム 和心苑	神納 2840-1
医療法人社団 恒久会 介護老人保健施設メディケアーやまゆり	奈良輪 730
社会福祉法人 さつき会 老人保健施設 カトレアンホーム	蔵波 2713-1
社会福祉法人 みどりの風 特別養護老人ホーム みどりの樹	下泉 1426 番地
社会福祉法人 嬉泉 袖ヶ浦のびろ学園	下新田 1680
社会福祉法人 嬉泉 袖ヶ浦ひかりの学園	下新田 1680
社会福祉法人 いずみ会 袖ヶ浦学園	上泉 1767-21
社会福祉法人 佑啓会 ふるさと学舎 蔵波	蔵波 3312-1
社会福祉法人 陽だまり わたぼうし	戸国飛地 382 番地 1
社会福祉法人 陽だまり 児童養護施設 びっき	戸国飛地字西新田 398-1
社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 東京都千葉福祉園	代宿 8 番地

資料 7-3 備蓄倉庫の現況

備蓄倉庫

(令和3年4月1日現在)

No.	施設名	種別	面積	所在地
1	市役所	震災対策備蓄倉庫	300 m ²	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
2	平川消防署	〃	44.46 m ²	〃 横田 213
3	昭和小学校	簡易備蓄倉庫	約9 m ²	〃 坂戸市場 1431
4	市民会館	〃	〃	〃 坂戸市場 1566
5	奈良輪小学校	〃	〃	〃 奈良輪 425-1
6	昭和中学校	〃	〃	〃 神納 3204
7	袖ヶ浦高校	〃	〃	〃 神納 530
8	蔵波小学校	〃	〃	〃 蔵波台 4-19-1
9	蔵波中学校	〃	〃	〃 蔵波 2967-2
10	長浦小学校	〃	〃	〃 長浦駅前 6-1-4
11	長浦中学校	〃	〃	〃 久保田 129
12	臨海スポーツセンター	〃	〃	〃 長浦 1-57
13	長浦公民館	〃	〃	〃 蔵波 513-1
14	代宿公民館	〃	〃	〃 代宿 74-1
15	根形小学校	〃	〃	〃 三ツ作 761
16	根形中学校	〃	〃	〃 三ツ作 741
17	健康づくり支援センター	〃	〃	〃 三ツ作 1862-12
18	根形公民館	〃	〃	〃 下新田 1277
19	平岡小学校	〃	〃	〃 野里 1503
20	平岡公民館	〃	〃	〃 野里 1563-1
21	平岡幽谷分校	〃	〃	〃 川原井 470
22	平川公民館	〃	〃	〃 横田 115-1
23	平川中学校	〃	〃	〃 横田 500
24	中川小学校	〃	〃	〃 横田 2583
25	中川幼稚園	〃	〃	〃 横田 2637
26	吉野田保育所	〃	〃	〃 吉野田 2637
27	平川富岡分館	〃	〃	〃 吉野田 622-2
28	平川保育所	〃	〃	〃 三箇 1965
29	老人福祉会館	施設内倉庫	約10 m ²	〃 飯富 2497-1
30	長浦消防署	オイルフェンス倉庫	約14 m ²	〃 長浦 580-146

資料 7-4 備蓄品の現況（主要品目）

備蓄品の現況（主要品目）

（令和3年4月現在）

分類	品名	保存	数量	単位	備考
非常用食糧品	サバイバルフーズ	10年	41,340	食	60食分 689箱
	アルファ米	5年	13,950	食	50食分 279箱
	野菜シチュー	5年	3,300	食	30食分 110箱
非常用飲料水	保存飲料水	5年	18,600	ℓ	1.5ℓペットボトル 12,400本
給水用品	組立水槽		12	箱	1,000ℓ容量タンク
	簡易貯水槽		32	基	組立型、容量 1,000ℓ
	浄水機		2	基	大学産業 処理能力 1m ³ /h DCF-1H
	ポリタンク		202	個	200ℓ容量ポリタンク
	飲料水袋		1,000	袋	50ℓ容量フィルムタンク(レバーキャップ)
	飲料水袋		440	袋	60ℓ用 ポリエチレン製 背負紐付)
情報伝達用品	メガホン		219	個	
	トランシーバー		3	台	W型 1波内蔵トランシーバー
	ポータブルラジオ		27	台	
消火活動用品	消火バケツ		72	個	バケツ 23個 三角バケツ 49個
	ジェットホース		2	本	20m ホース
救助活動・復旧活動用品	発電機		47	台	
	ガス発電機		3	台	
	エンジン排水ポンプ		3	台	寺田ポンプ 1.2t/分
	水中ポンプ		10	台	電動式ポンプ 口径 50mm
	ガソリン携行缶		51	缶	200ℓ缶
	コードリール		45	台	30m用 4穴コードリール
	作業灯・投光器		89	器	300W型水銀灯・ハロゲン灯
	バッテリー式投光機		3	台	250W2灯/台
	チェーンソー		34	台	
	エンジンカッター		7	台	
	チェーンブロック		4	台	1.5t用チェーンブロック
	油圧ジャッキ		29	台	5t用爪付ジャッキ
	ウインチ		2	個	ワイヤーロープ (10m) 付ウインチ
	シャベル		135	本	剣先型
バール		216	本	全長 1500mm67本、900mm136本、軽量 13本	

分類	品名	保存	数量	単位	備考
救助活動・復旧 活動用品	つるはし		9	本	木柄 900mm 頭量 3kg
	大ハンマー		10	本	木柄 900mm 頭量 10ポンド
	かきや		2	本	木柄約 900mm
	鳶口		20	本	木柄 1800mm
	脚立		5	脚	脚立 1.8m4脚、1.5m2脚、0.9m4脚
救助活動・復旧 活動用品	はしご		40	脚	アルミ合金 6m4脚、避難はしご 7m20脚
	リヤカー		20	台	組立式リヤカー
	一輪車		15	台	ノーパンク式タイヤ
	ヘルメット		225	個	FRP樹脂製
	携帯型電灯		200	本	防水型 177本、強カライト 23本
	バリケード		10	基	A型バリケード(建設省型)
	防水シート		559	枚	ブルーシート サイズ多数
	大工道具セット		10	箱	大工工具 26点セット
	片手ハンマー		9	本	木柄 300mm
	鋸		10	本	鉄両刃鋸 240mm
	ペンチ		2	本	175mm
	なた		6	本	木柄 135mm
	土のう袋		5,400	枚	70cm×48cm、200枚/包
	ロープ		24	本	ナイロンロープ 12mm×200m
	針金		60	kg	#18、#16、#12 各 20kg
	乾電池	3年	1,740	個	単一1,104個、単二202個、単三354個
	軍手		1,044	組	
救急医療用品	救急箱		56	箱	50人用 43箱、20人用 13箱
	担架		99	基	四つ折 50基、二つ折 44基
	簡易ベッド		9	基	折たたみ式ベッド
	クレゾール石鹼液		110	本	500cc 瓶入り消毒液
	トリアージ用タグ		2	箱	54枚/箱
乳児用品	粉ミルク	1年	40	缶	950g/缶 生後9ヶ月位まで 32缶、9ヶ月位から 8缶
	哺乳瓶		7	本	240cc 瓶
	紙おむつ		2,731	枚	目安サイズ S~M1, 129枚、目安サイズ L~LL1, 602枚
避難所・給食 用品	組立式テント		30	張	2間×3間テント
	簡易トイレ		97	台	組立式 54基、組立式車椅子対応 43基
	簡易トイレ		27	台	マンホール対応型トイレ

資料編

分類	品名	保存	数量	単位	備考
避難所・給食用品	簡易トイレ		6	台	オストメイト専用トイレ
	簡易トイレ		1	台	ポータブルトイレ
	災害用間仕切り		2	張	h=1.8m
	災害用間仕切り		34	張	h=1.4m
	災害用間仕切り		68	張	ポップアップパーテーション h=1.8m
	トイレ処理セット		167	箱	100回分/箱
	トイレトーパー		6	箱	96巻/箱
	アルミロールマット		585	枚	15枚/箱
	安全キャンドル		28	個	
	非常用ローソク		1,613	本	
	食器セット		1,800	組	アルミ製、食器 600ml、430ml、ふた
	レジャーセット		100	組	ポリプロピレン樹脂製、皿、コップ
	箸・スプーンセット		1,600	組	箸・スプーン、ナイフ、フォーク
	炊飯セット		1	式	組立式炊飯装置、煮炊レンジ、灯油燃焼機
	かまどセット		15	式	釜：3升用、かまど
	簡易かまど		209	台	釜サイズ 30～40cm 用
	釜		315	個	木製ふた付釜 42cm 釜羽
	鍋		315	個	アルミ製φ360mm303個、φ18mm2個
	大鍋		1	個	木製ふた付大鍋
	固形燃料		518	箱	チャコールブリックス 12枚/箱
固形燃料		30	箱	炭缶 6缶/箱 750g 缶	
衣料品	緊急肌着セット		250	組	4～5人家族用セット 紙製
	大人用紙おむつ		866	枚	目安サイズ S～M 108枚 目安サイズ M～L 534枚 目安サイズ L～LL224枚
	毛布		1,600	枚	カネカロン難燃毛布 140cm×190cm
	寝袋		107	枚	1.8m×0.9m107個
	さらし		70	反	幅：1尺さらし
	雨衣		83	着	サイズ M26 着、L32 着、LL25 着
	カラーコート		30	着	LL、L、M各10着
油流出対策品	オイルフェンス		26	ユニット	1ユニット 20m
	油吸着マット		1,800	枚	万国旗型 1,000枚、マット型 800枚（千葉県預かり分）
	柄杓		51	本	L=1.5m、容量 20～40
	ポリバケツ		150	個	容量 80～120

分類	品名	保存	数量	単位	備考
油流出対策品	厚手ゴム手袋		300	組	耐油
	防臭マスク		300	枚	
	鈎棒		150	本	鉄製 1.2m～1.6m

資料 7-5 消防本部が保有する救急救助資機材等

消防本部が保有する救急救助資機材等

(令和3年4月1日現在)

一般救助用機械器具		可搬映像伝送装置一式		0
かぎ付梯子	5			
二連梯子	0	呼吸保護用器具		
三連梯子	7	空気呼吸器（予備ボンベ含む）	33	
金属製折りたたみ梯子	1	酸素呼吸器（予備ボンベ含む）	5	
空気式救助マット	1	送排風器	2	
救助索発射銃	1			
重量物排除用器具		隊員保護用器具		
油圧スプレッダー	1	防毒マスク	26	
大型油圧スプレッダー	1	陽圧式化学防護服	8	
油圧ジャッキ	2	耐熱服	7	
マンホール救助器具	1	放射線防護服	4	
マット型空気式ジャッキ一式	3枚			
救助用支柱器具（エナパック）	1	除染用器具		
切断用器具		除染シャワー	1式	
油圧切断機	1	水難救助用器具		
大型油圧切断機	1	潜水器具一式（予備ボンベ含む）	7	
エンジンカッター	2	ウェットスーツ	12	
チェーンソー	6	ドライスーツ	7	
破壊用器具		救命胴衣	40	
ハンマードリル	7	救命ボート	3	
削岩機	1			
携帯用コンクリート破壊器具一式	1	山岳救助用器具		
測定用器具		バスケット型担架	2	
有毒ガス測定器	9	山岳救助用ロープ	3巻	
検知管式有毒ガス測定器	1	その他の救助用器具		
放射線測定器	2	バックボード	19	
ポケット線量計	19	AED	16	
検索用器具				
簡易画像探索機	1			
熱画像直視装置	2			
画像検索機（EEV）	1			

資料 7-6 水防倉庫及び水防用資器材一覧

水防倉庫及び水防用資器材一覧

水防倉庫名	袖ケ浦市	袖ケ浦市（永吉倉庫）	
設置場所	袖ケ浦市坂戸市場4-4	袖ケ浦市永吉1-5-2	
設置年	昭和57年2月	昭和52年	
面積	489 m ³	150 m ³	
水防資材	土のう袋	1,200 袋分 (200 袋×6 箱)	350 袋 (完成品)
	縄 (kg)	1	—
	丸太(本)	—	25 (太さ 10~15cm 長さ 1.8m)
	鉄線 (kg)	2	—
	その他	ブルーシート 25 枚	—
水防器材	スコップ (丁)	47	15
	ペンチ (丁)	4	—
	斧 (丁)	7	—
	鋸 (丁)	13	—
	掛矢 (丁)	3	1
	鍬 (丁)	7	—
	鎌 (丁)	18	—
	無線機 (台)	防災無線 : 5	—
	照明器具 (台)	懐中電灯 : 8 ヘッドライト : 5 誘導灯 : 16	—
	その他	雨具 : 15 ヘルメット : 15 長靴 : 15 ダンプ : 1 トラック : 1	—

【8】医療・救護関係

資料8-1 トリアージタッグ

1 概要

トリアージとは、応急医療救護活動において、限られた人的（医師・看護師等）・物的（治療機器、衛生資材及び搬送手段等）資源の中で、できる限り多くの傷病者に処置を尽くすため、緊急度、重症度及び予後を考慮し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

また、傷病者の状態の変化に対応するため、トリアージは繰り返し行うものとし、必要に応じ二次トリアージを行う。

2 トリアージの方法

基本的にSTART式トリアージにより傷病者を4つの区分（図1）に分類する。

- (1) 赤色（Ⅰ）：歩行不能でバイタルに異常があり、早急な呼吸循環のサポートが必要な傷病者
- (2) 黄色（Ⅱ）：歩行不能で根治的治療が必要だが、バイタルが安定しており、数時間は時間的な余裕がある傷病者
- (3) 緑色（Ⅲ）：歩行可能な傷病者
- (4) 黒色（Ⅳ）：死亡あるいは処置をしても生存の可能性のない傷病者

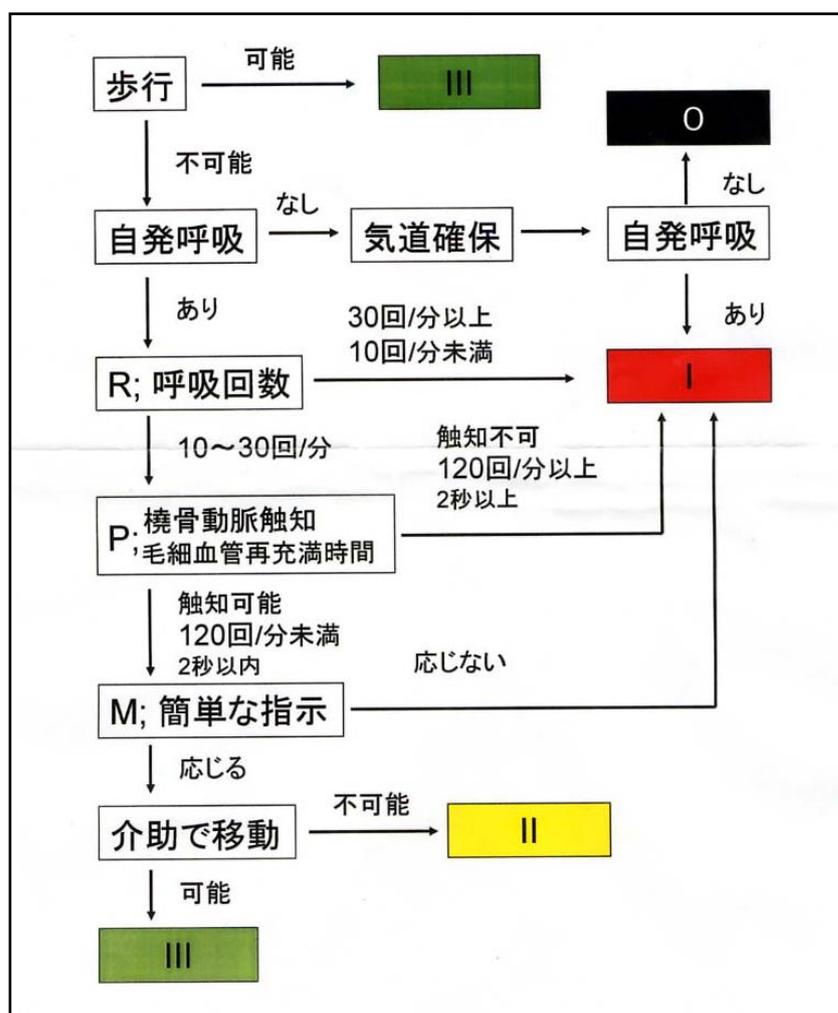
図1 トリアージ区分

区分	分類	識別色	状況
第1 順位	緊急治療群 （重症群）	赤色 （Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 迅速な処置により救命が可能 ▪ 窒息、多量の出血、ショック等がある
第2 順位	待機治療群 （中等症群）	黄色 （Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 多少治療が遅れても命に危険が無い ▪ バイタルサインがある
第3 順位	軽処置群 （軽症群）	緑色 （Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記以外の軽症な傷病 ▪ 専門的な治療を必要としない
第4 順位	搬送適応群	黒色 （Ⅳ）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 処置を行っても救命が不可能 ▪ 既に死亡している

3 一次トリアージ

一次トリアージとは、多数傷病者を短時間にトリアージしなければならないときに行うトリアージの方法である。傷病者が多数生じた災害現場、あるいは多数傷病者が一度に病院に押しかけてきた場合に行われるもので、一般的にSTART法（図2）が用いられており、生理学的な指標（呼吸・循環・意識の3つのパラメーター）でトリアージを行う。

図2 一次トリアージ（START法）



4 二次トリアージ（詳細なバイタルチェック）

生理学的評価に加えて解剖学的評価を行い、受傷機転、災害弱者（災害時要援護者）を考慮に入れて行うトリアージの方法（図3）で、手順は4段階に分かれており、第1段階は生理学的評価で、図3に示す所見があれば赤色、生理学的評価に該当しなくても第2段階の解剖学的評価に示す損傷があれば赤色となる。

また、第1段階や第2段階に該当しない場合は、黄色か緑色に分類されるが、第3段階の受傷機転と第4段階の災害弱者（災害時要援護者）に該当する者は、少なくとも黄色以上に分類することが基本となる。

図3 二次トリアージ（JPTEC観察手順＋バイタル＋受傷機転＋災害弱者）

＜第1段階：生理学的評価＞

意識	呼びかけ反応なし、不穏	JCSⅡ桁以上	
気道	舌根沈下、気道閉塞		
呼吸	呼吸音・胸郭挙上の左右差 失調・異常呼吸	10回/分未満 30回/分以上	SpO2 90%以下
循環	橈骨弱い、速い、触知不能 皮膚蒼白・冷感・湿潤・活動性出血	120回/分以上 50回/分未満	BP 90mmHg 未満 BP 200mmHg 以上
体温			35℃以下

＜第2段階：解剖学的評価＞

特徴的所見	疑うべき病態
意識障害＋頭部損傷・瞳孔不同・耳／鼻孔出血	重症頭部外傷
顔面の著しい損傷、上下顎骨変形	気道閉塞（上／下顎骨骨折）
頸部皮下気腫、気管変形	気管損傷
頸静脈怒張＋血圧低下	心タンポナーデ
頸静脈怒張、気管偏位、皮下気腫、呼吸音左右差	緊張性気胸、血胸
胸郭動揺、奇異性呼吸	フレイルチェスト
胸部創より気泡混じりの出血	開放性気胸
腹壁緊張、腹部膨隆、腸管脱出	腹腔内出血・腹部臓器損傷
骨盤動揺・圧痛、下肢長差	骨盤骨折
大腿の変形・出血・腫脹・圧痛、下肢長差	両側大腿骨骨折
四肢麻痺	脊髄損傷
頭頸部・体幹部・そけい部への穿通性外傷	重要臓器損傷、大血管損傷
顔面または気道の熱傷	気道閉塞
重量物挟まれ・下敷き	クラッシュ症候群
四肢軟部組織剥脱	デグロービング損傷
四肢の切断	
15%以上の熱傷	

＜第3段階：受傷機転＞

体幹部挟まれ 1肢以上の挟まれ（1時間以上）
高所墜落、爆発、異常温度環境
有毒ガス、NBC 汚染

＜第4段階：災害弱者＞

幼小児、高齢者、妊婦、障害者
慢性基礎疾患、旅行者

5 トリアージの実施場所

トリアージの実施場所は基本的に次のとおりとする。

(1) 一次トリアージ

- ① 一次救護所の院外
- ② 二次救護所
- ③ 災害現場

(2) 二次トリアージ

- ① 一次救護所の院内
- ② 二次救護所での搬送直前の選別
- ③ 災害現場での搬送直前の選別

6 トリアージの実施者

基本的にトリアージは、傷病者の処置を実施しないトリアージ指揮者（医師等）が一人で行うものとし、傷病者に対する処置に優先して行うものとする。

また、トリアージタグに記入する補助者及びトリアージ後の搬送者を別に定め効率よく行うものとする。

7 トリアージタグの運用

(1) 一次トリアージ

- ① トリアージが決定したら、判定色までを切り取り、切り取った不要な紙片は、トリアージ実施者が保管する。
- ② タグは、基本的に直接右手首に付けることとする。
- ③ タグの記載内容を修正する場合は、症状が軽症化していれば新しいタグを使用し、古いタグに斜線を入れ、古いタグはそのまま付けておく。

また、症状が重症化していれば、1回目のトリアージ区分に二重線を引き、新たなトリアージ区分に○を付け判定色まで切り取る。

- ④ 基本的にトリアージの結果は、本人と家族に説明する。
- ⑤ 傷病者のタグの1枚目は、一次トリアージ実施者が切り取り回収保管する。
- ⑥ 緑色タグの氏名等個人の情報は、状況により傷病者本人に記入させ、トリアージの時間の短縮を図る。

(2) 二次トリアージ

- ① 傷病者を搬送する場合、トリアージタグの3枚複写のうち2枚目は搬送した救急隊等が切り取り回収保管し、搬送しない場合は二次トリアージ実施者が切り取り回収保管する。

- ② 複写の3枚目のタグは、君津中央病院等収容医療機関のトリアージ実施者が回収保管する。

8 トリアージタグの記載内容

記載項目	記載方法及び記載内容
タグのNo	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージ実施場所ごとに「通し番号」をつける。 ・再度トリアージを行った場合でも、最初に記載した番号は変更しない。
氏名・年齢・性別・住所・電話	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、年齢、性別、住所は必ず記入する。なお、性別は○で囲む。 ・不明の場合には、例えば「氏名不詳」「推定○○歳」「袖ヶ浦市内の○○避難所で収容」等具体的に記載する。
トリアージ実施月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージを行った月日、時刻を記載する。
トリアージ実施者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージを行った者の名前をフルネームで記載する。 ・医師が死亡を確認した場合には、例えば「死亡確認医師:○○○○」等検視、検案が容易にできるようにする。
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「○○病院」「○○学校救護所」等トリアージを行った場所を具体的に記載する。
トリアージ手順	<p>①傷病者の呼吸をチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸がない場合は気道を確保し、それでも呼吸がない場合は死亡（黒）、呼吸が回復した場合は重症（赤）、10回/分以上、30回/分未満の場合は循環をチェックする。 <p>②毛細血管再充満時間（ブランチテスト）をチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛細血管再充満時間が2秒以上の場合は、重症（赤）とする。 ・毛細血管再充満時間が2秒以上の場合は、意識状態をチェックする。 <p>③単純な命令を出し、その反応をチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純な命令に応じない場合は、意識がないか意識障害が認められるので重症（赤）とする。 <p>④単純な命令に応じる場合は、歩行をチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩けない傷病者は、中等症（黄）とする。 ・歩ける傷病者は、軽症（緑）とする。
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージ区分を○で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残して切り離す。 ・症状が重くなったことによりトリアージ区分を変更する場合は、最初に○で囲んだ区分を二重線で消し、新たな区分を○で囲み、その上部に変更時刻を記載する。合わせて、変更後のトリアージ区分と同じモギリ部分を残して切り離す。 ・症状が軽くなったことによりトリアージ区分を変更する場合は、最初に○で囲んだ区分を二重線で消し、新たに2枚目のトリアージタグを

記 載 項 目	記 載 方 法 及 び 記 載 内 容
	<p>作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が死亡を確認した場合は、死亡群（0）に○をつけるとともに、死亡確認の月日，時刻を記載する。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場、搬送機関、収容医療機関で共通に使用する。 ・医療従事者等が搬送・治療上特に留意すべき事項等を記載する（応急処置の内容、既往症、発見の状況、今後の治療方針で重要な事項等）。なお、収容医療機関から他の医療機関への転院は、原則として、トリアージタグは使わずに紹介状を作成する。ただし、トリアージタグは付けたまま搬送する。 これは、複写の3枚目を収容医療機関が患者情報、予診票、診療録に代用できるようにするため回収保管し、安否情報の交換に用いるためである。
症状・受傷部位 ・傷 病 名	<ul style="list-style-type: none"> ・医師は、傷病名を記載する。 ・傷病名を確定できない場合、負傷者の症状を「挫創」「打撲」「痛み」「出血」等該当する内容を記載する。 ・バイタルサインのチェックを行う。又は、酸素投与等の処置を行った場合は、時間及びその量、実施者氏名を記載する。
人 体 図	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷箇所を表示するとともに、負傷状況の該当するところをチェックする。
搬 送 機 関 名	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、「〇〇消防署〇〇救急隊」「家族の自家用車」等搬送した機関名を具体的に記載する。
収 容 医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、「△△病院」「〇〇診療所」等患者を収容した医療機関名を記載する。

トリアージタグ (表)

Noはあらかじめ割り振った番号を用いる。二次トリアージでタグを新たに付ける場合は一次で付した番号を使用

No.	氏名	年齢	男・女
住所		連絡先 TEL	
受傷場所	来院方法 救急車 自家用車 徒歩 その他		
トリアージ実施時刻	実施者 (医師 その他)	実施場所	
1) 月 日 時 分	1) 氏名:	1) 救護所 病院	
2) 月 日 時 分	2) 氏名:	2) 救護所 病院	
一次トリアージ (1回目): チェックシート参照			
1): <input type="checkbox"/> 黒 0 <input type="checkbox"/> 赤 I <input type="checkbox"/> 黄 II <input type="checkbox"/> 緑 III			
要援護者: <input type="checkbox"/> こども <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 病人 <input type="checkbox"/> ()			
二次トリアージ (2回目) (カテゴリー変更: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
2): <input type="checkbox"/> 黒 0 <input type="checkbox"/> 赤 I <input type="checkbox"/> 黄 II <input type="checkbox"/> 緑 III			
症状・受傷部位・傷病名	(1)		
	(2)		
特記事項 (処置内容等)	(1)		
	(2)		
搬送機関名	救急隊	収容医療機関名	病院

21.8

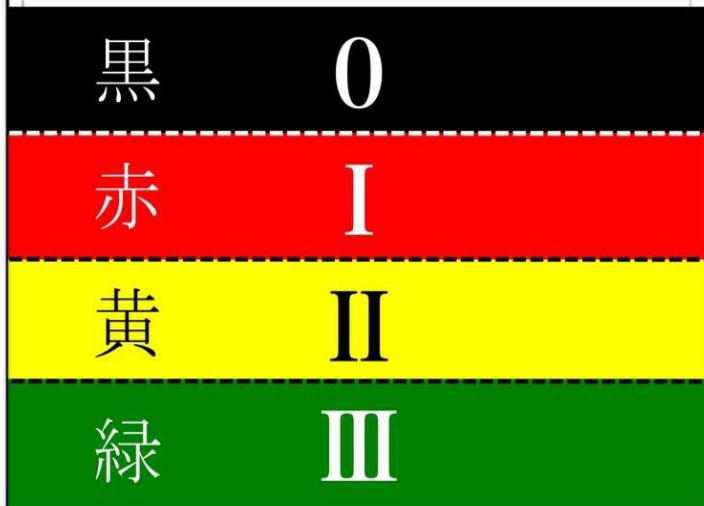
※負傷者多数の場合はスタッフで記入。トリアージ緑では患者に記載してもらうことも可

※聞き取りにより記入。氏名、電話番号がわからないときは特徴 (服装, 髪型, 収容場所など) を記入

※トリアージ班医師が記入
 ※一次, 二次それぞれ記入
 ※実施者氏名はフルネームで記入
 ※不処置群とした場合は「死亡診断医〇〇〇」と記入

※医師が診察に基づき記入
 一次 (ふるい分け) はスタート法
 二次 (選別) は解剖学的評価も加味
 ※トリアージ区分は該当箇所をチェックする
 ※要援護者は一次の段階で記入

二次トリアージで推定される傷病名および実施した処置内容を記載する

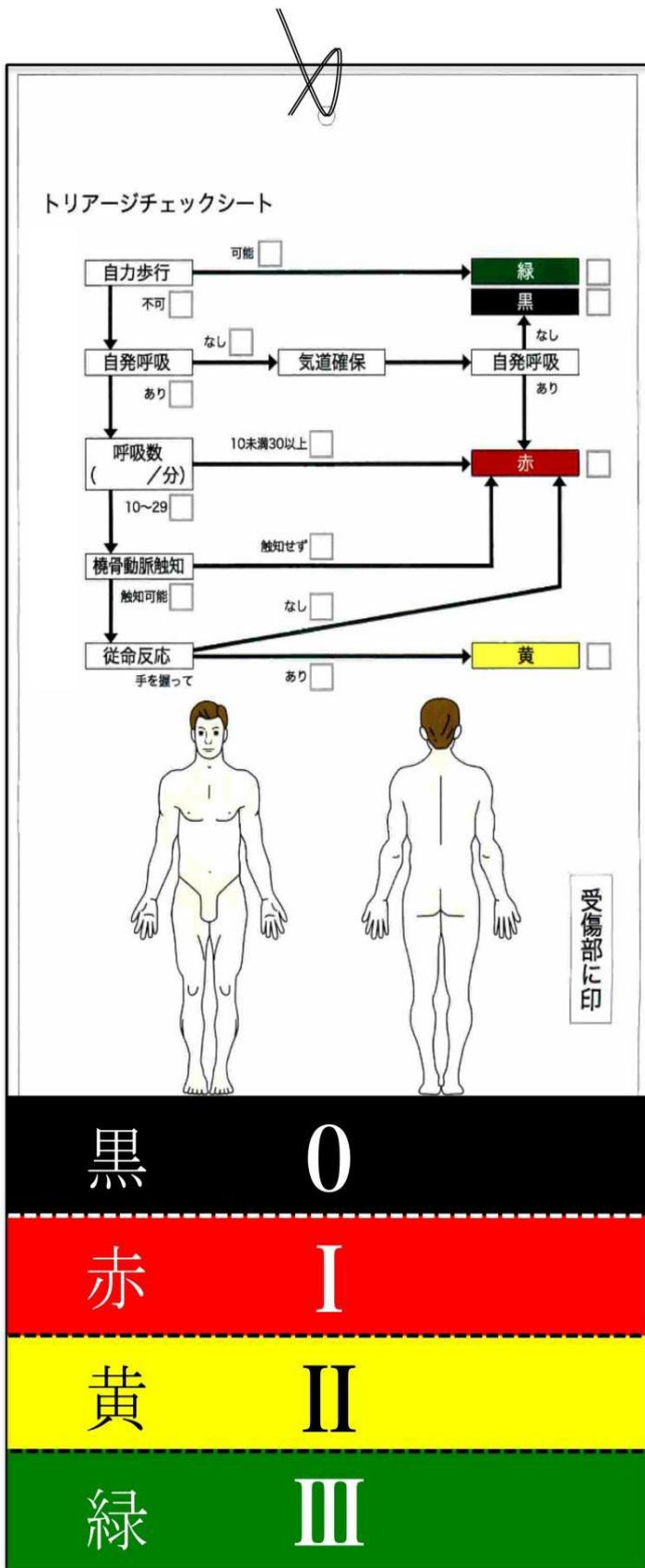


3枚複写になっている

- ・1枚目: 一次トリアージ終了後に切り離す
- ・2枚目: 搬送機関 (消防) が医療機関に引渡す前に切り離す
ただし、院内において二次トリアージを実施した際に切り離すこともある
- ・3枚目: 病院群で回収

この部分は「ミン目」

トリアージタグ（裏）



ミシン目をトリアージ区分に従って
切り取る
切り取った紙片は実施者が保管

一次トリアージで記入
START法に従って記載
※判断根拠を確実にするため必ず□枠内にチェックすること
※赤と判断したらそれ以降のチェックは不要

基本的に一次トリアージで記入するが、
院内で二次トリアージを実施する場合は
二次トリアージで記入する
※受傷部に→（矢印）
※処置内容も記載

黒	0
赤	I
黄	II
緑	III

死亡しているか最良の治療を施しても死亡してしまう

即時救命治療を要する

入院治療は必要だが応急処置のみで即時治療を必要としない

帰宅可能 猶予

資料 8-2 市内の医療機関

医 科

(令和3年現在)

病院・医院名	診療科目	住所	電話	医師会加入
Ken クリニック	外科・内科・小児科・脳神経科・消化器科・呼吸器科・循環器科・皮膚科・泌尿器科	袖ヶ浦市蔵波台 6-19-1	64-0211	○
かんのう整形外科	整形外科・外科・リハビリテーション科・リウマチ科	袖ヶ浦市神納 689-1	60-7577	○
けやき台眼科	眼科	袖ヶ浦市代宿 91	64-0239	○
さくま耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	袖ヶ浦市神納 617-1	60-2787	○
さつき台クリニック	皮膚科	袖ヶ浦市長浦駅前 1-7 (イオン長浦店内)	60-2667	○
袖ヶ浦メディカルクリニック	内科・皮膚科	袖ヶ浦市蔵波台 4-20-9	38-3315	○
ヤマダ眼科クリニック	眼科	袖ヶ浦市奈良輪 1-4-2	62-0707	○
よしだ胃腸内科クリニック	内科・胃腸科・肛門科	袖ヶ浦市蔵波台 6-1-5	60-7451	○
わたなべ皮フ科形成外科クリニック	皮膚科・形成外科	袖ヶ浦市神納 707-1	60-2011	○
井出医院	内科・消化器内科・小児科	袖ヶ浦市横田 3669	75-2010	○
犬丸内科皮膚科クリニック	内科・皮膚科・小児科	袖ヶ浦市蔵波台 2-28-5	64-1191	○
高橋医院	内科・小児科・神経科	袖ヶ浦市横田 2624	75-2017	○
佐野医院	内科	袖ヶ浦市奈良輪 1-9-8	62-2338	○
山口医院	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科・内科・呼吸器内科・消化器内科・消化器外科・循環器内科	袖ヶ浦市奈良輪 535-1	62-2056	○
石井内科小児科医院	内科・小児科	袖ヶ浦市蔵波台 4-13-8	62-7360	○
蔵波台ハートクリニック	内科・循環器内科	袖ヶ浦市蔵波台 5-17-2	63-5100	○
袖ヶ浦クリニック	内科(人工透析科)・腎臓内科	袖ヶ浦市奈良輪 2-2-4	60-8331	○
袖ヶ浦さつき台病院	内科・外科・整形外科・心療内科・精神科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・神経内科・脳外科・リハビリテーション科・神経外科	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21	62-1113	○
袖ヶ浦どんぐりクリニック	内科・循環器内科	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-39-2	63-7777	○

病院・医院名	診療科目	住所	電話	医師会加入
袖ヶ浦医院	外科・胃腸科	袖ヶ浦市奈良輪 1-8-8	62-2401	○
長浦眼科クリニック	眼科	袖ヶ浦市長浦駅前 2-1-1	63-8869	○
長浦泌尿器科クリニック	泌尿器科	袖ヶ浦市久保田 2863-1	63-0022	
田中医院	内科・小児科・呼吸器外科・ 循環器内科・心臓血管外科 (下肢静脈瘤治療専門外来)	袖ヶ浦市神納 2-10-7	62-4800	○
田部整形外科	整形外科	袖ヶ浦市蔵波台 5-19-7	62-4155	○
菱沼医院	内科・小児科	袖ヶ浦市福王台 3-1-1	62-1822	○
福王台外科内科	外科・内科・整形外科・胃腸 科・皮膚科・泌尿器科	袖ヶ浦市福王台 1-10-9	62-3881	○
福王台皮膚科歯科	皮膚科	袖ヶ浦市福王台 2-1-5	60-8088	○

災害拠点病院

	医療機関名	所在地	電話
基幹災害 拠点病院	日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715	0476-99-1111 (代)
	総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326	0479-63-8111 (代)
	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7092-2211 (代)
	国保直営総合病院君津中央病院	木更津市桜井 1010	0438-36-1071 (代)

歯科

(令和3年現在)

	歯科医院名	住所	電話	歯科医師 会加入
昭和 地区	アイ・ティーデンタルクリニック	袖ヶ浦市福王台 2-13-5	63-7458	○
	かんのう歯科クリニック	袖ヶ浦市神納 2-14-18	63-0073	○
	ならわ歯科医院	袖ヶ浦市奈良輪 2-1-4	60-2117	
	むらかみ歯科袖ヶ浦医院	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-39-12	38-6448	
	やまぐち歯科	袖ヶ浦市福王台 4-21-8	62-9633	○
	近藤歯科クリニック	袖ヶ浦市福王台 1-14-1	62-6639	○
	袖ヶ浦歯科医院	袖ヶ浦市福王台 2-1-1 いそのビル 2階	63-6544	○
	中村歯科医院	袖ヶ浦市神納 1-7-5	62-4849	○
	福王台皮膚科歯科	袖ヶ浦市福王台 2-1-5	60-8550	
長浦 地区	和田歯科医院	袖ヶ浦市奈良輪 2-11-6	62-2150	○
	さつき歯科診療所	袖ヶ浦市久保田 1-5-8	63-2255	○
	とりうみデンタルクリニック	袖ヶ浦市蔵波台 4-23-28	60-8241	
	ホームデンタルクリニック	袖ヶ浦市蔵波台 1-22-1	62-2007	○
	みき歯科	袖ヶ浦市蔵波台 1-4-17	40-4488	○
みさわ歯科医院	袖ヶ浦市長浦駅前 1-7 イオン長浦店 1階	62-7888		

資料編

	加藤歯科医院	袖ヶ浦市蔵波台 1-21-6	62-8934	○
	蔵波歯科医院	袖ヶ浦市蔵波台 4-14-10	63-3354	○
	長浦マリン歯科	袖ヶ浦市長浦駅前 6-18-5	60-8070	○
	麦野歯科医院	袖ヶ浦市蔵波台 6-1-6	64-0118	○
	平成通り歯科クリニック	袖ヶ浦市蔵波台 7-16-2	60-1717	
根形 地区	いとみ歯科医院	飯富 102-3	62-1566	
	のぞみ野歯科医院	のぞみ野 69-2	63-4618	○
平川 地区	高浦歯科医院	横田 1177	75-2566	○
	ハナザワ歯科クリニック	横田 125-3	75-5804	○
	平岡歯科医院	野里 1773-1	75-6659	

資料 8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

医薬品調達先一覧

(令和3年現在)

	名称	所在地	電話番号	薬剤師会加入
行政機関	君津健康福祉センター(君津保健所)	木更津市新田 3-4-34	22-3743	
薬局	あおば薬局	横田 3668	60-5675	○
	いまむら薬局	神納 617-8	40-4562	○
	ウエルシア薬局袖ヶ浦奈良輪店	奈良輪 1416	63-8031	
	ウエルシア薬局袖ヶ浦横田店	横田 2632-1	75-7781	○
	クオール薬局蔵波台店	蔵波台 4-20-9	53-7589	○
	クオール薬局長浦店	蔵波台 4-10-11	63-1953	○
	クスリのアオキ神納薬局	奈良輪 249-1	97-6303	○
	クスリのアオキのぞみ野薬局	のぞみ野 70-3	38-6500	○
	くらなみ薬局	蔵波台 3-3-12	63-2807	○
	サンリツ薬局長浦店	蔵波台 5-19-5	60-8350	○
	すずらん薬局	久保田 2864-8	97-7260	○
	スマレ調剤薬局	長浦駅前 4-2-2	63-0947	○
	たんぼぼ薬局袖ヶ浦店	蔵波台 5-17-7	63-6671	○
	豊島薬局	横田 1150-2	75-2628	○
	ならわ薬局	袖ヶ浦駅前 1-39-3	38-5559	○
	なりまつ薬品さつき台薬局	長浦駅前 2-2-11	63-5858	○
	なりまつ薬品福王台店	福王台 2-1-1	62-6966	○
	フラワー薬局のぞと店	野里 1773-3	75-8055	○
	マリオン薬局長浦店	蔵波台 6-1-6	60-7488	○
	薬局タカサ袖ヶ浦店	神納 2-17-7	60-2080	○
	薬局タカサ長浦店	蔵波台 6-19-26	63-8055	○
	薬局タカサ奈良輪店	奈良輪 534-1	60-1577	○
	ヤックスドラッグ袖ヶ浦薬局	蔵波台 5-19-3	60-8496	○
	ヤックスドラッグ横田薬局	横田 1210	97-5026	○
	やまもと薬局袖ヶ浦店	奈良輪 2-5-13	63-6181	○
	ゆう調剤薬局	神納 688-5	53-7385	
養の薬局	神納 2-11-9	62-8815		
よこた薬局	横田 2624-11	75-6680		

【9】その他

資料9-1 気象等観測施設一覧

(1) 気象観測施設（大気汚染監視測定網）

測定局	測定項目											
	二酸化 硫黄	二酸化 窒素	一酸化 炭素	浮遊 粒子状 物質	光化学 オキシ ダント	炭化 水素	風向 風速	温度 湿度	日射 紫外線	降雨量	酸性雨	PM 2.5
坂戸市場（補修員詰所）	○	○		○	○	○	○	○				○
長浦（長浦小学校）	○	○		○	○	○	○					○
代宿 （浄水場）	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
三ツ作（根形中学校）	○	○		○	○		○					
蔵波（子供の遊び場）		○		○	○		○			○		
吉野田（吉野田保育所）		○		○	○		○					
横田（平川中学校）	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
川原井（第六分区集会場）		○		○	○		○			○		
福王台（消防本部）	○	○	○	○		○	○			○		
大曾根（旧学校給食センター）			○	○			○					○

(2) 地震計設置施設

施設名	所在地	備考
市役所	坂戸市場1-1	千葉県震度情報ネットワーク 防災行政無線（固定系）と連動（震度4以上自動放送）

(3) 水位テレメーター観測所（千葉県）

河川名	観測所名	所在地
小櫃川	富川橋	阿部100-6
浮戸川	神納	神納1529-1

資料 9-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

応急仮設住宅建設候補地一覧

(令和 3 年 4 月現在)

番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	仮設住宅建設 可能区域面積 (㎡)	建設可能 戸数(戸)	備考
1	福王台中央公園	福王台 1 丁目 25 番 2 号	1,650	19	
2	山王公園	福王台 4 丁目 24 番	2,800	36	
3	蔵波公園	蔵波台 4 丁目 22 番	6,750	70	
4	清水公園	蔵波台 5 丁目 15 番	1,200	12	
5	長浦駅前坂本公園	長浦駅前 8 丁目 17 番	3,000	28	
6	代宿公園	代宿 8 3 番地 1	2,700	27	
7	袖ヶ浦公園第二駐車場	飯富 1629 番地 2	4,730	45	
8	のぞみ野泉台公園	のぞみ野 80 番地 1	6,100	70	
9	百目木公園	百目木 200 番地	19,000	273	
10	総合運動場野球場 (市営球場)	坂戸市場 1566 番地	13,200	124	
11	総合運動場陸上競技場	坂戸市場 1566 番地	10,700	116	
12	総合運動場庭球場	坂戸市場 1566 番地	2,560	30	
13	今井野球場	長浦 580 番地 76	12,300	132	
14	長浦運動広場	蔵波 611 番地	5,100	61	
15	根形運動広場	下新田 982 番地	5,500	56	
16	平岡運動広場	野里 1564 番地 1	9,550	78	
17	永吉運動広場	永吉 712 番地 3	13,632	90	
18	のぞみ野サッカー場	のぞみ野 10 番地 1	8,800	126	
19	市営住宅神納用地	神納 1290 番地 1	4,900	46	
20	保育所予定地	のぞみ野 10 番地 2	2,300	20	
21	学校建設予定地	代宿 100 番地 1 他	8,060	66	
		合 計	144,532	1,525	

資料9-3 袖ヶ浦市自主防災組織一覧

袖ヶ浦市自主防災組織一覧

(令和3年4月1日現在)

No.	組織名	発足年月日	世帯数	地区別
1	奈良輪第5分区自治会自主防災組織	S61. 9.25	132	昭和地区
2	神納一区上新田分区自主防災組織	S63. 3.18	110	
3	神納一区旭分区自主防災組織	H 1. 3.18	118	
4	福王台第2分区自主防災組織	H 2. 8. 8	187	
5	神納まきば台自治会自主防災組織	H 4.10. 1	74	
6	牧場団地自治会自主防災組織	H 8.11. 1	75	
7	富士見台自治会自主防災組織	H 9. 3. 9	94	
8	福王台第3東分区自主防災組織	H 9. 9.16	220	
9	福王台第1分区自主防災組織	H 9. 9.17	137	
10	袖ヶ浦シーハイツ自主防災組織	H12. 7. 1	129	
11	神納東区第1分区自主防災組織	H17. 4. 1	181	
12	今井3丁目なぎさ自治会自主防災組織	H18. 5. 1	43	
13	神納一区松ヶ丘分区自主防災組織	H18. 9. 3	129	
14	福王台第3西分区自主防災組織	H24. 4. 1	307	
15	神納1区出津分区自主防災組織	H26. 4. 1	143	
16	坂戸市場区自主防災組織（二組織統合：東部＋西部）	H26.12.22 統合	387	
17	神納一区箕和田分区自主防災組織	H27. 6. 1	202	
18	福王台第4分区自主防災組織（二組織統合：福王台4分区+5分区）	H28. 4. 1 統合	346	
19	神納一区下新田分区自主防災組織	H28.10. 1	138	
20	奈良輪区自主防災組織	R 1. 8. 5	507	
21	蔵波台若草東自治会自主防災組織	S58.10. 1	407	長浦地区
22	長浦駅前4丁目自治会自主防災組織	S59.12. 1	211	
23	長浦駅前5丁目自治会自主防災組織	S59.12.16	216	
24	蔵波台5丁目自治会自主防災組織	S61. 2.14	337	
25	長浦駅前2丁目自治会自主防災組織	S61. 3. 8	164	
26	長浦駅前6丁目自治会自主防災組織	S61. 5.11	200	
27	長浦駅前7丁目自治会自主防災組織	S62. 9.26	141	
28	蔵波台4丁目自治会自主防災組織	S63. 4. 1	245	
29	蔵波台3丁目自治会自主防災組織	H 1. 3.21	163	
30	蔵波台若草西自治会自主防災組織	H 3. 4. 1	458	
31	浜宿団地自治会自主防災組織	H 3. 7.20	277	
32	蔵波台2丁目自治会自主防災組織	H 4. 1. 1	80	

No.	組織名	発足年月日	世帯数	地区別
33	今井中央自治会自主防災組織	H 5.10.10	78	長浦地区
34	長浦若葉自治会自主防災組織	H 7. 3.19	46	
35	蔵波台1丁目自治会自主防災組織	H 7. 4. 1	242	
36	蔵波台みどり自治会自主防災組織	H 7. 4. 9	195	
37	長浦駅前8丁目自治会自主防災組織	H 7. 5.27	89	
38	長浦駅前1丁目自治会自主防災組織	H 7. 9. 1	97	
39	長浦駅前3丁目自治会自主防災組織	H 7.10. 1	84	
40	長浦県営住宅自治会自主防災組織	H 8. 4. 1	91	
41	蔵波台7丁目自治会自主防災組織	H 8. 8.17	115	
42	ラミアール千葉袖ヶ浦自主防災組織	H12. 5. 1	71	
43	代宿第6分区自主防災組織	H18. 6.26	82	
44	今井区自主防災組織	H21. 8.22	185	
45	蔵波県営住宅第1自主防災組織	H23. 4.10	384	
46	蔵波県営住宅第2自主防災組織	H23. 4.10		
47	今井東自主防災組織	H25. 5. 1	184	
48	橘東分区自主防災組織	H27.10.27	71	
49	橘西分区自主防災組織	H28.11.22	112	
50	代宿第1・2分区自主防災組織	H29. 4. 1	156	
51	蔵波谷町内会自主防災組織	H31. 2.24	21	
52	のぞみ野第2自治会泉台自主防災組織	H 9. 4. 1	372	
53	のぞみ野第2自治会あけぼの自主防災組織	H 9. 4. 1		
54	のぞみ野第2自治会丘の上自主防災組織	H 9. 4. 1		
55	のぞみ野第1自治会しんりん自主防災組織	H12. 3.25	361	
56	のぞみ野第1自治会なかよし自主防災組織	H12. 3.25		
57	のぞみ野第1自治会みはらし自主防災組織	H12. 3.25		
58	勝区自主防災組織	H18. 4. 1	41	
59	大曾根区自主防災組織	H30. 3.18	118	
60	飯富区自主防災組織	R 2. 4. 1	235	
61	花房平自治会自主防災組織	H 6.11. 1	87	平岡地区
62	もみの木台自治会自主防災組織	H 7. 4. 1	93	
63	野里区自主防災組織	H20.10. 1	336	
64	永地区自主防災組織	H20.10. 7	85	
65	上泉区自主防災組織	H22. 8.20	161	
66	下泉区自主防災組織	H23.12.26	78	
67	高谷区自主防災組織	H25. 2. 1	117	
68	川原井区第1自主防災組織	H25. 4. 1	124	
69	川原井区第2自主防災組織	H25. 4. 1	55	

資料編

No.	組織名	発足年月日	世帯数	地区別
70	滝ヶ沢区自主防災組織	R 3. 4. 1	103	平岡地区
71	小路第2区（1・2分区）自主防災組織	H 5. 1. 1	170	中富地区
72	滝の口ファミリータウン自主防災組織	H 8. 12. 13	93	
73	鹿島区自主防災組織	H20. 2. 1	161	
74	大鳥居区自主防災組織	H24. 4. 1	56	
75	山中区自主防災組織	H24. 12. 25	107	
76	上宿区自主防災組織	H25. 11. 1	225	
77	百目木区自主防災組織	H27. 3. 31	134	
合計			12,173	

【様式集】

様式 1 自衛隊派遣要請の様式（県への要請の様式）

その 1 自衛隊災害派遣要請依頼書

	第	号
	年	月 日
千葉県知事	様	
	〇〇〇市（町・村）長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

様式2 避難所運営のための様式

その(1)

問合せへ回答の可否 可・否	通し番号
------------------	------

きにゅうび 記入日	年 月 日 ()		らいしよじかん 来所時間	時 分				
じゅうしょ 住所	〒 -		じちかいめい 自治会名					
			じたく 自宅の ひがいじょうきょう 被害状況	ぜんかい はんかい いちぶそんかい 全壊 / 半壊 / 一部損壊 ぜんしょう はんしょう ゆかうえんすい 全焼 / 半焼 / 床上浸水 りゅうしゅつ 流出 / その他 ()				
でんわ 電話	() -		たいざい きぼう 滞在を希望 する場所	ひなんじよ <input type="checkbox"/> 避難所 ()				
けいたいでんわ 携帯電話	() -			<input type="checkbox"/> テント (避難所敷地内に設営)				
その他 れんらくさき 連絡先 (親戚など)	〒 - () -		<input type="checkbox"/> 車両 (避難所敷地内に駐車)		<input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅 / 他 ())			
ひなんじよ りょう ひと ひなんじよいがい ぼしよ たいざい ひと きにゅう 避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)								
しめい 氏名		ねんれい 年齢	せいべつ 性別	つづきから 続柄	たいおん 体温	たいちょう 体調	しゅうかんない 2週間内 とこうれき 渡航歴	◆退所確認日時
世帯主	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		℃	良・不	無・有	月 日 () 時 分
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		℃	良・不	無・有	月 日 () 時 分
ご家族	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		℃	良・不	無・有	月 日 () 時 分
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		℃	良・不	無・有	月 日 () 時 分
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		℃	良・不	無・有	月 日 () 時 分
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		℃	良・不	無・有	月 日 () 時 分
じかようしゃ ひなんじよ 自家用車 (避難所に ちゅうしゃ ぼあい 駐車する場合)	しゃしゅ 車種		いろ 色		ナンバー			
とっきじこう その他特記事項								

資料編

その(2)

避 難 者 名 簿		被 害 名		避 難 所 名		作 成 名		班 No.	
番号	避 難 期 間	氏 名	性別	年齢	世帯主 との 続 柄	現 住 所	事 後 消 息	離散家族氏名(続柄) 氏名	備 考
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								

- (注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
- (注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。
- (注3) 「備考」欄には、市民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

様式3 応急医療救護に関する様式

救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部 班			発信者			
受信機関		本部 班			受信者			
場 所								
従事者数				軽 症	中 等 症	重 症	計	左のうち 要搬送者
医 師	看 護 師	そ の 他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

様式4 リ災証明書発及びり災証明書交付願の様式

整理番号

り災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				

り災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

袖ヶ浦市長

1棟1交付願

り災証明書交付願
(新規・再申請)

(整理番号) 市記入

令和 年
月 日

袖ヶ浦市長 様

(必須) 世帯主 氏名..... 印

(住民基本台帳) 住所 〒.....

(証明書送付先) 住所 同上
〒.....

電話.....

代理人 氏名..... 印

世帯主との関係 同一世帯人 (関係.....) ・ 別世帯の親族 (関係.....) ・ その他 (.....)住所 同上 (世帯主の住民基本台帳の住所と同じ)

〒.....

電話 同上.....

り災証明書の発行に際し、私及び私の世帯員に関する住民基本台帳を調査することに同意し、り災証明書交付願を提出します。

必須	り災日時	令和 年 月 日 時 分 頃
	災害種別 (災害名)	
必須	所有の形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家 かつ <input type="checkbox"/> り災時に居住している人がいた。
	住家の種類	<input type="checkbox"/> 母屋 <input type="checkbox"/> 離れ
	所在地	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳上の住所と同じ 袖ヶ浦市
	被害箇所	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
任意	証明を必要とする者	り災証明書に世帯主以外で記載を要する同一世帯の者の氏名など 氏名..... 続柄..... 氏名..... 続柄..... 氏名..... 続柄.....
	住家以外の建物や動産の被害状況	
	備考	必要罹災証明書枚数 枚

- 確認(必須) 1 被害の判定にあたって写真判定に、 同意します 同意しません
・提出された写真は返却いたしません。
- 2 り災証明書の交付方法は、 郵送を希望します 来庁します
↳世帯主名で、世帯主に送付します

様式5 行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの様式

(その1)

遺 留 品 処 理 票			
整理 番号	第 号	取扱日時	年 月 日 時 分
		取扱者	収容所・保管所・氏名
被保管者 住所氏名	住所 氏名	遺 留 品	
		品 名	数 量
送付先	保管所		
送付月日	年 月 日		
保管替先	保管所		
保管替日	年 月 日		
引渡月日	年 月 日		
受取人の 住所氏名 連絡先	住所 氏名 電話番号	印	
立会人の 住所氏名	住所 氏名		
摘 要			

(その2)

要 捜 索 者 名 簿

No. _____

整理 番号	届出月日	要 捜 索 者							届 出 者				備 考
		住 所	氏 名	年齢	性別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	連絡先	要捜索者 との関係	
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												

資料編

(その3) 火・埋葬台帳

市町村名：袖ヶ浦市 No. _____ / _____

整理 番号	死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		遺 族 住 所 氏 名 連 絡 先	埋葬を行った者		火・埋葬場所 納 骨 場 所	埋 葬 費				備考
			氏名	性別 年齢		死 亡 者 との 関係	住 所 氏名 連絡先		棺 (付属品含)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給額) 円	
	小 計			人					円	円	円	円	
	合 計								(現物給与) 件	(支給額) 円	(現物給与) 件	(支給額) 円	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(その4) 遺体処理台帳

市町村名：袖ヶ浦市 No. _____

整理 番号	処 理 年 月 日	遺体発見 日 時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理				遺体の 一 時 保存料	検 案 料	実支出額	備 考 一 時 保 存 場 所 火・埋葬の有無等
					住所 氏名 連絡先	続柄等	品 名	単 価	数 量	金 額				
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	年 月 日 時						円		円	円	円	円	
	小 計 合 計									円	円	円	円	

(注) 1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式6 市の報告様式

(様式1)

被害発生状況連絡票					
受付 日時	年 月 日 時 分	被災者 又は 通報者	住所 氏名	電話 ()	
被害 発生 場所	(住宅地区 頁)				
被害 状況					
記録者 氏名	部 課	送付日 送付先	年 月 日	部	課
関係課 処置 記録					

総務部長	防災安全課長	同課員	主務部長	同次長	同課長	同班長	同班員	同班員

(様式2)

被害報告受付票							
受付日時	年	月	日	午前・午後	時	分	No.
連絡者	(住所) (氏名) 電話 ()						
被害発生場所					住宅地図	頁	
被害種別	被害状況						
1 人的							
2 住家							
3 道路							
4 河川							
5 がけ崩れ							
6 公共施設							
7 その他							
受付者			送付先			処理者	
調査結果・対応状況							
指示等							
部長	次長	課長	班長	班員	課長		
						処理済	
						月日	

資料編

(様式3)

災害箇所一覧表

No. _____

番号	通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	

(様式4)

人 的 被 害 報 告									
発信日時	月	日	時	分	受信日時	月	日	時	分
発信機関	部		班		発信者				
受信機関	本部		班		受信者				
情報源	住 民	消防団		自主防		確 認	済 (どこで)		警 察
	その他 ()			未		
発 生	日 時	月	日	時	分				
	場 所								
	原 因								
状 況	・被害者の住所氏名 ・年令等								
対 応 措 置									
死 者	行方不明	負 傷 者							
人	人	重 傷	人		計	人			
		軽 傷	人						
この情報は	警 第	号		}		で記者発表	済	未発表	
	その他	()					

(様式5)

住 家 被 害 報 告															
発信日時	月	日	時	分	受信日時	月	日	時	分						
発信機関	部		班		発信者										
受信機関	本部		班		受信者										
情報源	住民	消防団		自主防		確認	済(どこで)		警察						
	その他()						未			その他					
発生	日時	月	日	時	分										
	場所														
	原因														
状況		<ul style="list-style-type: none"> ・居住者名 ・避難状況 													
全	壊	半	壊	一	部	破	壊	床	上	浸	水	床	下	浸	水
棟		棟		棟		棟		棟		棟		棟		棟	
世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯	
人		人		人		人		人		人		人		人	
この情報は	警	第	号		}	で記者発表	済	未発表							
	その他	()													

(様式6)

道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・漁港 その他 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・船舶・その他（ ）				}の被害報告			
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分	
発信機関		部 班		発 信 者			
受信機関		本部 班		受 信 者			
情報源	住 民 消防団 自主防		確 認	済 (どこで)		警 察	
	その他 ()			未		その他	
発 生	日 時	月 日 時 分					
	場 所						
	原 因						
状 況		<ul style="list-style-type: none"> ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込 					
対 応 措 置							
この情報は		警 第 号		}で記者発表 済		未発表	
		その他 ()					

様式 1 - 1

災害緊急報告 [市町村]

第 報

月 日 時 分現在

災害種類		報告機関	
覚知日時	月 日 時 分覚知	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況			
庁舎での執務	可 不可	備考	
防災無線使用	可 不可	電気	通常電源・非常電源・その他 []
災害規模概況 (人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること)			
死傷者	<input type="checkbox"/> 死者 () 人 <input type="checkbox"/> 行方不明者 () 人 <input type="checkbox"/> 負傷者 () 人		
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 () 棟 <input type="checkbox"/> 半壊 () 棟 <input type="checkbox"/> 床上浸水 () 棟		
【判明事項】 火災発生: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、延焼(可能性): <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、津波の発生: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
応急対策の状況 (当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること)			
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況			
県、他の市町村等への応援要請	未 済	要請内容	
		区域	
自衛隊の災害派遣要請	未 済	要請内容	
		区域	
ボランティアセンター設置状況	有 無		
ボランティアの活動状況			
その他関連事項			
措置情報			
災害対策本部設置 (本部設置前名称:)			
設置日時	月 日 時 分	出動人員	消防職員延べ 人 消防団員延べ 人
津波注意報・警報	①住民への伝達: 市町村防災行政無線等 (時 分)、広報車 (台)		
	②沿岸パトロール: 市町村車両 (台)、消防関係車両 (台)		
避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難	理由
	避難日時	月 日 時 分	避難先
	避難地区名		世帯数 (人)
	警戒区域の設定区域名		避難所 箇所開設、 世帯 人収容
	避難所状況		

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること